

100. くらし・市民の力をいかした地域づくり

(2026年8月19日更新版)

- 101. 市民と共に創る温かなくらし(地域コミュニティ・市民活動)
- 102. 一人ひとりが希望する生き方を選択できる社会
(男女共同参画・人権・多文化共生・生涯学習)
- 103. 誰もが安全で安心して暮らせる社会(防犯・交通安全・消費生活)
- 104. 安定した市民サービスの提供(斎場・市民サービスコーナー)

101.市民と共に創る温かなくらし

00 基本認識

01 地域コミュニティの振興(新共助社会の構築)

02 市民活動の促進

0-1 基本認識

- 行政経営における経営資源は、「社会全体の力」。市政運営においては、市役所組織や市有財産だけではなく、社会全体の力を経営資源として、それを有効活用し、「社会全体への効果・社会的便益を最大化」することが重要。
- なかでも、地域社会における絆や心のつながりという「無形の社会の力」をどう活かし、高めていくかが極めて重要。
- 静岡市には、「人の心が温かい」という強みがある。それを活かした、自治会等の温かい地域のコミュニティや、地域課題の解決に取り組む様々な市民活動団体がある。こうした、「地域をよくしたい」「暮らしやすいまちにしたい」というたくさんの人の「こころ」と「行動」が地域社会を支えている。
- 一方で、自治会等の地域団体の参加者の高齢化、若年層の参加が少ないことなどから、地域の絆やつながりが弱くなりつつある。このままでは地域社会の大きな力が衰退してしまう危機的状況。
- また、変革期を迎えている社会においては、市民の様々な活動を行政が積極的に下支えし協働することで、多様な主体がうまくつながり、社会全体の力で新たな価値を創造していくことが求められている。
- 「地域をよくしたい」という人の思いや力を活かすため、新しい時代における持続可能な共助社会の仕組みづくりや協働の仕組みづくりが必要。

01 地域コミュニティの振興 (新共助社会の構築)

1-1 静岡市の自治会・町内会活動の状況と評価

1 自治会・町内会の組織

静岡市には953団体もの単位自治会・町内会が存在し、それぞれが特色をもった活動を行っている。



2 自治会・町内会の活動

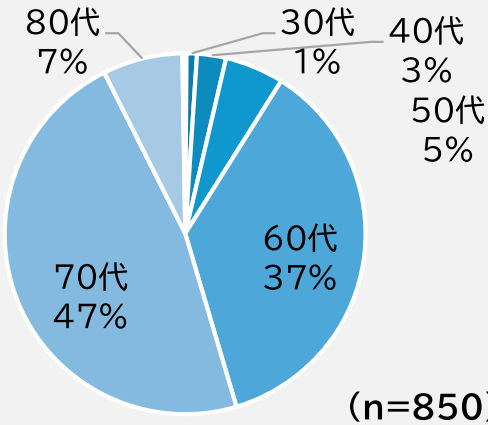
地域に必要不可欠な公共性の高い活動が多く行われている

順位	活動	実施団体数
1	資源ごみ等の活動	685
2	葬儀への協力	651
3	回覧など情報共有	611
4	清掃など環境美化	447
5	地域住民の交流	291
6	行政への要望	280
7	防災	255
8	高齢者福祉	245
9	防犯	139
10	児童の健全育成	134

(n=850)

3 自治会・町内会長の年齢構成

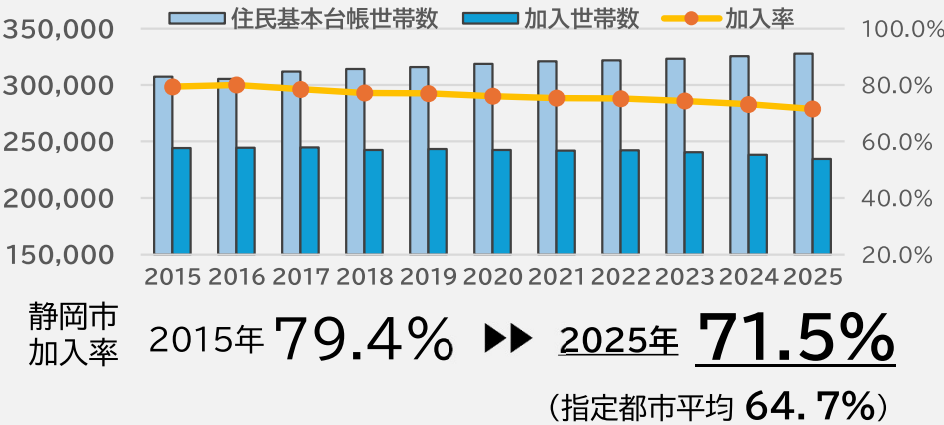
単位自治会・町内会では60代、70代の会長が8割以上を占めており、担い手が高齢化している。



出典：静岡市調査(2021年)

4 静岡市の自治会・町内会加入率の推移

市内の加入率は徐々に減少しており、全国的にも同様の状況にある。



- 自治会・町内会は、地域社会のつながりを支える中核である一方、活動の負担増大、役員の担い手不足、住民の参加の減少が大きな社会課題となっている。
- 加入率は、他の指定都市と比べると高い状況だが年々減少している。自治会・町内会は地域の安全安心や日々の暮らしを支える様々な活動を担っており、加入・未加入に関わらず多くの市民がその恩恵を受けている。一方で、担い手の減少により、こうした活動を継続していくことが難しくなりつつある。

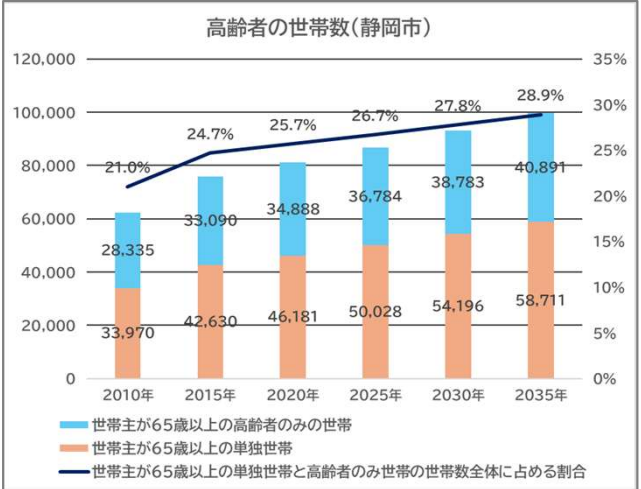
1-2 なぜ、新共助社会構築が必要なのか

(背景①) 地域社会における「共助」の重要性がこれまで以上に高まっている

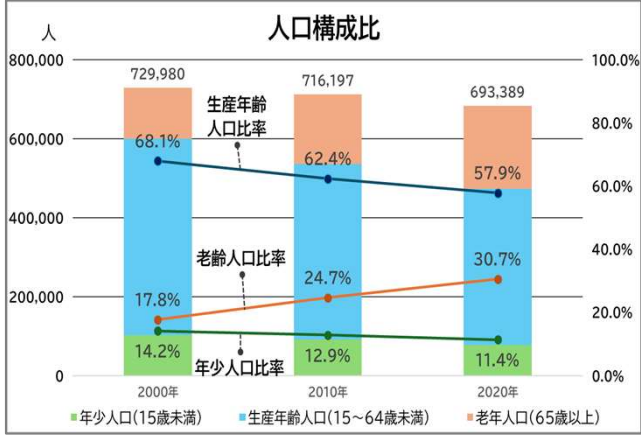
- ・従来は、家族や親族が助け合いながら、子育てや介護などの暮らしに関する様々なことを担うことが一般的だったが、現在では、核家族化や高齢化が進み、家族だけで支え合うことが難しくなっている。
- ・地域のつながりが希薄になると、子育て世帯や高齢者をはじめ、多くの人々の日常生活の安心感が損なわれる。人々が安心して暮らすためには、人とのつながり、居場所があることが重要であり、そのための「地域社会」の役割がますます重要になっている。

(背景②) 社会の変化により、これまでの「共助」の形が維持できなくなっていく

- ・人口減少や高齢化により、地域コミュニティの活動に参加する(できる)人が減少していき、これまでと同じ規模や頻度で活動を行っていくことが難しくなっている。
- ・共働き世帯の増加や定年退職の年齢引き上げなどにより、これまで活動の担い手として期待されていた層が活動に参加しづらくなっている。



「静岡市健康長寿・誰もが活躍のまちづくり専用WEBサイト まるけあネット」より



総務省「国勢調査」(各年)より

➡ 持続可能な新しい形の共助社会の仕組みづくりが必要

地域コミュニティの要となる地域団体の主な課題

- | | |
|----------|--|
| 活動の負担の増大 | …市からの依頼事務が多い、団体独自の業務や行事が多い、市と団体の役割が曖昧 |
| 役員の担い手不足 | …時間や余裕がない、役員の業務が多い、責任が重い、誰でも良いというわけではない |
| 住民の参加の減少 | …男性や高齢者が多く、女性が参加しづらい、何をしているか分からない、人間関係が面倒くさい |

1-3-1 具体的な取組

1 自治会・町内会のDXサポート

(現場の声)

デジタル化によって、負担軽減やコミュニケーションの活性化は期待できるものの、デジタルツール等の導入や運用を支援できる人材が不足しており、普及や継続に至らない。

(2024～2025年度に実施した「DXを活用した活動支援システム実証実験」より)

➡ 地域のデジタル人材(静岡市「こ・こ・に講座」の修了生等)を自治会に派遣し、自治会業務へのデジタルツールの導入などの支援を実施。2026年7月から派遣を開始している。

- ・支援内容 連絡・情報発信の効率化 (LINEなどSNSツールの活用方法、開設、初期設定の支援など)
- 会議の効率化 (オンライン会議ツールの初期設定、利用方法の支援など)
- 事務作業の効率化 (Word、Excelを活用した文書・テンプレート作成など)

2 市から自治会等に対する依頼事務の見直し

(現場の声)

市等から回覧や掲示を依頼される文書、ポスター等の分量が多く、仕分けや配付、掲示作業に時間と労力が割かれ活動の負担となっている。

➡ 市から自治会に対して回覧やポスター等の配付を依頼する際の基準を2025年度に見直し。2026年度は見直し後のルールに沿った運用を行い、市から自治会に依頼する回覧やポスター等の配付依頼を約7割削減(2024年度比)する見込み。

(現場の声)

市から自治会長・町内会長あての通知や依頼、補助金手続案内等の文書が各部署からバラバラに届き、管理や作業が煩雑になっている。

➡ 自治会業務の多くを占める「市との事務手続」を効率化し負担軽減を図るため、市と自治会との通知・依頼・申請を一元管理する「自治会等行政連絡事務システム」を2026年度中に構築する。2027年2月～3月にかけて各自治会への説明等を行い、2027年4月から運用を開始する予定。

1-3-2 具体的な取組

3 担い手確保や住民参加の拡大

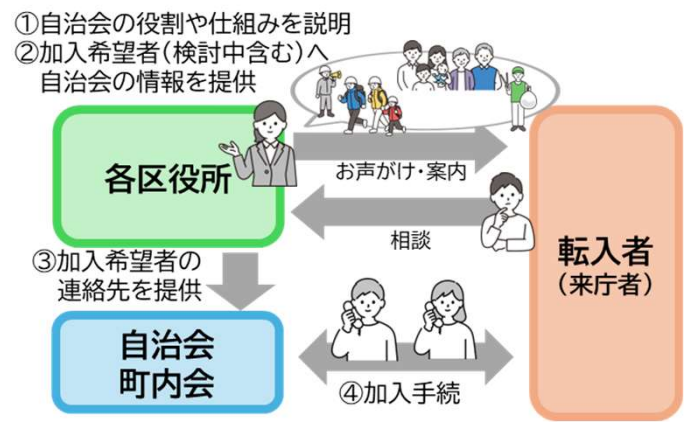
(現場の声)
プライバシー意識の高まりやライフスタイルの多様化等を背景に、転入者宅を直接訪問しにくい、あるいは訪問しても在宅していないなど、接点を持ちにくい。また、自治会の意義や加入することによる効果等について理解が得られない場面もある。

(活動への理解を促し、転入者と自治会をつなぐ仕組み)
「転入者が加入しない」という原因に対して、静岡市が直接、転入者に対してアプローチ可能な機会は、転入手続を行う際(区役所窓口)であることから、このタイミングでの働きかけを強化する必要がある。

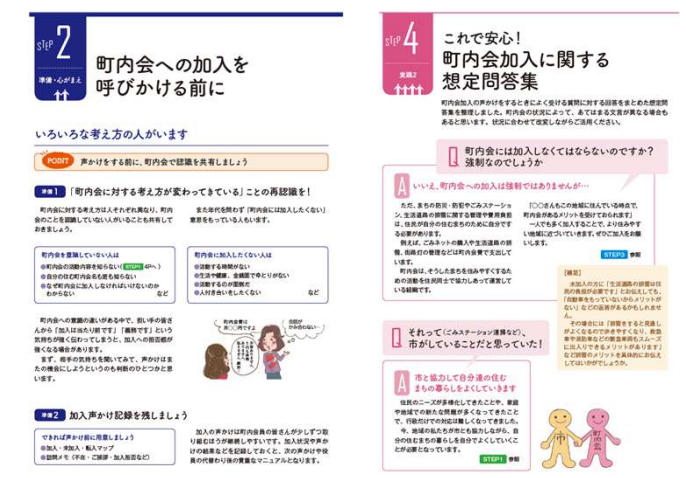
➡ 区役所での転入手続時に市職員から自治会活動を案内し、希望者は自治会へ取り次ぐほか、インターネットでも加入申出を受け付ける取組を2026年3月から実施。
役員や組長が転入者宅を訪問する前の段階で市が転入者と自治会と接点をつくることで、役員・転入者双方の心理的ハードルを軽減する。
(役 員)事前に転入者の情報が得られる、訪問日程などの調整ができる
(転入者)自治会活動を事前に知ることができ、訪問する人や時期があらかじめ分かる

(役員の加入促進活動に係る負担軽減)
転入世帯への自治会加入の呼びかけは、主に自治会役員や地区の組長等が担い、訪問による説明や会費の集金を行っている。しかし、訪問にかかる心理的負担や、人によって説明内容に偏りが生じることもあるため、役員の負担を減らしつつ、転入者に適切な情報提供を行うことが重要。

➡ 自治会での加入呼びかけの際の説明のポイントや想定問答をまとめた、役員や組長向けガイドブックを静岡市自治会連合会(自治連)と共同で作成し、地域での訪問活動をサポートする。
自治連の皆さんの意見を伺いながら制作を進め、2026年11月頃に各自治会にお届けする予定。



➤ 役員向け「加入促進ガイドブック」の作成



1-4-1 自治会・町内会の負担の軽減 – 組回覧等の配付に関する負担

《課題認識》

- 静岡市では、各単位自治会・町内会あて、毎月「広報しずおか」とともに、様々な市からののお知らせ(世帯配付、組回覧、ポスター)をお届けし、地域の回覧板や掲示板の仕組みを利用する形で住民の皆様への周知に協力を頂いている(世帯数に応じて市から交付金を支払)。
- 一方で、自治会・町内会の役員からは、「**役員総出で何百部もの文書を仕分けている**」「**各組長に届ける文書が大量となり非常に負担**」「**時期がバラバラで届くため、都度仕分け、回覧していて大変**」「**ポスターを掲示するスペースがなく、どのポスターを優先すればいいのかわからない。**」といった声をいただいている。
→市から大量に届く文書等の仕分けや配付、掲示作業に多くの時間と労力が割かれ、自治会・町内会活動の大きな負担となっている。

【市内のとある自治会のひと月分の回覧物】
(静岡市以外の機関から依頼のあった文書を含む)



《原因分析》

- 「地域の回覧板等を通じた市の情報の共有は、市民に広く情報を周知するために非常に有効な手段」と認識。このため、静岡市では、各種イベント情報の周知などにも、回覧板等の仕組みを積極的に利用させていただいていた。
- しかし、多くの部署が回覧を依頼する中で、「どのような文書を回覧で依頼すべきか」という基準はあるものの、その内容が曖昧であり、各部署の判断に委ねられていた。このため、市全体として文書全体を統制する仕組みが機能しておらず、依頼件数が減らない要因となっていた。

1-4-2 自治会・町内会の負担の軽減 – 組回覧等の配付に関する負担

《対応》

- 各部署が自治会・町内会を通じて回覧等を依頼する場合の基準を見直すとともに、自治会担当部署が依頼内容を一元的にチェックし、年間の配付計画を策定することで、配付時期の統一(バラバラと届かない)と件数の抑制(文書量そのものを減らす)を進めている。

これまでの基準	見直し後の基準
基準はあったものの、やや曖昧であり、各部署が個別に判断していたため、回覧等が減らない要因となっていた。 【世帯配付】 ・市民生活に影響が大きなもの ・各世帯に常備、保管するもの ・緊急、重要なもの 【組回覧】 世帯配付以外の文書で、次のいずれかに該当するもの ・市の事業について市民周知を図るもの ・窓口や制度の紹介等、地域生活に役立つもの 【ポスター】 ・市が主催又は共催する事業で市民に周知したい情報を掲載したもの。	市として、自治会の協力を得て住民の皆さんに届ける必要がある情報の考え方を明確にし、それに沿って基準を具体化した。 【世帯配付】 ・下記の組回覧の要件に該当し、かつ、各世帯に常備、保管する必要があるもの 【組回覧】 ・市民の生命、財産に関わる情報（防災や福祉） ・生活に密接に関わる情報（制度変更や交通規制、インフラ） ・市が自治会や連合自治組織と共催、又は協力を頂いている事業 【ポスター】 ・市が主催又は共催等する事業で自治会や連合自治組織の活動に関係するもの

《見直し効果》

- 見直し後の基準での運用を試行した2026年1月～3月においては、市から自治会に依頼する回覧やポスター等の配付依頼は、2024年度(2025年1月～3月)と比べて4割削減(18件→11件)された。
- 2026年度は、市から自治会への回覧等の配付依頼を2024年度と比べて7割削減(約70件→約20件)できる見込み。

1-5-1 自治会・町内会の負担の軽減 – ”市とのやりとり”に係る負担

《課題認識》

- 自治会・町内会の業務は、運動会・祭り・防災活動・行政文書の回覧など多岐にわたるが、一つひとつの作業をみると、書類作成、出欠確認、連絡・調整といった紙や電話、対面で行っている業務が多いことが分かった。
- また、こうした作業の約半分を「市とのやりとり」が占めており、静岡市から自治会等の地域団体に対して行っている依頼等は、その件数の多さや処理の煩雑さから役員等の負担となっている。

【市内のとある自治会における業務プロセスの分析結果（2024実施）】

	「事業」による区分	年間所要時間	割合		「作業」による区分	年間所要時間	割合
1	運動会	4,776分	11.5%	1	書類作成	14,330分	34.6%
2	祭り	4,500分	10.9%	2	会議等出席	1,730分	4.2%
3	行政文書配付	3,240分	7.8%	3	出欠確認	1,260分	3.0%
	累計(総所要時間)	41,422分	100%		累計(総所要時間)	41,422分	100%

やり取りの相手別 内訳

対象	自治会 ⇄市	自治会 内部	自治会 ⇄他団体
割合	56.4%	42.8%	0.8%

《原因分析》

- 市からの様々な連絡や依頼は各部署から個別に行われており、部署や内容によって依頼方法や時期が違うなど自治会・町内会側の管理が煩雑化し、また一部役員に業務が集中することで属人化し、団体内でも情報共有や分担がされにくい要因の一つとなっている。

1-5-2 自治会・町内会の負担の軽減 – “市とのやりとり”に係る負担

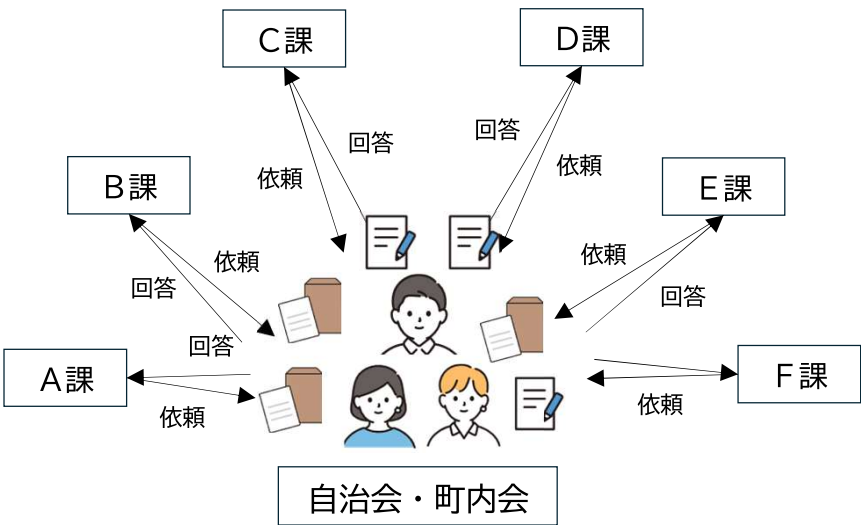
《対応》

- 現在、紙を中心に行われている連絡や依頼について、市と自治会・町内会との間の通知・依頼・申請手続きをオンライン上で一元的に管理するシステムを2026年度中に構築し、2027年4月から運用を開始する。
- 自治会の所在地や会長名等の自動入力機能、過去の申請内容の参照機能等を持たせたフォームの構築により、申請に要する手間や時間の削減を図ることが期待できる。

【システム導入のイメージ】

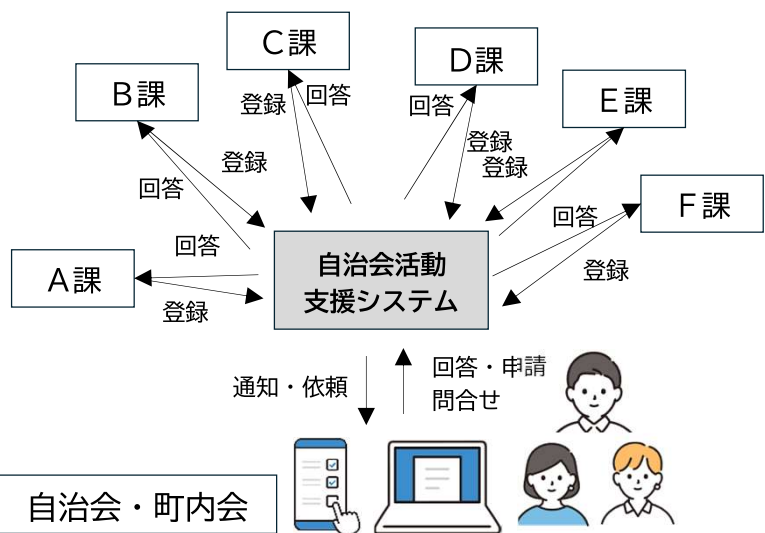
（現状）

- 各部署から主に紙で通知や依頼が送付されている。
- 自治会・町内会の皆さんからは、様々な部署からの通知がバラバラに届いて煩雑であるという意見を頂いている。



（導入後）

- 各部署は、通知や依頼内容をシステムに登録し、システムを通じて自治会・町内会に通知する。
- 自治会・町内会はシステムを見れば全ての通知や依頼を確認、処理することができ、手続きに要する手間や時間の削減が図られる。



02 市民活動の促進

2-1-1 静岡市における市民活動の現状

背景

- ・社会的課題が複雑化・多様化しており、単一の主体だけでは解決が難しい課題が増えている。
- ・市民活動団体は、福祉や教育、災害対応など多様な分野での地域における課題への対応に重要な役割を果たしており、「社会の大きな力」として、欠かせない存在となっている。
- ・急速なデジタル化が進むなど、市民活動や市民活動団体のあり様にも変化が見受けられる。

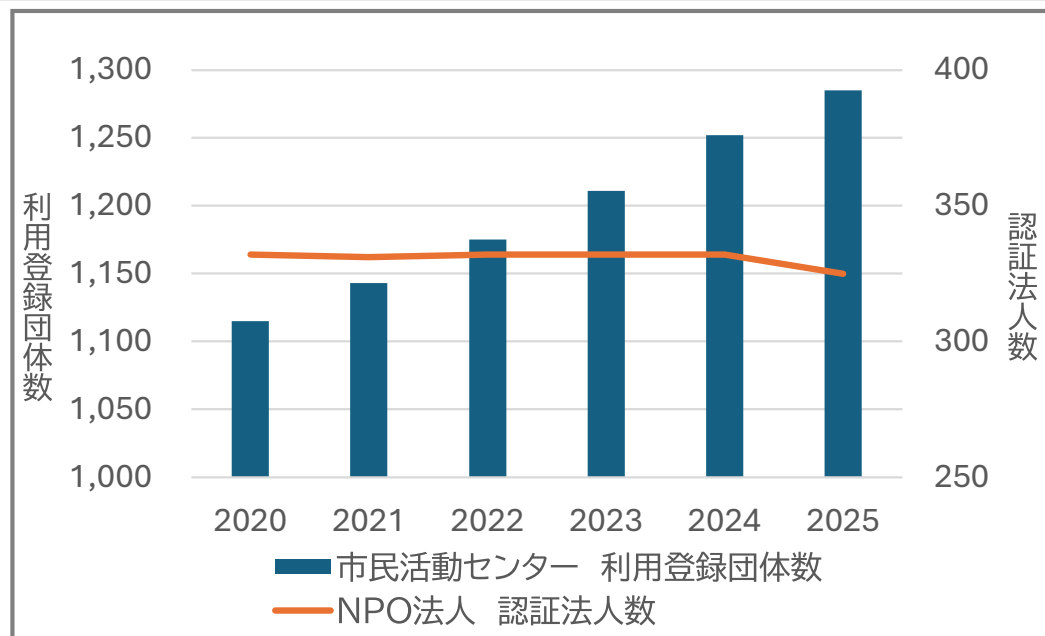
現状と課題

1. 市民活動の活動形態の多様化

- ・市民活動センターに利用登録している市民活動団体の数は年々増加している。
- ・NPO法人数はここ数年横ばいである一方、個人又は少人数によるプロジェクトベースの活動も見られるなど、市民活動の活動形態の多様化が進んでいる。
- ・役員の高齢化や会員数の減少等、担い手の不足によって事業の継続が困難となっている団体もある。
- ・SNSを通じた寄附やクラウドファンディング等、新たな技術を活用した資金調達手法が定着してきている。

2. 市民活動団体と多様な主体との協働

- ・地域課題の効果的な解決のために、市民活動団体において多様な主体との協働に対する意向が高まっている。
- ・企業や大学等においても社会貢献分野への対応として、市民活動団体や地域住民との協働に関心が集まっている。
- ・市民活動団体と企業等とのマッチングの場が求められている。



多様な活動形態にあわせた 多面的な支援が必要

- ①市民活動の担い手や支援者を増やす
- ②活動主体の基盤を強化する
- ③多様な主体との協働を進める

2-1-2 課題解決に向けた取り組み

1. 市民活動の担い手や支援者を増やす

市民活動への関心を高めるとともに、地域貢献に意欲がある人が地域の中で動き出すまでのハードルや負担を下げることで、市民活動の担い手を育成する。



- ・市民活動センターにおける、体験型人材養成プログラムの実施
- ・市民活動センターと生涯学習施設等で実施する人材育成講座との連携強化

2. 活動主体の基盤を強化する

市民活動を行う主体の活動形態に合わせ、それぞれの主体がその力を十分に発揮できる環境を整えられるよう、事業計画への助言や資金調達の情報提供等の技術的支援を幅広い手法で行う。



- ・市民活動センターによる地域における課題・ニーズ把握や課題等に応じた活動運営への相談支援を、職員が地域に出向いて実施
- ・ふるさと応援寄附金等による指定寄附事業の実施

3. 多様な主体との協働を進める

あらゆる主体による多様な形での協働の仕組みづくりを支援し、新たな価値の創出を目指す。



- ・市民活動センターにおける、多様な主体とのマッチング支援
- ・協働パイロット事業による市民活動団体と静岡市による協働事業の試行的実施

2-1-3 市民活動センターについて

《課題認識》

- 市民活動の活動形態が多様化しているが、市民活動センターで提供する支援は、来館者、市民活動団体が中心。
- 地域貢献に意欲をもった人が人材育成講座を受講しても、活動への支援が少なく、実際に地域で活動するまでに至っていない。
- 市民活動団体の目指す地域課題の解決の取組が効果的に進むには多様な主体との連携が有効であるが、市民活動センターでの協働事業の創出支援が限定的。

《対応(案)》

- 市民活動センター職員による地域との関係構築により、地域の潜在的な課題や活動する団体を把握し、その地域課題解決に向けて支援する。
- 市民活動センターと生涯学習施設で提供される講座との連携を強化し、意欲のある人が希望に沿った活動を行うまでを支援する。
- 市民活動センターにおいて、地域で活動する多様な主体の連携・協働の拠点となるよう伴走支援機能を強化する。

※「静岡市の生涯学習等のサービス内容の再編案について」として、パブリックコメント(令和8年8月10日まで)等により、市民意見の聴取を実施した。その結果等を踏まえて、方向性を決定する。

【具体策】

市民活動の相談・支援機能を強化します

市民活動は、営利を目的とせず、社会的課題の解決に取り組む公益のための活動です。地域における課題の解決に向けて主体的に取り組む市民や市民活動団体の皆さんの活動を下支えし、市民自治によるまちづくりを進めていくことが、市の役割です。
こうした視点から、静岡市では市民活動を支援するための施設として、番町市民活動センターと清水市民活動センターを設置し、市民活動に関する相談支援を行っています。
今後は、両市民活動センターにおいて、生涯学習との連携の深化や多様な主体との協働基盤の整備等を通じて、市民活動センターが提供するサービスを充実させ、市民の力による地域づくりを促進します。

・生涯学習との連携

「地域デザインカレッジ」などの「静岡シズンカレッジこ・こ・に」の講座に市民活動センター職員が出席し機会を設け、受講中の学びや取組が講座終了後の地域活動につながるよう、活動内容の具体化、補助金・助成金制度の活用、先行団体等との関係づくりを支援します。

・相談業務の強化

地域貢献やまちづくりに関心を持つ市民に対して、活動の始め方、地域課題の整理、資金調達などの相談対応を行います。特に、「静岡シズンカレッジこ・こ・に」の修了生に対しては、外部の専門家に相談できる「ここに相談」を行い、活動に対する具体的な助言を行います。

・協働事業の創出支援

市民活動センターが、市民活動団体を含む地域で活動する多様な主体の連携・協働の拠点となるよう、活動分野に応じたネットワークの構築、協働相手の募集・マッチング、関係者間の調整への伴走支援等の機能を強化し、協働事業の創出・継続を支援します。

・地域へ出向く

市民活動センター職員が、市民活動団体や自治会・企業・学校といった地域への訪問等を通じた調査研究を行い、地域に潜在する課題や活動ニーズを把握し、市民活動団体等の地域資源と連携して課題解決に向けた取組の具体化を支援します。



2-1-3 市民活動センターについて

名称	静岡市清水市民活動センター	静岡市番町市民活動センター
根拠条例	静岡市市民活動センター条例	
目的	市民活動を促進することにより活力ある地域社会を実現するため	
設置年月	2006年10月	2009年10月
位置	静岡市清水区港町二丁目1番1号	静岡市葵区一番町50番地
規模	RC造地上13階建ての2階 / 延床面積472.6㎡(うち専有386.3㎡)	RC造地上4階建ての1階一部及び2階 / 延床面積1,386.38㎡
隣接施設	教育支援センター「はばたく教室」 (市こども若者応援課所管)	特別支援教育センター (市学校教育課所管)
駐車場	9台(うち、5台分は民間Pを借用)	20台(特別支援教育センターと共用)
駐輪場	18台	14台(特別支援教育センターと共用)
施設内容	オープンスペース、情報コーナー、会議室、事務ブース、貸ロッカー、 メールボックス、印刷作業室等	オープンスペース、情報コーナー、会議室、事務ブース、貸事務室、 貸ロッカー、メールボックス、印刷作業室、託児室等



▲清水市民活動センター



▲番町市民活動センター



▲オープンスペース



▲事務ブース

(参考) ふるさと応援寄附金等による指定寄附事業

ふるさと応援寄附金等による指定寄附事業とは

静岡市が、市民活動団体の公益的な活動(プロジェクト)について、ふるさと納税の仕組みを活用して市内外から寄附を募り、集まった寄附額を助成金として応募団体に交付する事業

【事例】 小さな村から感動を再び！一色手筒花火復活プロジェクト (葵区服織西自治会連合会)

①課題

地域で親しまれてきた一色手筒花火は、担い手である「一色煙火保存会」の会員の高齢化や資金不足により、活動の継続ができない状態になっていた。
地域文化の継承等のため、復活が求められていた。

②プロジェクト内容

- ✓服西感動花火大会の開催
- ✓一色煙火保存会メンバーの募集

③寄付金額(2020年～2025年)

累計:106万2千円

④効果

- ✓「一色煙火保存会」の復活が叶い、花火大会を再び開催することができた。
- ✓市内外から多くの来場客が訪れ、花火をきっかけに「花火撮影ツアー」の開催が決定。2024年3月には、全国から約50名が新聞地区を訪れた。その後もツアーを複数回開催し、地域の魅力が広く発信された。
- ✓花火を上げる際に、メンバー募集をおこなった結果、プロジェクト開始から5名増員。
20代～30代のメンバーが増え、新陳代謝が図られている。



(参考) 協働パイロット事業

協働パイロット事業とは

市民活動団体と静岡市が役割を分担し、社会的課題の解決に取り組む試行的な協働事業

【事例】 放任竹林を活用したレッパーくんのもぐもぐサポートプロジェクト (NPO法人 BASSplus)

課題① 竹林整備団体の活動における持続性

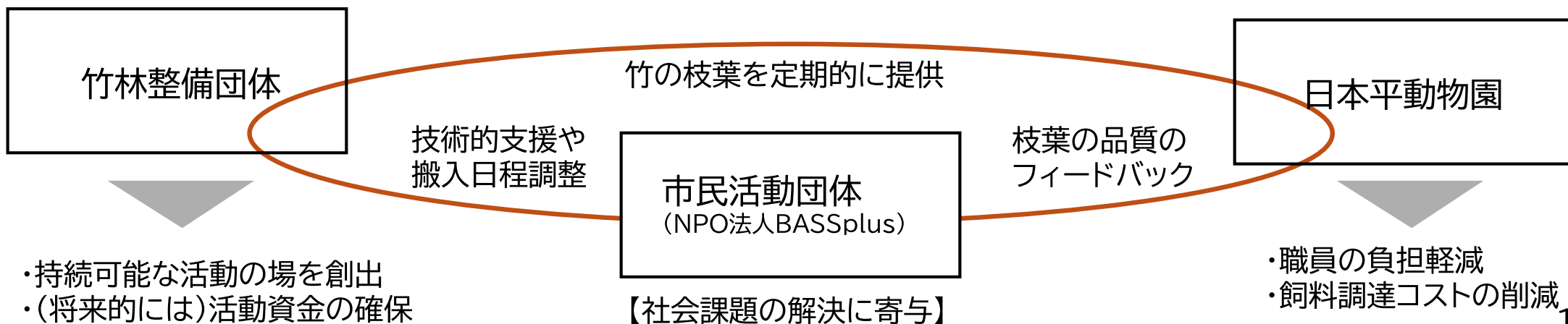
- ✓放任竹林を整備することによって発生する竹の有効な処分方法がない。
- ✓活動資金や担い手の不足により、団体の活動が持続可能な仕組みとなっていない。

課題② 動物園における飼料調達負担増

- ✓レッサーパンダの飼料(竹の枝葉)は市有地内の竹林を伐採して確保しており、職員の負担が大きい。
- ✓市外業者から竹を購入する場合もあり、飼料代高騰によるコストが上昇している。



竹林整備団体が伐採した竹の枝葉を日本平動物園のレッサーパンダの飼料として活用



2-2-1 災害ボランティア支援に関する現状

背景

- 近年、災害は激甚化・頻発化しており、災害ボランティアやNPO、その他の団体による被災者へのきめ細やかな支援の重要性が増している。
- 災害ボランティア活動を下支えするために、被災者と災害ボランティアをつなぐ災害ボランティアセンター(災害ボランティア本部)を、市と社会福祉協議会や地域住民等との協働で運営することが定着している。

現状認識

- 災害ボランティアの能力が最大限に発揮され、被災からの復興を円滑に進めるためには、静岡市社会福祉協議会や災害ボランティアコーディネーター等との連携を通じ、受入れ体制を一層強化する必要がある。



2-2-2 災害ボランティア本部の体制強化

✓ 災害ボランティア本部に関する責務の明確化

⇒ 静岡市地域防災計画の改定、静岡市社会福祉協議会との協定締結（2025年3月）

- 「災害ボランティア本部の設置・運営は、市がその責務を担い、運営実務を静岡市社会福祉協議会に委託して実施する」ことを明確化。
- 災害ボランティアとして被災地に駆けつけてくださる方々の「地域の助けになりたい」という思いと行動を、市がしっかり下支えする。
- 運営のノウハウや経験、他都市の社協との連携体制、各種支援団体とのネットワークを持つ静岡市社会福祉協議会に実務を担ってもらうことで、効果的・効率的な運営を行う体制を構築。

✓ 災害ボランティア本部設置・運営経費の予算化（2025年度から当初予算への計上）

- 災害ボランティア本部の設置が必要と判断した場合には、すぐに本部設置に向けた契約手続に着手できるよう、あらかじめ必要となる経費を予算措置。
- 発災時に本部を迅速に設置し、運営する仕組みを整備。

102.一人ひとりが希望する生き方を 選択できる社会

- 00 基本認識
- 01 男女共同参画・人権
- 02 多文化共生（『観光・文化』から再掲）
- 03 生涯学習

0-1 基本認識

- 一人ひとりが希望する生き方の選択をすることができる社会を実現するため、誰もが多様な価値観や生き方を認め合い、尊重しながら、自らの可能性を主体的に広げていくことができる環境が必要。
- 憲法においては、個人の尊厳と法の下での平等がうたわれており、性別や年代にかかわらず誰もが平等に能力を発揮し、意思決定に参画できる社会の実現が求められている。静岡市では、一人ひとりが個性と能力を発揮し、責任を分かち合う男女共同参画の社会づくりに取り組んでいる。
- 入管法の改正等を背景に、外国人住民の増加や国籍の多様化が進んでいる。「静岡市多文化共生のまち推進条例」に基づき、全ての市民が暮らしやすいまちの実現に取り組んでいる。
- 静岡市教育大綱においては、生涯学習について、誰もが、学びたいときに、学びたい内容を学ぶことができ、学んだ内容を社会の中の実践で生かすことで成長し、新たな学びにつなげていくといった生涯にわたる学びと成長の好循環を生み出していくこととしている。
- このように、個人がいきいきと暮らしていける環境をととのえ、個人の多様性を社会全体の大きな力へ変えていくことで、社会の基盤づくりを進めていく。

第5次静岡市総合計画

静岡市男女共同参画行動計画 (2023年度～2030年度)

「ジェンダー平等に基づき、すべての市民が安心して自分らしく暮らせる静岡(まち)」を目指していく。

静岡市多文化共生推進計画 (2023年度～2030年度)

「全ての人が、互いの文化的な違いを尊重し、助け合い、学び合い、一人ひとりの個性を活かして、共に行動するまち」を目指していく。

静岡市生涯学習推進大綱 (2023年度～2030年度)

「だれもが、いつでも、どこでも学び、学んだ成果を活かすことのできるまち」を目指していく。

01 男女共同参画・人権

1-0 基本認識(男女共同参画・人権)

- 憲法には、個人の尊厳と法の下での平等がうたわれており、男女平等の実現に向けては、国において男女雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法の制定など法や制度が整備されてきた。
こうした取組にもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」といった性別で役割を決めつけてしまう考え方(「固定的な性別役割分担意識」)や、これに基づく社会のしきたりには根強いものがある。
- 静岡市において、一人ひとりが個性と能力を発揮し、責任を分かち合う男女共同参画社会づくりに取り組んでいくため、静岡市男女共同参画推進条例を制定し、この条例に基づき静岡市男女共同参画行動計画を策定している。
第4次静岡市男女共同参画行動計画(計画期間:2023年度～2030年度)では、「ジェンダー平等に基づき、すべての市民が安心して自分らしく暮らせる静岡(まち)」を目指す姿としている。

- さらに、近年、静岡市の人口は減少傾向にあり、また少子高齢化も進展していくことから、今後生産年齢人口(15～64歳)が大きく減少することが予想されている(表1)。社会を支える人材を確保し、持続可能な社会を構築するためにも、性別を問わず、すべての人が、等しく社会の構成員として、社会における活動に参画できる環境が必要である。

	総人口	生産年齢人口 (15～64歳)	生産年齢 人口比率
2020年	693,389	403,255	58.2%
2030年	649,978	374,165	57.6%
2040年	598,680	320,131	53.5%

表1：出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(2023年推計)

- このような状況において、静岡市は、男女共同参画推進条例及び第4次男女共同参画行動計画に基づき、

① 社会制度・慣行の見直し

② 安全安心な暮らしの実現

③ ジェンダーギャップの解消

の各分野での取組を進めていく。

1-1-1 男女共同参画・人権に係る静岡市の現状と課題 (1)

① 社会制度・慣行の見直し

- ジェンダー平等の実現には、いまなお残る不平等な社会制度や慣行の背景にある固定的な性別役割分担意識、性差に関する偏見・固定観念およびアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)の解消が不可欠である(図1、図2)。
- これとあわせて、憲法にうたわれた個人の尊厳及び法の下での平等への理解も重要であり、市民の人権意識の向上が必要である。

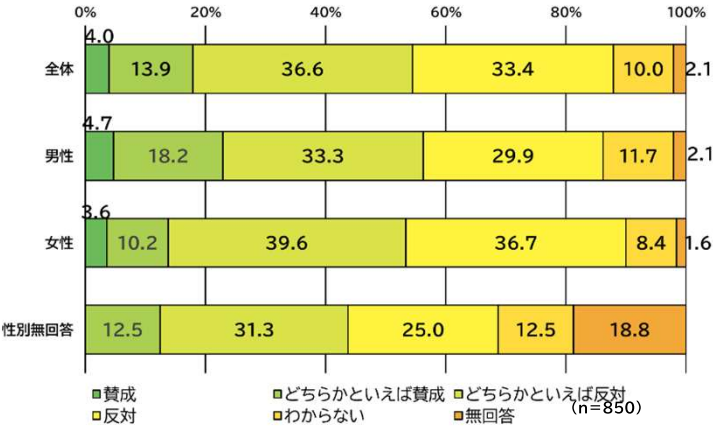


図1：男女の役割を分ける固定的な考え方
(2025年度静岡市男女共同参画に関する市民意識調査)

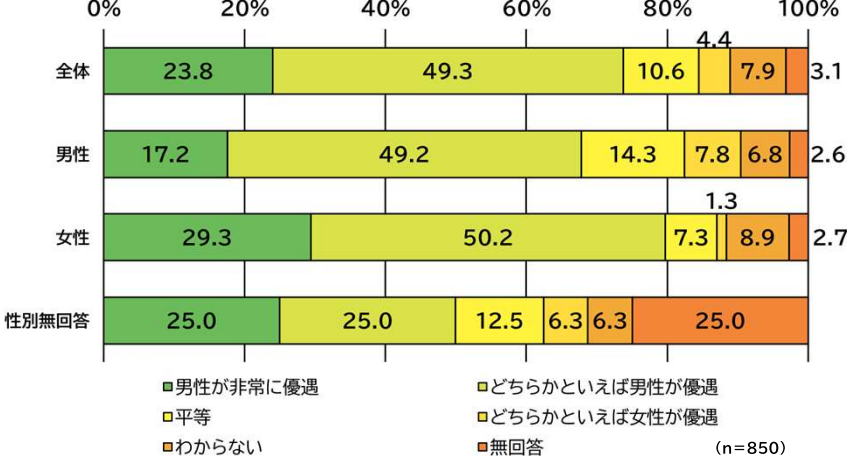


図2：社会通念・慣習・しきたりにおける男女の平等感
(2025年度静岡市男女共同参画に関する市民意識調査)

(参考)市民の人権意識の現状(図3)

2023年に実施した市民意識調査では「静岡市はあなたの人権を大切にしているまちだと思うか」の質問に5割を超える人が「わからない」と回答した。そもそも「人権を大切にする」ということに対して具体的なイメージが湧かない、人権というものが漠然としていてよく分からない、という市民の意識の表れと考えられる。このような意識は幼少期の頃からの経験の蓄積により形成されていくことから、人権を尊重する教育の充実を図ることが必要となっている。

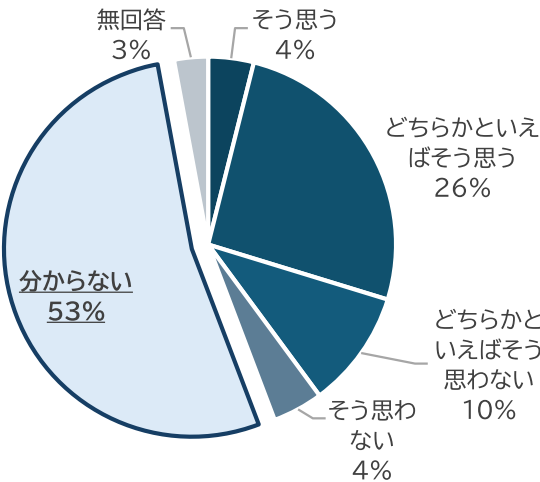


図3：「静岡市はあなたの人権を大切にしているまちだと思うか」
出典：市民意識調査(2023年／静岡市)

1-1-2 男女共同参画・人権に係る静岡市の現状と課題（2）

② 安全安心な暮らしの実現

- 静岡市女性会館に寄せられるDV相談の件数は、コロナ禍の在宅時間の増加等により、2021年度に過去最多となり、それ以降、高水準で推移している(図4)。
- ジェンダーに基づくあらゆる暴力は、重大な問題であるにもかかわらず、市民意識調査の結果では、認識が不十分であることがわかっている(図5)。
- 2020年の年齢別中絶選択率をみると、特に20歳未満の中絶選択率が高く(図6)、若年層が望まない妊娠をすることを可能な限り避けるよう対応することが必要である。
- 一人ひとりの「性と生殖に関する健康と権利」を尊重し、自分の性や身体ことは自分で決め、守ることができるようにするため、男女の体の違いや健康に関して幼少期からの教育を進めることが重要である。

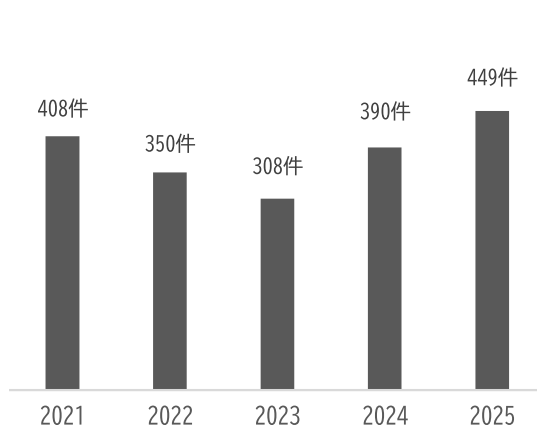


図4：静岡市女性会館に寄せられるDV相談件数
(静岡市男女共同参画・人権政策課調べ)

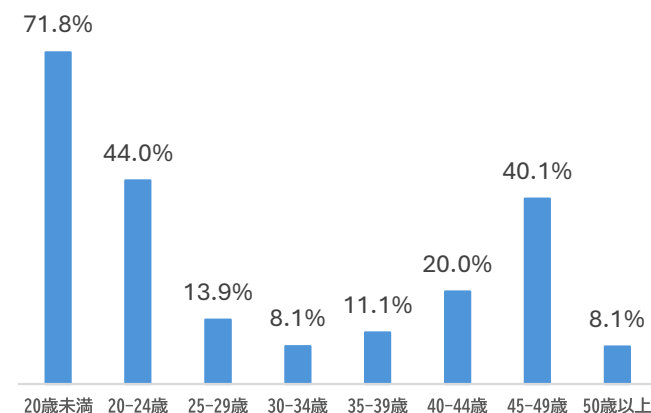


図6：中絶選択率（中絶数/妊娠数）（2024年全国）
(厚生労働省「衛生行政報告例」と「人口動態調査」を加工して作成)

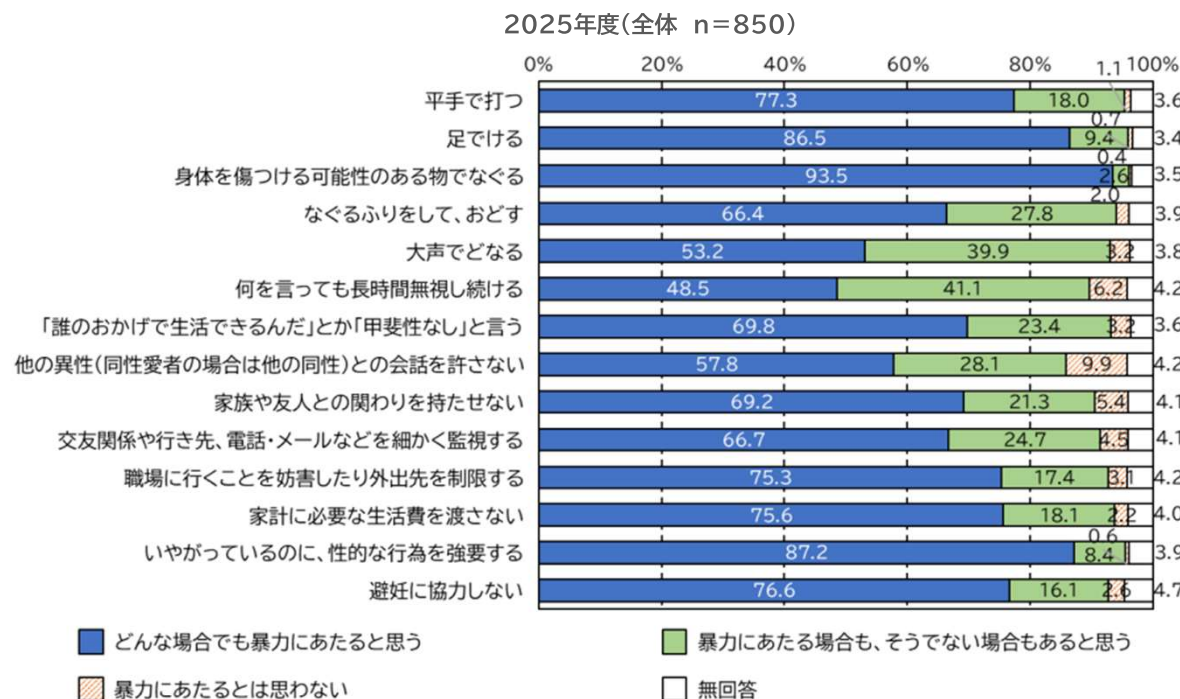


図5：各行為が配偶者間で行われた場合、暴力にあたると思うかどうか
(2025年度静岡市男女共同参画に関する市民意識調査)

1-1-3 男女共同参画・人権に係る静岡市の現状と課題（2）

- 生活上の困難に陥りやすい状況にある人は、高齢、障がいのある、又はひとり親家庭といった人が多い(図7)。また、性的少数者は人口の8～10%いるといわれる一方、その存在を身近に感じる人は2割に満たないなど、性の多様性に対する無理解を恐れて、当事者が周囲に打ち明けられず、生活の様々な場面で生きづらい状況にあると推察される(図8)。そこで、これらの人が安心して暮らせる環境の整備が必要である。
- 自治会の役員に占める女性の割合はわずかに増加しているが、自治会長に占める女性の割合は依然として低い状況にある(図9)。地域住民がお互いに尊重し合い、だれもが安全・安心な暮らしを送ることができるまちを構築するには、自治会をはじめとする地域活動や地域防災に、男女共同参画の視点を取り入れ、反映していくことが不可欠である。

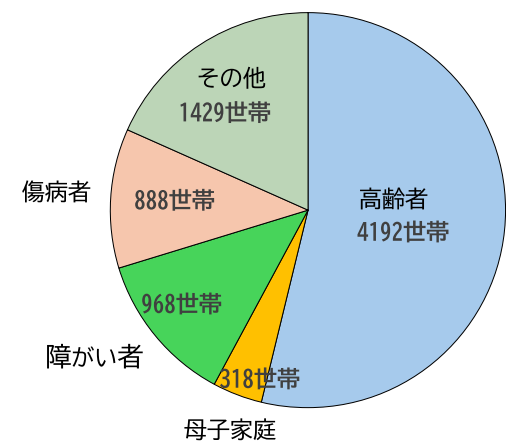


図7：2026年3月 生活保護世帯の構成（静岡市）
（静岡市福祉総務課調べ）

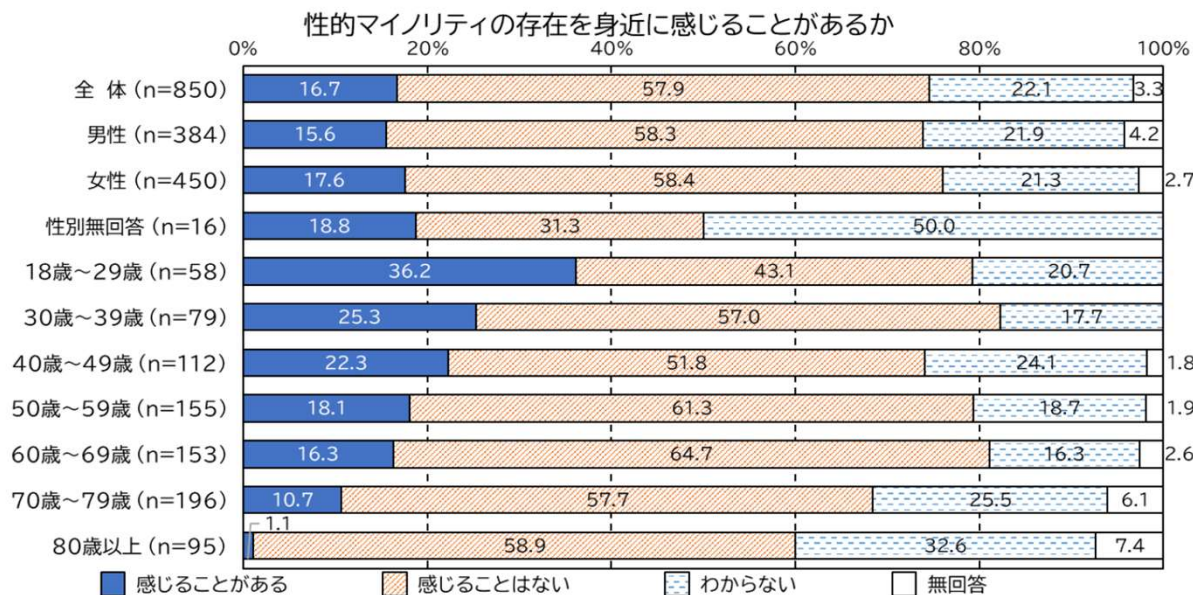


図8：性的マイノリティの存在を身近に感じるがあるか
（2025年度静岡市男女共同参画に関する市民意識調査）

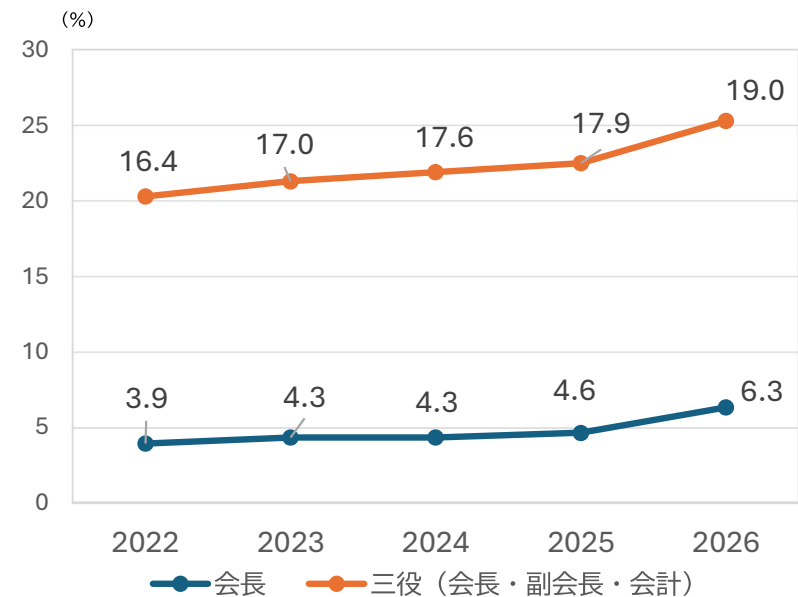


図9：自治会・町内会の役員に占める女性の割合
（静岡市社会的包摂推進課調べ）

1-1-4 男女共同参画・人権に係る静岡市の現状と課題 (3)

③ ジェンダーギャップの解消

- 全国では、女性の就業率は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する「M字カーブ」を描いている。10年前と比較すると、M字カーブの底は上昇しており、働き続ける女性が増えている。しかし、女性の正規雇用比率は20代後半でピークを迎えた後、低下を続けており、結婚・出産を機に離職した後の再就職先はほぼ非正規雇用という実態がある(「L字カーブ」)(図10)。
- 静岡市では、2025年の市民意識調査によると、「子どもができて女性も職業を続ける方が良い」という意見が一般的になってきた。しかし、女性が1日に行う家事時間は男性よりも大幅に長い。この傾向は、男女ともに既婚で仕事を持っている場合でも変わらず、仕事と家庭を両立する中でも家事負担は依然として女性に偏っていると推察される(図11)。
- このような男女間にある格差を解消し、男女が共に職場と家庭等の生活を両立できるようにするため、男性の家事・子育て・介護への参画、正規雇用への転換等を含めた女性の待遇改善への支援を図る必要がある。
- また、持続可能な社会の実現には政策・方針決定に多様な視点を取り込むことが不可欠であり、市、事業者及びさまざまな団体等、社会のあらゆる分野における政策・方針決定に女性が参画できるよう、女性の登用を積極的に進める必要がある(図12)。

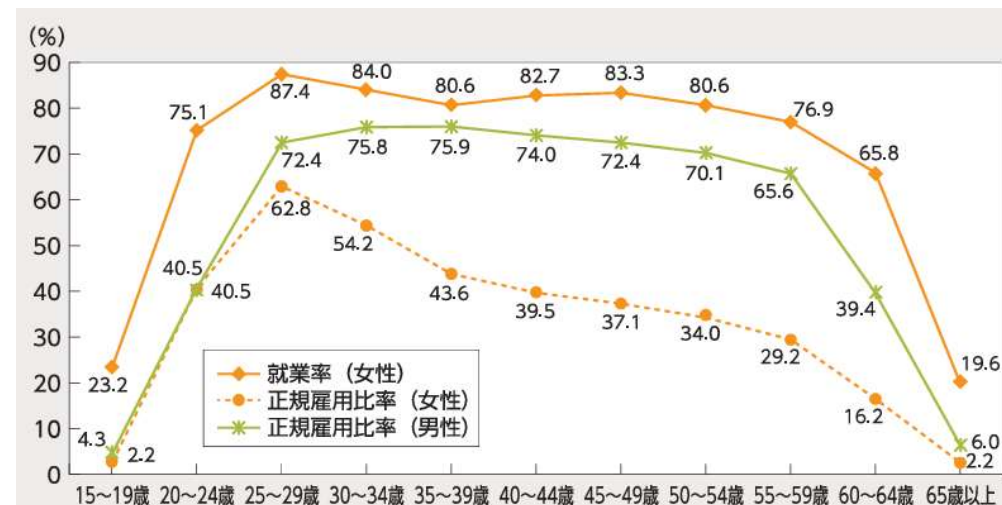


図10：女性の年齢階級別正規雇用比率（令和7（2025）年）（全国）
（出典：内閣府「男女共同参画白書」（2026））

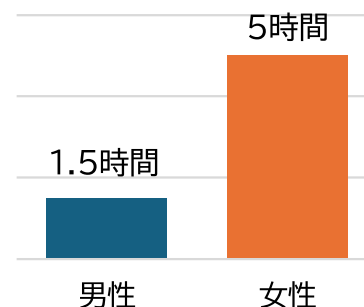


図11：1日に行う家事時間
（2025年度静岡市男女共同参画に関する市民意識調査）

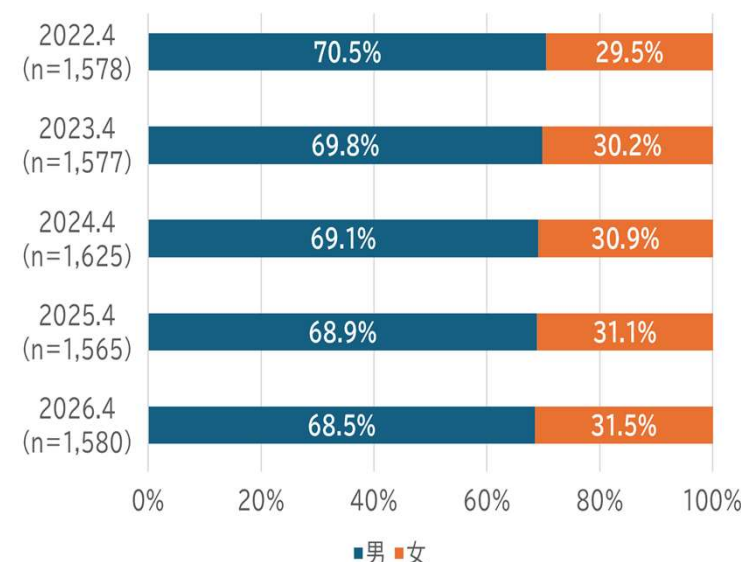


図12：市の審議会委員に占める女性の割合
（静岡市社会的包摂推進課調べ）

1-2-1 男女共同参画行動計画に基づく取組(全体像)

第3次男女共同参画行動計画等の評価

- 静岡県では、**男女共同参画社会の実現**を目指し、**第3次静岡県男女共同参画行動計画**(2015年度～2022年度)を策定し、取組を進めてきた。第3次計画では、男女共同参画の推進状況を測るため、**10の基本目標に対して14の成果指標を設定**した。14指標の数値を計画開始時と直近の数値と比較すると、「保育所待機児童数の減少」や「ひとり親家庭の非正規就業率の減少」などの指標において、改善が見られ一定の成果が認められた。一方で**目標に至らなかった指標**については、**第4次静岡県男女共同参画行動計画において引き続き推進していく**(図13)。
- 静岡県DV防止基本計画**では「DV相談窓口の周知度」、「夫婦間における『足でけったり、平手で打たれる』『なぐるふりをして、おどされる』を暴力として認識する市民の割合」、「DV防止法の認知度」の**3つの成果指標を設定**し取り組んできた。いずれも**着実な進展**がみられたものの、**目標値である100%には達しなかった**。目標値の達成に向け、**第2次静岡県DV防止基本計画**(第4次静岡県男女共同参画行動計画に包含)の**計画期間中も引き続き推進していく**。
- 静岡県女性活躍推進計画**では、**2つの基本目標に対して6つの成果指標を設定**し取り組んできた。いずれも**ゆるやかに進展**がみられたものの、**十分とまでは言い難い状況**にある。目標値の達成に向けて、**第2次静岡県女性活躍推進計画**(第4次静岡県男女共同参画行動計画に包含)の**計画期間中も引き続き推進していく**。

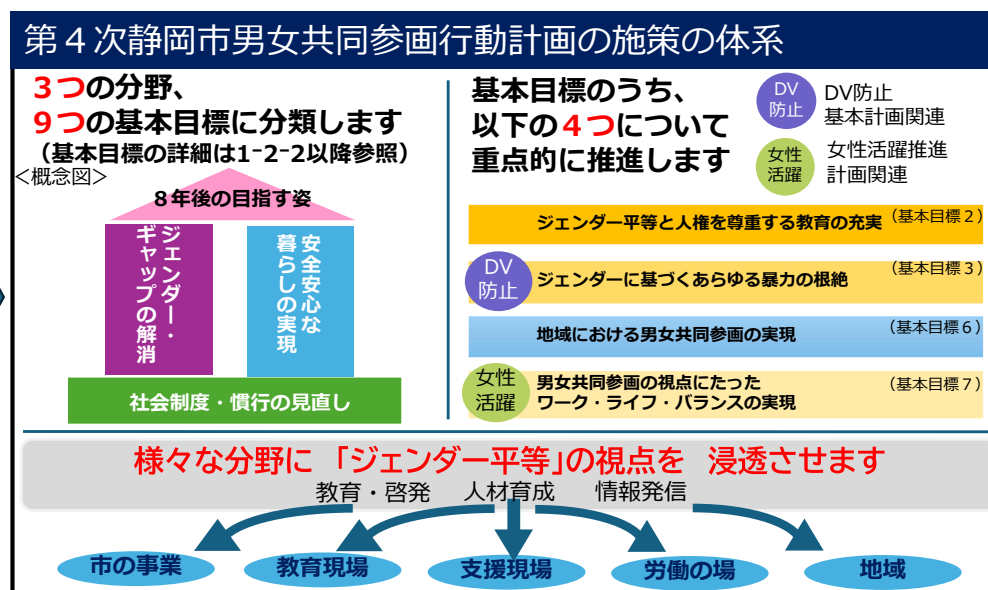
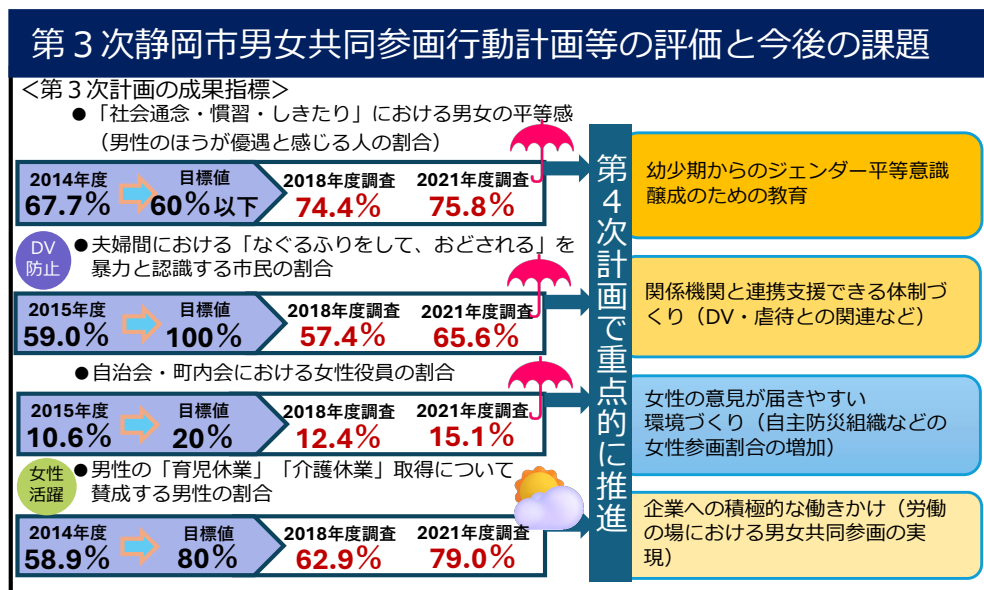


図13 : 第3次静岡県男女共同参画行動計画の評価等と第4次静岡県男女共同参画行動計画の施策体系

1-2-2 男女共同参画行動計画に基づく取組(全体像)

第4次男女共同参画行動計画体系

- ・ 静岡市では、第3次男女共同参画行動計画等の評価を踏まえるとともに、男女共同参画をめぐる社会情勢の状況(ジェンダーギャップ指数、DV相談件数の増加、女性就業率の増加)を考慮し、2023年3月、静岡市DV防止基本計画及び静岡市女性活躍推進計画を包含する形で、第4次静岡市男女共同参画行動計画を策定した。
- ・ 計画期間は、2023年度から2030年度までの8年間。
- ・ 計画では、8年後の目指す姿を「ジェンダー平等に基づき、すべての市民が安心して自分らしく暮らせる静岡(まち)」とし、

① 社会制度・慣行の見直し

② 安全安心な暮らしの実現

③ ジェンダーギャップの解消

の分野で、9つの目標を基本目標とし、具体的な取組を進めていく(図14)。

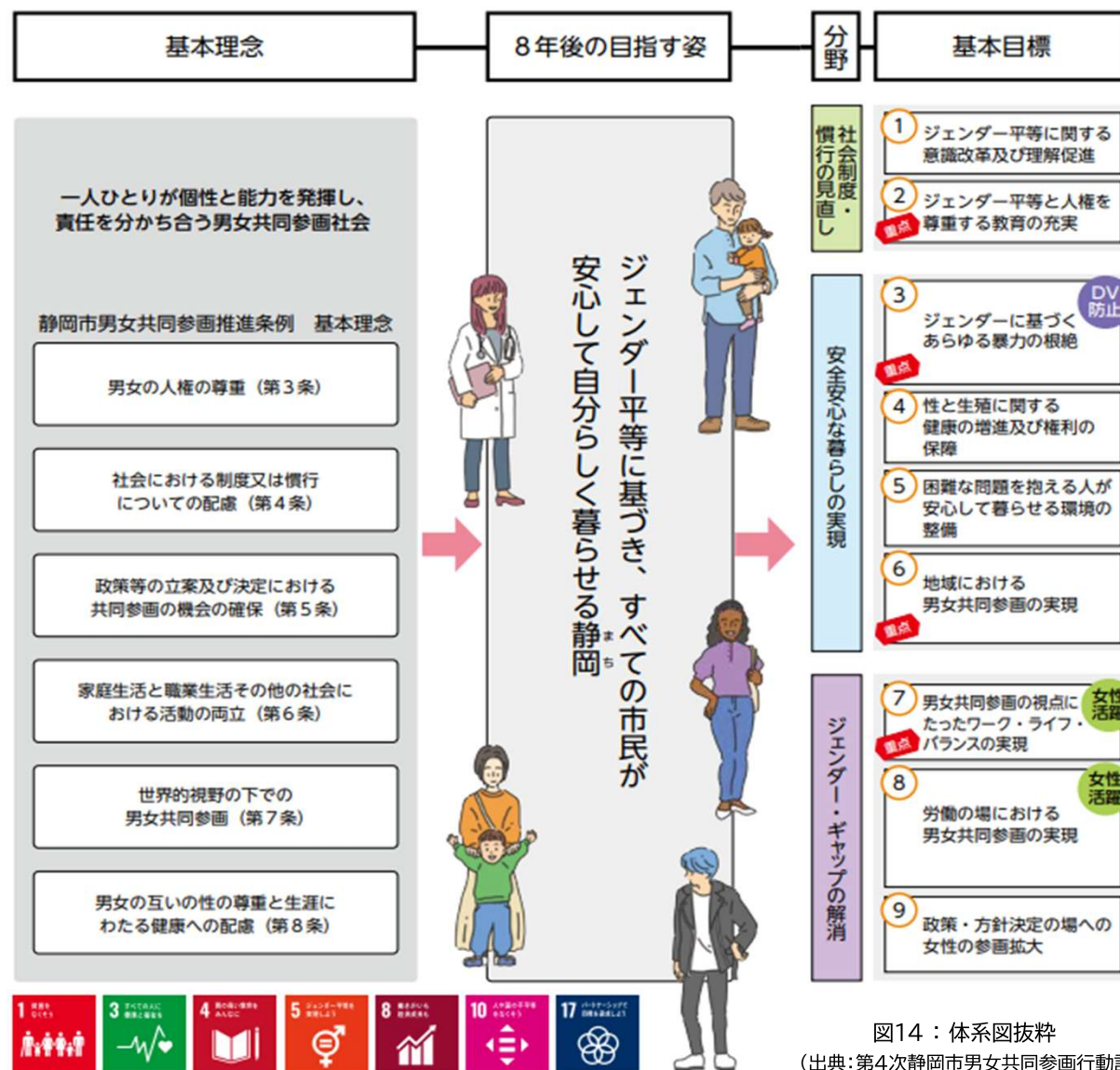


図14：体系図抜粋
(出典：第4次静岡市男女共同参画行動計画)

基本目標① ジェンダー平等に関する意識改革及び理解促進

主な取組	(1) ジェンダー平等推進に関する現状分析並びに情報の収集及び提供 (2) 固定的な性別役割分担意識から脱却するための広報及び啓発活動の充実 (3) ジェンダー平等に関する国際理解の推進
------	---

2026
取組

○地域団体活動推進事業の実施

各地域で活動している女性団体に対して、男女共同参画の啓発講座の開催を委託し、活動を支援する。
 (2025実績) 講座・講演会の開催12回、延参加者数604人

○市民向け男性の家事・子育ての参画促進を目的としたワークショップの開催

男性に対する家事・育児・介護等への参画を促進するための講座を市民向けに開催する。
 (2025実績) 「父子でポジティブクッキング」参加者31人

指標

「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」というような 男女の役割を分けて固定的に考えることについて反対する人の割合



基本目標② ジェンダー平等と人権を尊重する教育の充実 【重点目標】

主な取組	(1) 幼少期からのジェンダー平等及び人権の尊重に関する教育の推進 (2) 人権の尊重を確保するための広報及び啓発活動の充実 (3) ジェンダー平等と人権尊重に基づく情報の発信 (4) 多様な性のあり方に関する教育及び啓発の充実
------	---

2026
取組

○人権の尊重に関する啓発活動

人権サッカー教室、スタジアム啓発、人権フェスティバルを各1回実施し、市民の人権意識向上を図る。
 (2025実績) 人権サッカー教室、スタジアム啓発、人権フェスティバル各1回実施

○学校向け出前講座による性教育

市内小・中学校を対象として、性教育に関する出前講座を年間10校以上実施する。
 (2025実績) 市内小・中学校26校(小学生457人、中学生2,130人受講)

○「性の多様性」に関する啓発

性の多様性について、市民への理解を促進するため、講演会等の開催
 (2025実績) 性の多様性とLGBTQに係る市政出前講座、性の多様性に関する学校出前講座

指標

中学校におけるジェンダー平等に関する啓発活動の実施割合
 ※2021年度の数値は男女共同参画に関する啓発活動の実施割合



基本目標③ ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶 【重点目標】

主な取組	(1) DVをはじめとしたジェンダーに基づく暴力を生み出さない環境の整備 (2) ジェンダーに基づく暴力根絶のための幼少期からの教育及び啓発の充実 (3) ジェンダーに基づく暴力について様々な手段で相談できる体制の整備 (4) 被害者の安全確保の徹底 (5) 被害者の自立支援の充実 (6) 被害者支援の充実に向けた関係機関との連携強化 (7) 加害者の再発防止と更生支援の充実に向けた関係機関との連携強化
------	---

2026
取組

○男性向け相談の実施

毎月2回(第2・4火曜日、祝日を除く)、男性向けの電話相談事業(メンズほっとラインしずおか)を実施する。
 (2025実績) 毎月2回(年間23日)開設、相談対応件数59件対応

○女性向け相談の実施

女性会館相談室において、女性のための総合相談を実施する。
 (2024実績) 年間272日開設、相談対応件数合計1,734件(電話相談1,492件、面接相談153件、法律相談81件)

○中学生向けデートDV等の情報提供

デートDVや相談窓口等を周知する広報物の作成・配架を行う。
 (2025実績) デートDV啓発カードを7000部作成、市内学校及び施設へ配布

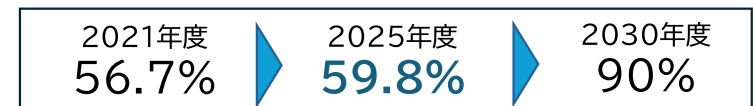
指標

(1) DV 相談窓口の周知度

(2) 配偶者間における次の項目を暴力として認識する市民の割合

- 「①身体的暴力(平手で打つ)」
- 「②経済的暴力(家計に必要な生活費を渡さない)」
- 「③社会的暴力(他の異性(同性愛者の場合は他の同性)との会話を許さない)」
- 「④精神的暴力(「誰のおかげで生活できるんだ」、「甲斐性なし」と言う)」

指標(1)



出典:男女共同参画に関する市民意識調査(静岡市男女共同参画・人権政策課調べ)

指標(2)



出典:男女共同参画に関する市民意識調査(静岡市男女共同参画・人権政策課調べ)

基本目標④ 性と生殖に関する健康の増進及び権利の保障

主な取組	(1) 性差及びライフステージに応じた健康支援 (2) セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(※)に関する教育及び啓発の推進 (3) 性に関する相談体制の充実
------	--

※「性と生殖に関する健康と権利」のことです。性や妊娠・出産に関する正しい知識や必要な医療・支援を受けられること、自らの意思が尊重され、結婚や妊娠・出産、子どもを持つかどうか、いつ持つかなどについて、自分で選択・決定できることを意味します。また、生涯を通じて心身ともに健康に暮らせることを支える重要な考え方です。

2026
取組

○リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発

市民を対象にリプロダクティブ・ヘルス／ライツを啓発する。
(2025実績) 女性を対象に更年期に関する講座を実施(49人受講)

○女性相談・男性相談・にじいろ電話相談の相談員に対する研修(スーパービジョン)の充実

ジェンダー問題の視点で対応できるよう、相談員に対する研修(SV)を充実させる。
(2025実績) 女性相談・にじいろ電話相談:SV4回、研修会1回
男性相談:SV2回、研修会1回

指標

- (1) 「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」(※)という用語を知っている20～50代の人の割合
- (2) ①子宮頸がん②乳がんの検診受診率

指標(1)



出典:男女共同参画に関する県民意識調査(静岡県)

指標(2)



出典:静岡市健康づくり推進課調べ

基本目標⑤ 困難な問題を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

主な取組	(1) 高齢者や障がいのある人が自立して生活するための支援 (2) ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭等)への支援 (3) 貧困や孤立など様々な困難を抱える人への支援 (4) 外国にルーツをもつ人が安心して暮らせるための環境の整備 (5) 性的少数者への支援
------	--

2026
取組

○性的少数者居場所づくり事業「にじいろカフェ」の開催

性的少数者等の孤立を解消するため、悩みや気持ちを共有する交流会を開催する。
(2025実績) 交流事業を7回開催(参加者延べ109名)

○パートナーシップ宣誓制度の実施

制度の実施とともに、市民等へ制度の周知、性の多様性について理解促進する。
(2025実績) 年間8件の宣誓受付、性の多様性に関する出前講座

指標

- (1) ひとり親家庭(①母子世帯②父子世帯)の親の非正規就業率
- (2) 「静岡市は困難な問題を抱える人(高齢者、障がいのある人、ひとり親家庭、外国にルーツを持つ人、性的少数者など)に対する支援が充実している」と思う人の割合

指標(1)



出典:国勢調査

指標(2)



出典:静岡市市民意識調査

基本目標⑥ 地域における男女共同参画の実現【重点目標】

主な取組	(1) 地域活動・市民活動における男女共同参画の実現に向けた支援及び連携促進 (2) 地域の各種団体における女性の方針決定への参画促進 (3) 男女共同参画の視点をもった防災対策、災害時対応及び復旧復興体制の推進 (4) 男女共同参画の推進拠点としての静岡市女性会館の機能充実
------	---

2026
取組

○地区支部における男女共同参画の視点を持った避難所運営に関する研修の実施

各区の地区支部において男女共同参画の視点をもった避難所運営に関する研修等を実施
 (2025実績)男女共同参画視点で作成した避難所チェックシートの地区支部災害対策用品(地区支部BOX)への配備、
 区自主防災連絡会における説明

○男女共同参画団体等の認定及び団体の支援

男女共同参画団体等の募集及び認定、団体運営に係る相談などの支援をする。
 (2025実績)男女共同参画認定団体数45団体、育成団体1団体

指標

自治会・町内会の役員に占める女性の割合



出典:静岡市社会的包摂推進課調べ

基本目標⑦ 男女共同参画の視点にたったワーク・ライフ・バランスの実現【重点目標】

主な取組	(1) 男女共同参画の視点をもつための経営陣・管理職・従業員への意識改革の推進 (2) 男性の家事・子育て・介護への参画を促進する環境の整備 (3) 多様なニーズに対応した子育て支援策・介護支援策の充実 (4) 多様で柔軟な働き方の推進
------	---

固定的な性別役割分担意識の解消を図るとともに、性別にかかわらず仕事と家庭生活を両立できる環境づくりを推進するため、企業・団体への啓発や男性の家事・育児・介護等への参画を促進する取組を実施し、その成果として「週就業時間50時間以上の雇用者(男女)の割合」の減少を目指す。

2026
取組

- 企業・団体を対象とした出前講座の実施
企業・団体等に対し、男女共同参画への理解を深めるための出前講座を実施する。
(2025実績) 出前講座を3団体(参加者364人)に実施
- 固定的な性別役割から脱却するための講座の開催
市民向けに、男性の家事・子育て・介護等への参画を促進するための講座を開催する。
(2025実績) 男性のみ、親子を対象に2講座の開催(参加者109人)

指標

週就業時間50時間以上の雇用者(男女)の割合



出典:就業構造基本調査

基本目標⑧ 労働の場における男女共同参画の実現

主な取組	(1) 雇用における男女の機会均等及び公正な待遇の確保の推進 (2) 労働の場におけるハラスメント防止対策の推進 (3) 農林水産業・商工業・サービス業などの自営業で働く女性が能力を発揮できる環境の整備 (4) 非正規雇用労働者の正規への転換等を含めた待遇改善への支援 (5) 女性の就職・再就職・起業への支援 (6) 労働の場における女性のキャリア形成及び能力発揮への支援 (7) 男性の家事・子育て・介護への参画促進
------	--

働くことを希望するすべての人が、差別的取扱いや嫌がらせを受けることなく、職業能力開発やキャリア形成の機会を得ながら、その個性や能力を十分に発揮するよう支援する。

2026
取組

○出産等を機に離職した女性のデジタルスキル習得及び多様な形での再就労の支援(新規)

出産等で離職した女性に対し、デジタルスキル習得や、希望する形での就労を伴走支援することで、在宅や開業も含めた多様な再就労による可処分所得の増加を図り、市民一人ひとりが希望する生き方を選択できる環境整備・社会づくりを推進する。

○女性の就労を支援する学習機会の提供

在宅勤務等についての情報提供や必要な知識技術が習得できる講座などを開催し、多様な働き方を支援する。
(2025実績) 女性のためのキャリア形成講座2講座(参加者延べ46人)、女性のための就職・転職・キャリア相談44件の実施

○学生を対象とした講座等の実施

高校生向けに将来主体的に人生の選択を行うきっかけをつくるキャリア形成支援のための講座を開催する。
(2025実績) 市内女子高1校に対して全9回(参加者延べ611人)講座を実施

指標

25 ～ 44 歳女性の有業率



出典：就業構造基本調査

基本目標⑨ 政策・方針決定の場への女性の参画拡大

主な取組	(1) 市における女性職員の積極的登用 (2) 市審議会等への女性のさらなる参画促進 (3) 事業者における女性の積極的登用及び管理職就任を可能とする環境づくりの推進 (4) 女性の人材を育成する施策の充実
------	--

2026
取組

○市審議会等への女性の参画促進

市の審議会等への女性委員の登用を進めるとともに、女性委員のいない審議会等の解消を推進する。
(2025実績) 審議会等における女性委員登用率31.1%、女性委員不在の審議会130件中13件

○人材育成事業の充実

市政や社会問題などについて学習し、政策・方針決定の場へ参画できる人材を育てる。
(2025実績) 女性会館事業として、アイセル女性カレッジの実施(参加者:市内在住女性24人)

指標

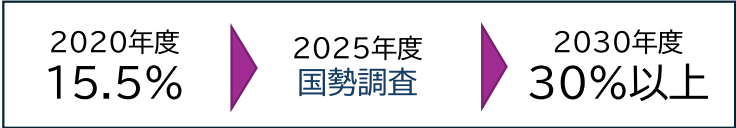
- (1)市の審議会等における女性委員の割合
- (2)管理的職業従事者に占める女性の割合

指標(1)



出典:静岡市男女共同参画・人権政策課調べ

指標(2)



出典:国勢調査

1-3 男女共同参画に関わる施設の管理運営

静岡市女性会館

施設概要	「男女共同参画社会」を実現するため、依然として存在する性別による格差や女性特有の課題に対応し、女性を取り巻く諸問題に関する学習及び活動の振興を図る拠点施設として設置。
所在地	静岡市葵区東草深町3番18号 アイセル21(葵生涯学習センターとの複合施設)
開館日	1992年6月17日
運営体制	指定管理者



主な役割・業務

① 地域の課題及びニーズを把握するための情報収集・整理、提供、調査研究、相談対応

図書コーナー：女性を取り巻く諸問題及び男女共同参画について理解を深めるための専門図書の提供

相談業務：女性のための総合相談、就職・転職・キャリア相談、にじいろ電話相談によるサポート支援

② 地域の課題解決に向けた施策の主体的な企画立案と実施

学校出前講座、インターンシップ受入れによる教育機関及び各地域男女共同参画センター等との連携

公共団体等公的機関との連携

メンターバンクによるサポート支援

③ 住民と男女共同参画をつなぐ広報・啓発、講座・研修

講座：静岡市男女共同参画行動計画の基本目標に掲げる9つの分野に係る講座を年間20本以上実施

団体活動支援・交流事業：男女共同参画認定団体等へのサポート支援及び交流機会の提供

広報：情報誌、HP、SNS等による情報発信及び展示コーナーでの企画展示

今後の方向性

- ・ 独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備(2026年4月1日施行)により、地方公共団体の男女共同参画センターが法的に位置づけられた。
- ・ 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進を効果的に推進するため、関係者相互間の連携と協働の促進に必要な施策を講ずるよう努めるものとされ、地方公共団体は、関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点(男女共同参画センター)としての機能を担う体制を、単独または共同して確保するよう努めるものとされている。
- ・ 今後、静岡市男女共同参画審議会に諮りながら、男女共同参画の推進に向け、女性会館の施設のあり方を研究していく。

02 多文化共生（『観光・文化』から再掲）

2-0 基本認識（多文化共生）（『観光・文化』から再掲）

- 「全ての人が、互いの文化的な違いを尊重し、助け合い、学び合い、一人ひとりの個性を活かして、共に行動するまち」と目指すまちを定義した「静岡市多文化共生のまち推進条例」に基づき、「静岡市多文化共生推進計画」を策定し、計画的に関連施策を推進している。
- 出入国管理及び難民認定法の改正等を背景に、外国人住民の増加や国籍の多様化、留学生が住みやすいまちづくり等が課題となっている。
- 外国人、日本人双方の意識調査や静岡市多文化共生協議会の意見、静岡市多文化共生総合相談センターに寄せられた声などを参考にし、既存の取組の見直しや新規取組を実施する。
- 誰一人取り残さず、みんなで幸せに生活する「社会的包摂」の考え方のもと取り組んでいく。

にほんご日本語

しずおか し た ぶん か きょうせい すい しん じょう れい
静岡市多文化共生のまち 推進条例 ができました

80カ国以上
しずおか し せいかい
静岡市には世界のいろいろな所から やってきて、
とも に せい かつ
生活している人たちがいます。

せい かつ
生活習慣、ことば、
食事、宗教など
も ぶん か
持っている文化はひとりひとり ちがいますが、
みんな このまちで まな はたら
学び 働き
暮らしている仲間である「静岡人」です。

わたし
私たちはそれぞれの文化を大切に していきます。
わたし
私たちは お互いに たす けあ たり まな けあ たり していきます。
わたし
私たちは みんなの ために ひとりひとりの 個性を 活かしていきます。

ハイバーシティ
ソーシャライズ
そして だれ ひとり と のこ
誰ひとり取り残さず
みんな で しあわ せ
みんなで 幸せに生活できる まちをつくりま す。

SDGs 10 17

笑顔！
～南太より～

ま べつ
差別をなくして
みんなの文化や
生活習慣を
大切にしよう

ち い き し ゅ ー ば
地域、職場、
がっこう か ぞう
学校、家庭などで、
みんな で たす けあ
助け合おう
まな けあ
学び合おう

みんなの知識や
けい けん い
経験を活かした
まちにしよう

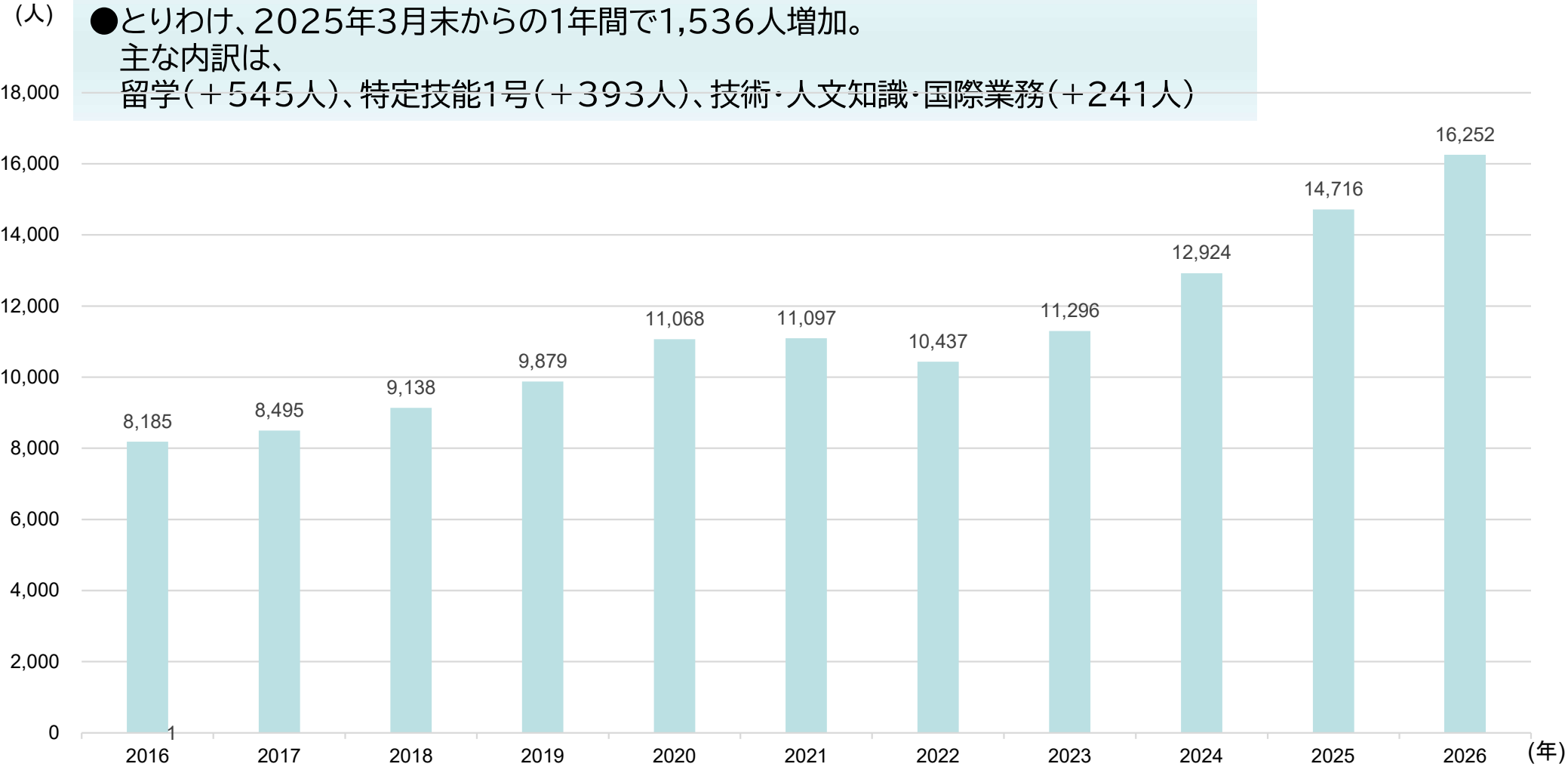
みんなで つくろう 多文化共生のまち

しずおか し こくさいこうりゅうか
静岡市 国際交流課 TEL:054-221-1303

しずおか市国際交流課
条例の内容はこちら

2-1-1 静岡市外国人住民数(各年3月末) (『観光・文化』から再掲)

- 2026年3月末時点の外国人住民数は16,252人
- 2016年と比較して8,067人、約2倍に増加
- 2026年3月末現在の住民基本台帳人口(日本人+外国人)665,330人のうち、約2.4%が外国籍
- とりわけ、2025年3月末からの1年間で1,536人増加。
主な内訳は、
留学(+545人)、特定技能1号(+393人)、技術・人文知識・国際業務(+241人)



[出典] 静岡市住民基本台帳 (外国人)

2-1-2 【国籍別】 静岡市外国人住民数（『観光・文化』から再掲）

- 90カ国、16,252人の外国人住民が暮らしている。
- 国籍別ではアジアの国々が上位を占めている。

2026年3月末現在（単位：人）

列1	国籍	割合(%)	男	女	計
1	ネパール	18.8%	1,461	1,589	3,050
2	中国	13.7%	883	1,342	2,225
3	ベトナム	13.3%	1,160	1,002	2,162
4	ミャンマー	9.7%	627	951	1,578
5	フィリピン	9.7%	458	1,118	1,576
6	インドネシア	8.1%	928	395	1,323
7	韓国	6.7%	565	531	1,096
8	スリランカ	5.1%	516	314	830
9	ブラジル	3.6%	294	283	577
10	バングラデシュ	1.7%	222	50	272
	その他(80か国)	9.6%	881	682	1,563
合 計		100.0%	7,995	8,257	16,252

注) 各構成割合(%)は小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が合計欄の数値(100.0%)と一致しない場合があります。

2-1-3 【在留資格別】 静岡市外国人住民数（『観光・文化』から再掲）

● 「留学」及び「永住者」が多く、次いで「技術・人文知識・国際業務」、「特定技能1号」、「技能実習2号ロ」の順になっている。

2026年3月末現在 （単位：人）

	資格	割合(%)	男	女	計
1	留学	21.7%	1,746	1,778	3,524
2	永住者	20.5%	1,164	2,168	3,332
3	技術・人文知識・国際業務	10.1%	1,112	527	1,639
4	特定技能1号	10.0%	755	874	1,629
5	技能実習2号ロ	7.6%	770	472	1,242
6	家族滞在	5.7%	313	616	929
7	特別永住者	5.4%	484	399	883
8	技能実習1号ロ	4.3%	463	240	703
9	定住者	3.7%	244	354	598
10	日本人の配偶者等	3.5%	208	366	574
	その他	7.4%	736	463	1,199
合 計		100.0%	7,995	8,257	16,252

注)各構成割合(%)は小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が合計欄の数値(100.0%)と一致しない場合があります。

注)特定技能1号・2号は技能水準の区分(1号:相当程度の知識・経験を要する技能、2号:熟練した技能)を示す。

注)技能実習1号・2号は実習段階の区分(1号:修得段階、2号:習熟段階)、イ・ロは受入方式の区分(イ:企業単独型、ロ:団体監理型)を示す。

2-1-4 在留資格別人数の推移（『観光・文化』から再掲）

- 2016年の時点では①永住者②留学③特別永住者の順に多かったのが、2026年では①留学②永住者③技術・人文知識・国際業務の順になっており、特別永住者は減少している。（特別永住者…主に1945年以前から日本に居住していた朝鮮半島・台湾出身者及びその子孫）

各年3月末現在（単位：人）

	資格	2016	2021	2026
1	留学	1,310	2,071	3,524
2	永住者	2,541	2,828	3,332
3	技術・人文知識・国際業務	274	944	1,639
4	特定技能1号(2019年4月創設)	-	47	1,629
5	技能実習2号口	325	1,237	1,242
6	家族滞在	435	583	929
7	特別永住者	1,213	1,040	883
8	技能実習1号口	335	281	703
9	定住者	473	504	598
10	日本人の配偶者等	631	591	574
	その他	648	971	1,199
合 計		8,185	11,097	16,252

注) 特定技能1号・2号は技能水準の区分(1号:相当程度の知識・経験を要する技能、2号:熟練した技能)を示す。

注) 技能実習1号・2号は実習段階の区分(1号:修得段階、2号:習熟段階)、イ・ロは受入方式の区分(イ:企業単独型、ロ:団体監理型)を示す。

2-1-5 指定都市比較（『観光・文化』から再掲）

- 他都市と比較して、突出した特徴はなく、いずれの割合も指定都市の中では中位から下位に位置する。
- 市人口に占める外国人住民の割合
- 外国人住民に占める在留資格「留学」の割合
- 市人口に占める在留資格「留学」の割合
- 上から15番目
- 上から11番目
- 上から12番目

No.	都市名	在留資格「留学」	外国人住民数	市人口	外国人住民に占める在留資格「留学」の割合	市人口に占める在留資格「留学」の割合	市人口に占める外国人住民の割合
1	大阪市	25,965人	169,392人	2,757,642人	15.3%	0.9%	6.1%
2	名古屋市	11,602人	92,758人	2,297,745人	12.5%	0.5%	4.0%
3	京都市	16,908人	55,434人	1,379,529人	30.5%	1.2%	4.0%
4	浜松市	1,035人	28,781人	788,985人	3.6%	0.1%	3.6%
5	神戸市	9,995人	54,428人	1,500,425人	18.4%	0.7%	3.6%
6	千葉市	3,308人	34,519人	978,899人	9.6%	0.3%	3.5%
7	川崎市	3,959人	50,794人	1,529,136人	7.8%	0.3%	3.3%
8	横浜市	7,805人	115,954人	3,752,969人	6.7%	0.2%	3.1%
9	福岡市	13,485人	44,651人	1,593,919人	30.2%	0.8%	2.8%
10	相模原市	1,691人	18,708人	717,861人	9.0%	0.2%	2.6%
11	さいたま市	2,671人	31,588人	1,345,012人	8.5%	0.2%	2.3%
12	堺市	1,564人	18,213人	817,041人	8.6%	0.2%	2.2%
13	岡山市	3,091人	15,505人	698,671人	19.9%	0.4%	2.2%
14	広島市	1,614人	21,646人	1,178,773人	7.5%	0.1%	1.8%
15	静岡市	1,594人	11,986人	677,736人	13.3%	0.2%	1.8%
16	北九州市	3,105人	15,965人	921,241人	19.4%	0.3%	1.7%
17	仙台市	5,550人	15,781人	1,066,362人	35.2%	0.5%	1.5%
18	熊本市	1,357人	9,064人	731,722人	15.0%	0.2%	1.2%
19	札幌市	3,447人	17,867人	1,956,928人	19.3%	0.2%	0.9%
20	新潟市	1,101人	6,253人	767,565人	17.6%	0.1%	0.8%

（2024年1月1日現在）

2-2 基本認識 留学生が一番住みたいまち静岡へ（『観光・文化』から再掲）

○なぜ留学生を対象とするのか？

- ・2026年3月末時点で、静岡市には16,252人の外国人住民が住んでおり、そのうち約21.7%が「留学」の在留資格を有している。これは、「永住者」(20.5%)、「技術・人文知識・国際業務」(10.1%)、「特定技能1号」(10.0%)、「技能実習2号口」(7.6%)など、どの在留資格よりも多い。
- ・留学生が多い理由は、静岡市に教育機関が充実していることや、東京・名古屋といった大都市へのアクセスの良さが挙げられる。
- ・こうした背景をふまえ、静岡市は、今後も増加が見込まれる留学生が地域社会と良好な関係を築き、安心して生活できる環境づくりを通じて、外国人全体が暮らしやすいまちをつくっていくことが重要と認識。
- ・そのため、2024年5月に「日本一留学生が住みやすいまちプロジェクトチーム」を立ち上げ、具体的な支援策を進めている。

2-2-1 留学生が一番住みたいまち静岡へ（『観光・文化』から再掲）

（キーワード） Diversity – Inclusion – Innovation（多様性と包摂が新しい価値を共創する）

自分と同質のものだけではなく異質なもの（多様性）を対話し、交流し、包摂することで、新結合が生まれ、新たな価値が共創される。

（日本一留学生が住みやすいまちプロジェクトチームの取組）

1 設置目的

- ・静岡市で学ぶ留学生に、卒業後も静岡市に住み続けてもらうために、転入から就職までを一元的にサポートする体制を構築する。

2 社会課題

【地域生活・コミュニティに関すること】

- ・留学生にとっての「住みやすさ」、「暮らしやすさ」と、地域社会とつながっていること、地域社会に受け入れられていることには関連が伺える。
- ・約3割の留学生は、日本で参加している活動が何もない。
- ・「多文化共生が重要であると思いますか。」との質問に対し、約2割(18.8%)の日本人住民が「どちらともいえない」と回答している。（静岡市多文化共生のまちづくりアンケート調査）

【交流・学習に関すること】

- ・地域コミュニティで日本人と交流したり、日本文化を学習したりする機会が限られている（情報が届いていない）。

【就職支援に関すること】

- ・外国人を受け入れる企業が一部に限られており、卒業後も静岡市に住み続けたいと考える留学生にとって、「市内企業への就職」がハードルとなっている。

2-2-2 留学生が一番住みたいまち静岡へ（『観光・文化』から再掲）

3 課題解決の方向性

【地域生活・コミュニティに関すること】

- ・市内の大学への自治会・町内会パンフレット配架を通じて加入を促進する。
- ・地域における交流の機会を増やし、地域との関わり方がわからずに活動していない留学生を活動につなげていく。
このことにより、「静岡市は暮らしにくい」と感じる留学生の減少にもつながる。
- ・留学生を学校や地域へ派遣し、交流の促進と活躍の場の創出を図る。
- ・留学生の学校や地域への派遣を通じて、やさしい日本語を通じたコミュニケーションの機会を充実し、日本人住民が多様な文化や生活習慣への理解を深めるきっかけを作り、誰もが住みやすい多文化共生のまちづくりにつなげていく。
- ・来静直後の留学生が安心して生活を始められるように、行政窓口の更なる改善や生活オリエンテーション動画の製作に取り組む。
- ・留学生にとって住みやすいまちとは外国人全体にとって住みやすいまちと捉え、幅広い分野で多彩な支援を展開することにより、外国人に選ばれ、長く住み続けたいと思われる都市を目指す。

【交流・学習に関すること】

- ・既存の取組に係る情報を確実に届けるため、生涯学習施設の利用方法や活動内容について市内の大学に直接情報発信し、利用を促進する。

【就職支援に関すること】

- ・留学生と企業との交流を通じて、留学生が企業について学んだり、企業が留学生の受入環境について考える機会を増やす。

2-2-3 留学生が一番住みたいまち静岡へ（『観光・文化』から再掲）

4 2025年度の主な取組

○ 留学生対象アンケート

- ・大学、専門学校、日本語学校等の教育機関及び留学生等を対象に聞取調査及びアンケート調査を行い、詳細に留学生の実態を把握した。
- ・アンケートの結果、留学生が感じている主な課題は、アルバイトが見つからないことだと分かった。
- ・優先度の高い課題として「アルバイト先の確保」を取り上げ、今後、雇用する企業側への働きかけを含み民間企業と協働して課題解決に取り組んでいく。

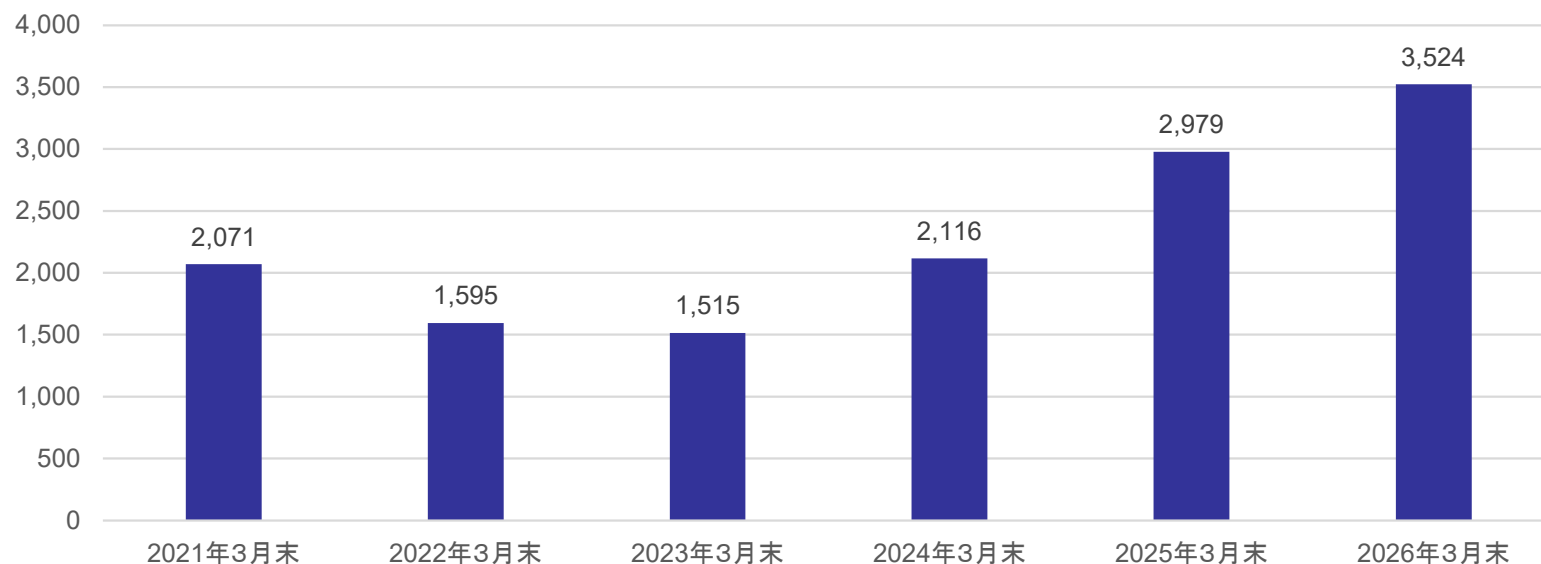
○ 留学生と高校生のつながり促進

- ・高校の探究学習等の授業に、大学や日本語学校の留学生、やさしい日本語ボランティアと参加し、静岡市の多文化共生の取組、やさしい日本語についての講義や高校生と留学生とのディスカッションを行った。
- ・留学生と近い年代世代の高校生との交流機会となり、2026年度はこの取組を拡充していく予定。

2-3-1 静岡市における留学生受入れ状況（『観光・文化』から再掲）

● 静岡市内の留学生数の推移

新型コロナウイルスの影響が大きかった2021年から2023年にかけて一時的に減少しているが、2024年以降は回復傾向にあり、2026年は3,524人と過去最高となっている。（高等教育機関における留学生の受入れについては、適切な入学者選考や十分な在籍管理の観点から各学校が決定しているため、目標管理はしていない。）



	葵区	駿河区	清水区	合計(人)
2026年3月末	986	2,247	291	3,524
2025年3月末	238	1,921	820	2,979
2024年3月末	578	1,389	149	2,116
2023年3月末	449	937	129	1,515
2022年3月末	368	1,113	114	1,595
2021年3月末	572	1,398	101	2,071

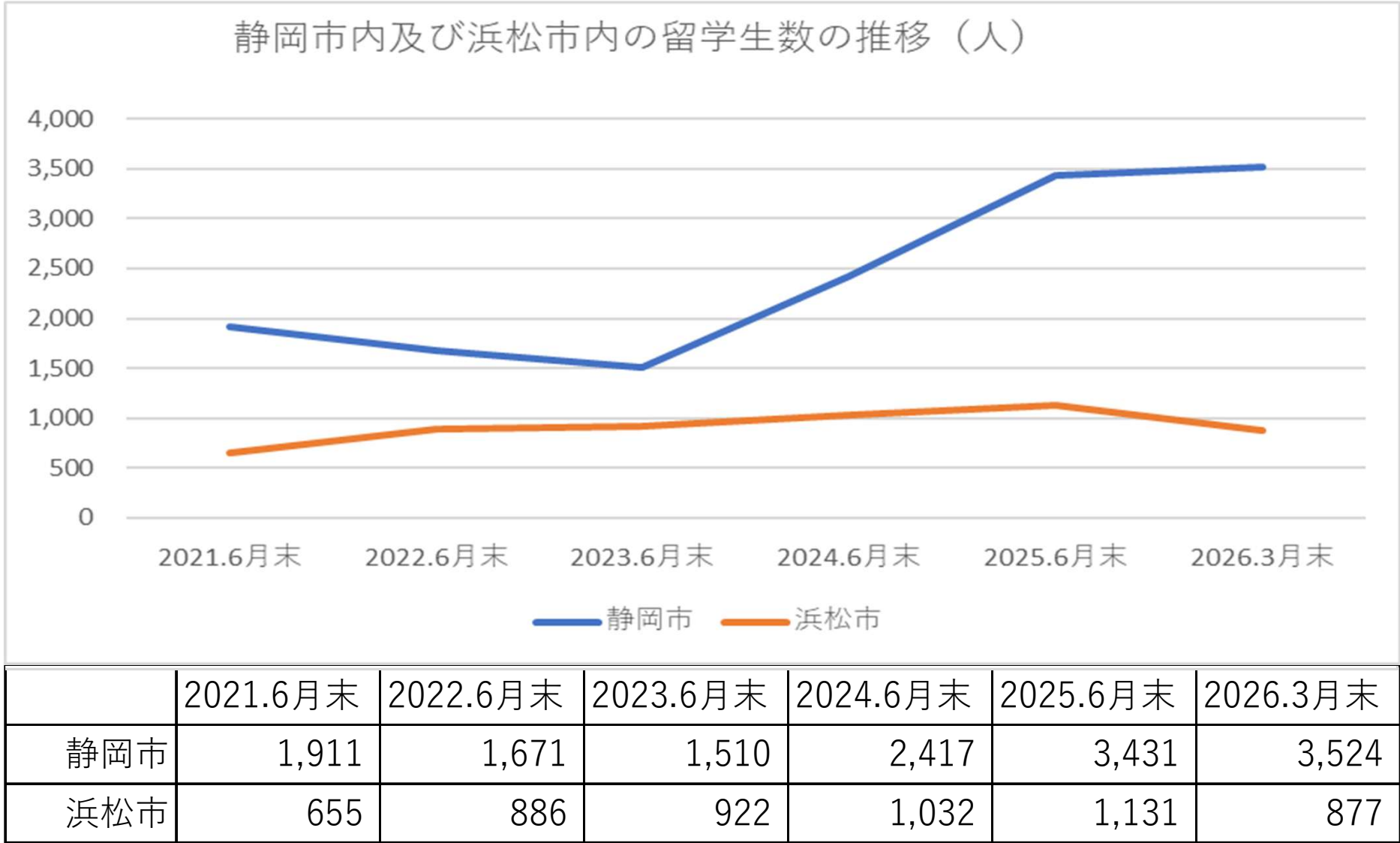
2-3-2 静岡市における留学生受入れ状況（『観光・文化』から再掲）

● 静岡市内の学校等の留学生数(2025年12月 静岡市国際交流課調べ)

1 大学・大学院・ 短期大学・	静岡大学	389人
	静岡県立大学	42人
	静岡英和学院大学	82人
	静岡英和学院大学短期大学部	42人
	常葉大学	2人
2 専門学校	プロスペラ学院	1,774人
	静岡工科自動車大学校	約80人
3 日本語学校	国際ことば学院日本語学校	207人
	静岡インターナショナルスクール	127人
	静岡日本語教育センター	122人
	静岡日本語学院	198人
	AFC国際学院	約150人
	駿府葵会日本語教育学苑	約80人

2-3-3 静岡市における留学生受入れ状況（『観光・文化』から再掲）

● 浜松市との比較



（静岡市国際交流課・社会的包摂推進課調べ）

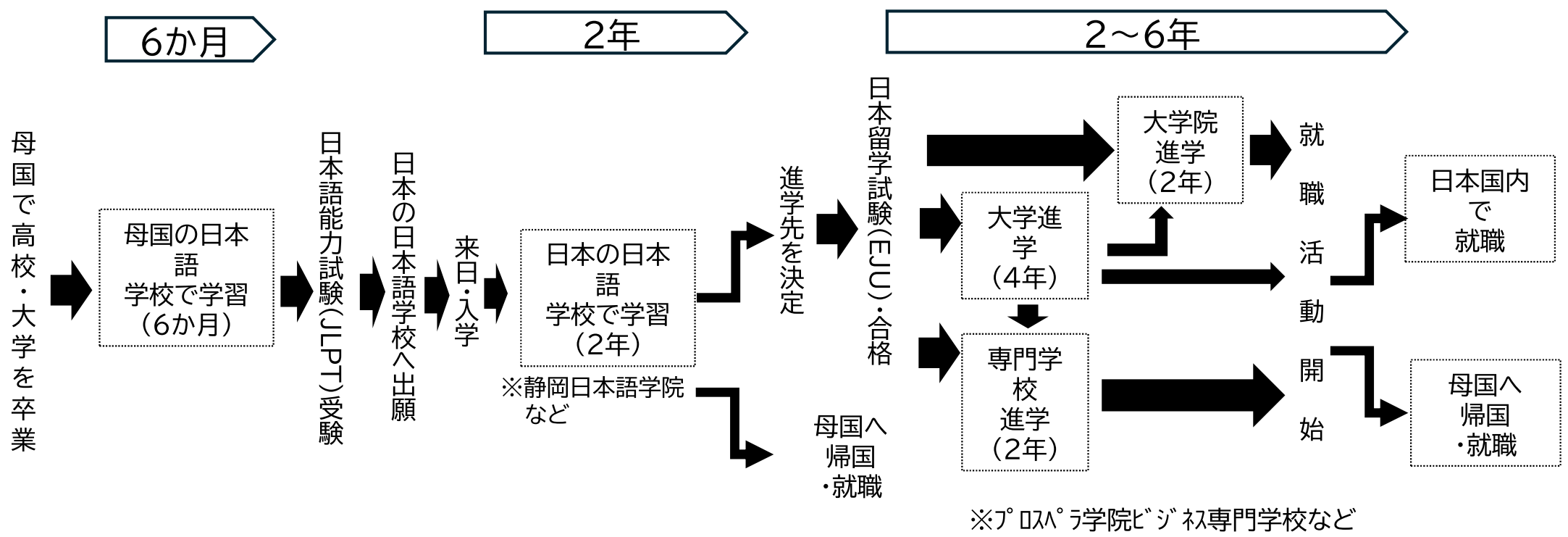
2-4-1 静岡市内の日本語学校・専門学校について（『観光・文化』から再掲）

《日本語学校・専門学校の違い》

	日本語学校	専門学校
対象	日本語を母語としない外国人や 日本国籍の日本語初心者	高校卒業程度以上の学力を有し、 就業に必要な能力を取得したい者
目的 内容	日本での生活や仕事に必要な日本語を 取得することを目指す。 （上級クラスでは大学進学等を目指し専 門的なカリキュラムを扱う）	ある程度の語学力を有する学生を対象に、 実践的なカリキュラムで、 就職に必要な能力を取得することを目 指す。

2-4-2 静岡市内の日本語学校生・専門学校生の進路 (『観光・文化』から再掲)

留学生の進路フロー(イメージ図)



JLPT: Japanese-Language Proficiency Test …国際交流基金・日本国際支援教育協会主催
EJU: Examination for Japanese University Admission for International Students …(独)日本学生支援機構主催

≪具体的な入学条件やカリキュラム(各学校の公開資料による)≫

●静岡日本語学院(旧:沼津日本語学院)

学校法人静岡理工科大学が運営する日本語教育機関。2025年3月に沼津市から静岡市内に移転。

ア 出願資格

- ・12年以上の学校教育またはそれに準ずる課程を修了している者。
- ・学校教育を修了してから、5年以内の者。(5年以上経過をしている者は別途、検査が必要。)
- ・日本語能力試験N5レベル(※)または日本語を150時間以上学習した者。

(※)日本語能力試験のレベル:

N1～N5の5レベルで、N5が最も低いレベル。N5ではひらがな、カタカナ、漢字100字程度を覚える必要があり、小学1年生の国語のレベルに近いと言われる。

- ・技能実習生の場合は、帰国後の年数等の必要条件を満たした者。

イ 卒業後の進路

- ・2023年度の進学率は100%、うち20%は静岡理工科大学グループ校に進学。
グループ校以外の主な進学先は下記のとおり。

新潟産業大学、上智大学、同志社大学、国際観光専門学校熱海校、国際ことば学院外国語専門学校、静岡県立工科短期大学、プロスペラ学院ビジネス専門学校 など。

- ・N1に1名、N2に23名、N3に80名が合格。(※沼津日本語学院の2023年度実績)

プロスペラ学院国際ビジネス科国際ビジネスコース

学校法人神戸学院グループが運営する専門学校。
日本での就職を目指す留学生に対して、
経営学・PC・英語など幅広いビジネスの専門性を身に付けるための授業を開講。
履歴書作成や面接練習、ビジネスマナー等を学習する。

ア 出願資格(留学生枠)

- ・外国で12年間の学校養育を受けている者。
12年未満の過程の場合は指定された準備教育課程を修了していること。
- ・18歳に達していること。
- ・日本語教育機関で6か月以上の日本語教育を受けていること。
または個別の審査により出願を認められること。

イ 卒業後の進路

- ・卒業者に占める就職者の割合は88%(2023年学校公開資料による)。
- ・主な就職実績は下記のとおり。
株式会社ヤマザキ、株式会社マキヤ、株式会社エーツー 等

2-5-1 外国人住民の意識調査結果（『観光・文化』から再掲）

- 「静岡市は暮らしやすいですか」との質問に、『暮らしやすい』（「とても暮らしやすい」+「まあまあ暮らしやすい」）と回答した留学生の割合は、2013年度は82.1%で2020年度は77.9%と、4.2ポイント減少している。
- 一方、『暮らしにくい』（「少し暮らしにくい」+「暮らしにくい」）と回答した留学生の割合は、2013年度は9.0%で、2020年度は7.4%と1.6ポイント減少している。
- 『暮らしにくい』と回答した理由については、以下のことが関連していると考えられる。
 - ①日本で参加している活動が少ないこと
 - ②地域コミュニティで日本人と交流したり、日本文化を学習したりする機会が少ないこと
 - ③外国人を受け入れる企業が一部に限られており、「市内企業への就職」がハードルとなっていること

「静岡市は暮らしやすいですか」という問いに対する回答内訳 （在留資格「留学」のみを抽出）（単位：%）		
回答	2020	2025
①とても暮らしやすい	31.7	29.9
②まあまあ暮らしやすい	41.6	44.3
①～②計	73.3	74.2
③どちらともいえない	13.9	14.4
④少し暮らしにくい	5.9	9.6
⑤暮らしにくい	1.0	1.8
④～⑤計	6.9	11.4
⑥無回答	5.9	0
回答数	n=101	n=167

注）各構成割合（%）は小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が合計欄の数値（100.0%）と一致しない場合があります。

〔出典〕静岡市外国人住民アンケート調査

2-5-2 日本人の意識調査結果（『観光・文化』から再掲）

●「あなたは、多文化共生が重要であると思いますか。」との質問に、「多文化共生が重要・どちらかといえば重要」と回答した静岡市の日本人住民の割合は、2020年度は75.4%であるのに対し、2026年度は61.8%と低下している。一方、「どちらともいえない」「どちらかといえば重要ではない」「重要ではない」と回答した割合は、2021年度の24.4%から2026年度は38.2%に増加している。

●このアンケート調査は、静岡市在住の16歳から75歳までの日本国籍市民2,000人を対象に実施。

「あなたは、多文化共生が重要であると思いますか。」という問いに対する回答内訳

(単位:%)

回答	2021	2026
①重要である	35.8	29.7
②どちらかといえば重要	39.6	32.1
①～②計	75.4	61.8
③どちらともいえない	18.8	21.2
④どちらかといえば重要でない	3.5	8.6
⑤重要ではない	2.1	8.4
④～⑤計	5.6	17.0
⑥無回答	0.3	0
回答数	n=772	n=546

※2021年度の回答方法は郵送(紙)及びインターネット回答であったが、2026年度はインターネット回答のみである。

注)各構成割合(%)は小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が合計欄の数値(100.0%)と一致しない場合があります。

[出典]静岡市多文化共生のまちづくりアンケート調査

2-6 留学生支援の取組(留学生への市営住宅の提供) (『観光・文化』から再掲)

《背景・目的》

民間賃貸住宅の所有者が入居後のトラブルや対応に不安を感じていることから、留学生が民間賃貸住宅を借りることが困難となっている。このため、留学生の居住確保の課題への対応の1つとして、市営住宅の空き室を改修し、留学生向けの住居として賃貸することで、留学生の受入と定着を推進する。

《対策》

(団地概要)

団地名: 有東団地(駿河区有明町)

備考: 全21棟のうち、4棟の一部の部屋を提供

(改修内容)

内装 : 床、壁、天井、襖の張替え 等

水回り: キッチン・トイレ・浴槽・給湯設備等の更新

提供開始年月	室数	間取り	入居者数	提供先
2024年3月	1室	3DK	2人	静岡大学
2025年3月	6室	2DK	12人	静岡理工科大学グループ 静岡日本語学院
	4室	3DK	12人	

※提供先の大学は、静岡市と包括連携協定を締結した大学等
静岡日本語学院は、2DK(40㎡)を2人、3DK(55㎡)を3人で使用
入居する留学生は、ネパール、ミャンマー、スリランカ、ベトナムなどの東南アジア国籍が中心

《取組の効果》

団地住民からは、「入居した留学生が自治会活動に参加してくれて助かっている」という声を聞いており、入居者同士のコミュニティの維持向上が図られている。



改修後(キッチン)



改修後(和室)



留学生と団地自治会・入居者の顔合わせ
(2025年4月)

2-7 静岡市内の日本語学校・専門学校におけるアルバイト支援状況（『観光・文化』から再掲）

＜留学生のアルバイトについて（各学校への聞き取りによる）＞

(1) 静岡日本語学院

2025年5月15日(木)に学校主催でアルバイト合同マッチング会を実施。

(2) プロスペラ学院

学校が独自に企業との関係を築いており、市内の工場等に学生を紹介している。

(3) その他の市内日本語学校

基本的に学校がアルバイト先の紹介はしておらず、生徒が自分で見つけている。

（先輩からの紹介、アルバイト情報サイトからの申し込み等。）

アルバイト先はコンビニ、飲食店、工場等。

03 生涯學習

3-0 基本認識(生涯学習)

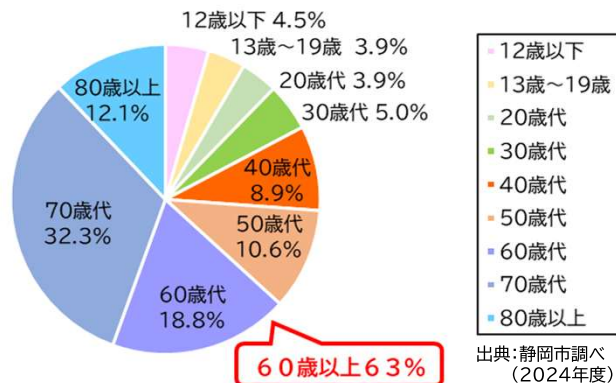
静岡市教育大綱(2024年11月策定)

- 入社から定年まで同一組織で働く人生から、キャリアの途中での学び直しや転職、起業など、一人ひとりの進路や働き方が多様化する人生へと転換してきている。
- 社会・企業において、個人に求められる知識や技能、技術が目まぐるしく変化する中では、誰もが、生涯を通じて、自らに求められる新たな知識や技能等の獲得に努めることができる環境の整備が求められている。
- そして、学び直しや転職等を通じ、自らの意思により自身の能力を高め、様々な社会環境の変化に柔軟に対応できるような環境を整えることが重要であり、リカレント教育をはじめとする生涯学習の必要性が高まっている。
- そこで、時代の変化に適応し、職業上新たに求められる知識や技能等を習得するリスキリングの機会を提供する。また、実用的な経験や技術に基づき、課題を解決することができる知識や技能等を身につける「実学を重視したリカレント教育」の提供により、地域社会や経済を支える人材を育てていく。
- さらに、職業や課題解決に求められる知識や技能等の習得のための学びに加え、地域や経済界との連携により、「人生を豊かにするための学び」や「他者との学びあい」の機会を提供することで、個人一人ひとりのニーズに応じた学びを身近なものにする。
- それにより、誰もが、学びたいときに、学びたい内容を学ぶことができ、学んだ内容を社会の中の実践で生かすことで成長し、新たな学びにつなげていくといった、生涯を通じた学びと成長の好循環を生み出していく。

3-1-1 静岡市の生涯学習の現状と課題

1 市民の多様な学びの希望・意欲に 応える学習機会の提供

施設を利用する生涯学習団体の年齢構成



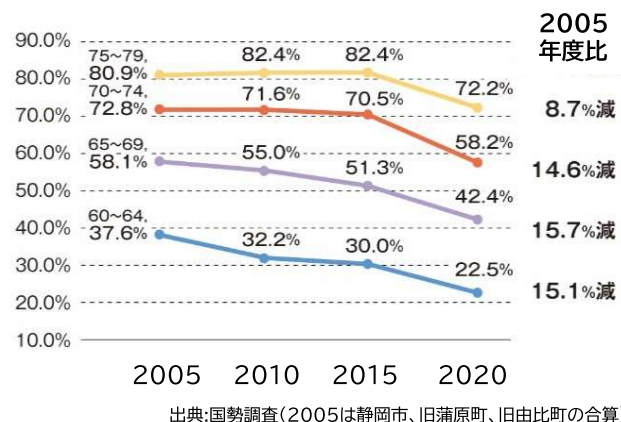
生涯学習団体構成員の6割以上が60歳以上（平日の日中利用が多い）で、働く人の学びの場になっていない

何歳になっても必要な知識・能力を身につけられる人生100年時代に移行する中、働いている人を想定した学習機会の提供が少ない。

- ・働いている人たちにとっても使いやすい施設づくりや、魅力ある学習機会の提供に取り組む必要がある。
- ・より幅広い層の学習に対する希望に対応するため、対面式の学習に加え、デジタル技術を活用したオンライン形式の学習などを提供していく必要がある。

2 地域や社会での活動の支援と働きながら参加しやすい仕組みづくり

静岡市内の年代別の非労働力人口率



70歳未満の労働力人口が増加して地域活動の担い手が減っている

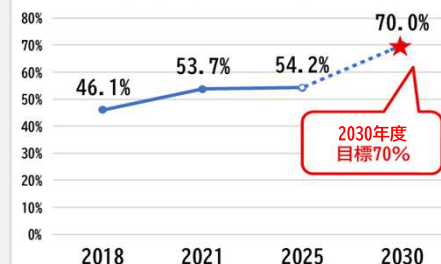
かつて地域活動に参加していた60～70歳代の年齢層が引き続き働いており、地域活動へ関与できる人が少なくなっている。調査(*)でも「地域活動に参加していない理由」として「仕事や勉強に忙しく、地域活動に参加する時間がない」が全年代で上位。

* 出典：静岡市スポーツ活動・生涯学習に関する市民意識調査

- ・これまで地域活動の主な担い手であった中高年に限らず、幅広い年代の市民が働きながら自治会等の地域や社会での活動に参加しやすい仕組みづくりが必要である。

3 変化の激しい経済社会に適応していくための学びの充実

生涯学習を行っている市民の割合



学んだことを地域や社会での活動に活かしている市民の割合



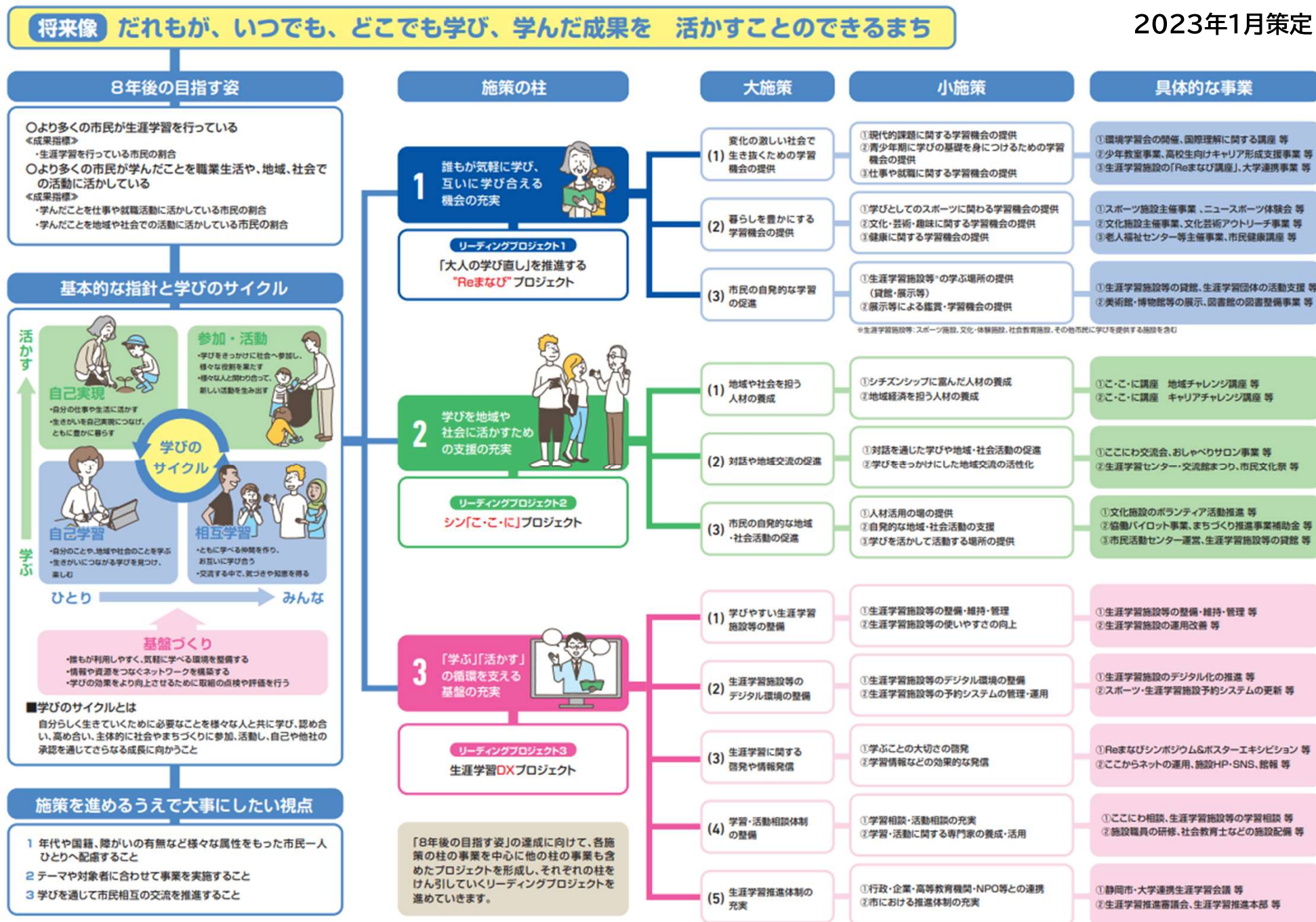
出典：2025年度 静岡市スポーツ活動・生涯学習に関する市民意識調査

生涯学習をしている人は増えている一方、活かしている人は横ばいで、学びが実践に直結していない。これまでの講座は、まちづくりに積極的に関わろうとする公共意識（シチズンシップ）の醸成に主眼を置いていた。

- ・大学や企業等と協働し、リスキリングやリカレント教育といった「大人の学び直し」など、学びの場の充実が必要がある。

3-1-2 静岡市の生涯学習推進の体系図(第3次静岡市生涯学習推進大綱)

2023年1月策定



3-2-1 具体的な取組①:Reまなびプロジェクト

「大人の学び直し」を推進する^リReまなびプロジェクト

「Reまなびプロジェクト」は、静岡市教育大綱の基本方針5の「生涯にわたる学びと成長の好循環を生み出す」取り組みである。人生100年時代や予測困難な時代に必要な知識や技術を習得する「大人の学び直し」(リカレント教育やリスキリング等)について、様々な世代の市民一人ひとりに対してその大切さを伝え、魅力ある学習機会を提供する。

静岡市教育大綱(2024-2028年度)

基本方針5「生涯にわたる学びと成長の好循環を生み出す」

重点的な取組み ▶自らの知識や技術等を高めていくリスキリングの視点を含め、地域社会・経済を支える実学を重視したリカレント教育を提供する
▶地域や経済界との連携により、様々な学びを提供し、学んだ内容を社会の中の実践で生かすことで成長できる、生涯を通じた学びの機会を提供する

「Reまなび」とは

英語で「再び」や「繰り返し」を意味する「Re」に「まなび」をプラスして「再び学んでみよう！」や「繰り返し学んでいこう！」というメッセージを込めた静岡市オリジナルの「あい言葉」。

これからの時代に必要な知識や技術をアップデートする「リスキリング」や「リカレント教育」の「Re」の意味も込めている。



3-2-2 具体的な取組①:Reまなびプロジェクト

1. 背景：社会の大きな変革

- ・人生100年時代の到来 ・加速する人口減少
- ・複雑、曖昧で変化が激しく予測困難な時代
- ・インターネットやAIの急速な進展
- ・地球温暖化の振興 ・脱炭素社会 など

2. 学びへの意識や学習行動の実状

- リカレント教育ニーズ調査（静岡県2020年度）
N:企業 1,060 / 県民 1,169
【認知度：リカレント教育 聞いたことがない】
企業 59.6% 県民 78.2%
【取組：取組んでない、予定もない】
企業 82.9% 県民 89.0%
- 市民意識調査（静岡市2023年度）N:1,271
【学校卒業後、学びをしたことがあるか】
大学の社会人講座 3.1% 民間のスクール等 16.4%
生涯学習施設 18.9% 個人学習 24.4%
特に学びをしたことがない 26.3%

3. これからの社会に求められる「まなび」

【国：教育振興基本計画】計画期間（5年間）：2023年度～2027年度

総括的な基本方針：「持続可能な社会の創り手の育成」

- コンセプト
- ：2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成
 - ▶将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていく
 - ▶社会課題の解決を、経済成長を結びつけてイノベーションにつながる取組や、一人ひとりの生産性向上等による、活力ある社会の実現に向けて「人への投資」が必要
 - ▶Society5.0で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

【静岡市教育大綱】計画期間（5年間）：2024年度～2028年度

基本方針5

- ：「生涯にわたる学びと成長の好循環を生み出す」

- 重点的な取組み：
- ▶自らの知識や技術等を高めていくリスキリングの視点を含め、地域社会・経済を支える実学を重視したリカレント教育を提供する
 - ▶地域や経済界との連携により、様々な学びを提供し、学んだ内容を社会の中の実践で生かすことで成長できる、生涯を通じた学びの機会を提供する

4. これからの社会に求められる「Reまなび」の取組み

生涯にわたる学びと成長の好循環を生み出す

<1>市民の自発的な学びの支援 （学習行動への誘因）

①まちづくりの主役（原動力）となる人づくり

地域や社会で活躍するために求められる能力や技術を習得できる人材養成講座を開催

- ・静岡シチズンカレッジ こ・こ・にて、2026年度全32講座を開催（キャリアチャレンジ学部：13講座、地域チャレンジ学部：15講座、学生チャレンジコース：4講座）
- ・市内32の生涯学習施設で、地域人材養成講座を開催

②学ぶ意欲のある人への身近な学習機会の充実

市内32の生涯学習施設で、経済産業省が提唱する「人生100年時代の社会人基礎力」に関連する社会人としての新しい基礎力を身につけることができる講座を60講座以上実施

③教育機関として高度な専門教育を担う市内6大学の知的資源の活用

- ・静岡市大学連携生涯学習会議（年2回） ・リスキリング、リカレント教育に関する情報発信
- ・Reまなび大学リレー講座：市内6大学と市が連携し「大人の学び」をテーマとした連続講座を実施（各大学で実施しているリカレント教育を市民が活用するきっかけをつくる）

<2>市民の学びの環境整備 （学習機会の充実）

④リスキリング・成長分野の関係機関との連携

・静岡労働局、SHIP（静岡県）、静岡商工会議所、市内企業などとの継続的な連携

3-2-3 具体的な取組②:静岡シチズンカレッジ こ・こ・に

1 静岡シチズンカレッジ こ・こ・に

・静岡市では、2016年度から庁内各課で実施している市民向けの人材養成講座を一体的に推進することを目的に「静岡シチズンカレッジ こ・こ・に」を開講している。

2 2025年度から、「こ・こ・に」を大幅に見直し

- (1)これまでの「こ・こ・に」
- ・2024年度までは、目標とする人材像を「市民自治によるまちづくりを担う公共意識(シチズンシップ)に富んだ人」とし、達成水準を「公共意識(シチズンシップ)の醸成」として、各種講座を開講していた。
 - ・延べ3,700人以上の修了生を輩出し、修了生は、地域や社会の中で活躍している。
- (2)「こ・こ・に」見直しのポイント
- ・静岡市においては、地域課題や社会課題が山積しており、それを社会の共創で解決していくことが求められている。
 - ・企業等においては、DXなど、新しい時代に求められる能力や技術を備えた人材が不足している。
 - ・このような背景のもと、目標とする人材像と達成水準を改め、地域や社会で活躍するために求められる能力や技術を習得できる、より実践的な講座に見直した。

見直し後

- ▶目標とする人材像
「地域経済と市民生活の両面で持続可能な発展を遂げていくための主役(原動力)となる人」
- ▶達成水準
「実際に地域や社会で活躍する人材の養成」

【講座数と修了生数の推移】 延べ修了生数(2016-2024) 3,724人

	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
講座数	10	17	18	21	21	23	27	31	43
修了生数	279	354	406	327	262	357	508	582	649

【これまでの修了生の活躍例】

活動団体の設立	・ 中高生の学習やキャリア教育支援をするNPOを設立 ・ 大学生や若手社会人の地域活動を支援するNPOを設立 ・ ごみひろい活動の任意団体を設立
ボランティア活動	・ 防災や災害支援ボランティア ・ 清水港クルーズ船寄港時の外国人観光客への観光ボランティアガイド ・ 障害のある人の外出を支援するガイドヘルパーのボランティア
地域人材として活躍	・ 自治会、町内会の担い手不足やデジタル化の課題解決を实践 ・ 市民後見人や再犯防止推進員 ・ 環境教育リーダーとして小中学校の環境授業の講師 ・ 地域学校協働活動推進員や学校応援団としてコミュニティースクールを支援

社会の大きな変革

- 人生100年時代の到来 ● 複雑・曖昧で変化が激しく予測困難な時代 ● 加速する人口減少
- インターネットやAIの急速な進展 ● 地球温暖化 ● 車の自動運転化 ● 脱炭素社会 など

これからの地域や社会に求められるもの

市民の視点	社会の大きな変革に対応するために	▶必要な能力や技術の習得 ▶主体的かつ継続的な学び ▶学びで得た能力や技術を活かした挑戦
静岡市の視点	持続可能な発展を遂げていくために	▶地域課題や社会課題を解決する人材 ▶地域経済を担う人材 ▶市民生活を支える人材

3-2-4 具体的な取組②:静岡シチズンカレッジ こ・こ・に

3 2026年度「こ・こ・に」講座

【キャリアチャレンジ学部】

能力や技術、キャリアを向上する学びから、地域経済を担う活躍やチャレンジに繋げることを目的とした学部

【地域チャレンジ学部】

地域貢献や環境・福祉・教育などを学び、市民生活を支える自発的な活動に繋げることを目的とした学部

【学生チャレンジコース】

シビックプライドやアントレプレナーシップを培う課題解決型の学びから、未来の社会に羽ばたく人材を養成することを目的としたコース

シビックプライドとは

都市に対する市民の誇り。「このまちをより良い場所にするために自分自身が関わっている」という当事者意識を伴う自負心のこと

アントレプレナーシップとは

急激な社会環境の変化を受容し、新たな価値を生み出していく精神のこと(起業家精神)



静岡シチズンカレッジ
こ・こ・に

(参考) 2026年度「こ・こ・に」講座

キャリアチャレンジ学部 13講座		キャリアチャレンジ学部は、能力や技術、キャリアを向上する学びから、地域経済を担う活躍やチャレンジに繋げることを目的とした学部	
講座名（所管課）		講座概要	取得できる能力や技術
①	起業体験プログラム （産業政策課）	先輩起業家の体験談や起業支援のプロによるワークショップを通じて、起業やスタートアップに必要な知識やスキルを幅広く学びながら、実際に起業していくためのプロセスを体験できる講座	▶起業に必要な基礎知識や実践力 ▶ビジネスモデルを構築する力やプレゼンテーション能力 ▶起業家精神
②	経営セミナー （産業政策課）	スタートアップの起業に向けた事業計画書の作り方やビジネスモデルの設計、資金調達の手法、起業家精神など、実践に役立つスキルを学ぶ講座	▶起業に必要な経営の基本知識 ▶資金調達に関する知識 ▶事業計画の基本知識 ▶ビジネスモデルの考え方
③	社内DXを推進する「ビジネスアーキテクト」養成講座 （生涯学習推進課）	ビジネスアーキテクトとは、会社内でDXの目的設定、事業コーディネート、目的実現に向けたプロセス推進などを担う人材のこと この講座では、参加者が実際に働く会社の社内業務のデジタル化による改善を題材に、現状と課題を洗い出し、改善の仮説を立て、講師が伴走しながらプランの立案・実行を目指す	▶業務のデジタル化に関する知識 ▶課題発見力、企画力、実行力
④	生成AI(NotebookLM)を利用した業務改革講座 （生涯学習推進課） リニューアル	生成AI(NotebookLM)の基本的な使い方を学ぶだけでなく、自社が抱えるリアルな課題をテーマに設定し、AIを活用した具体的な改善策の立案・実行までを一貫して学ぶ講座	▶業務のデジタル化に関する知識 ▶課題発見力、企画力、実行力 ▶生成AIの操作技術
⑤	RPAツール(マクロマン)マスター講座 （生涯学習推進課）	RPA(ロボテック・プロセス・オートメーション)は、主に事務作業を自動化できるソフトウェアロボット技術 この講座では、無料で導入できるRPAツール「マクロマン」の操作技術を習得し、講座修了後からすぐに会社の業務改革に取り組むことができる能力を身につけることを目指す	▶業務自動化に関する知識 ▶課題発見力、企画力、実行力 ▶RPAツールの操作技術
⑥	社内データサイエンティスト養成講座 （生涯学習推進課） 新設	職場の中にあるデータの理解を深め、いかに活用していくことができるのか基礎から実践までを段階的に学ぶことで、社内データを分析し活用提案ができるようになることを目指す	▶データ利活用の概念と重要性の知識 ▶データの見える化(可視化)の技能 ▶データの活用技術

(参考) 2026年度「こ・こ・に」講座

講座名（所管課）		講座概要	取得できる能力や技術
⑦	戦略から実行まで学ぶデジタル marketer 講座 （生涯学習推進課） 新設	WEB広告やSNS、WEBサイトなどを活用し、成果につなげていくデジタルマーケティングの考え方を、実践を通して学ぶ講座 マーケティング全体の設計から、具体的な施策の計画・実施・実行までを段階的に取り組み、実務で活かせる力の習得を目指す	▶デジタルマーケティング全体設計に関する知識 ▶WEB広告/SNS/WEB改善に関する実践技能
⑧	サイバーセキュリティ人材養成講座 （産業基盤強化本部） 新設	市内や首都圏、世界で活躍する高いサイバーセキュリティ技術を有する企業を講師に招き、サイバーセキュリティに関連する技術を学ぶ講座 情報セキュリティに関連する知識・技術を幅広く習得し、デジタル社会で活躍できる能力を身につけることを目指す	▶マルウェアやフィッシングなどの脅威に対する対応力 ▶インシデント発生時の初動対応やリスク管理等の技術
⑨	3DCGモーションデザイナー養成講座 （産業基盤強化本部） 新設	首都圏で活躍する高いCGデザイン技術を有する企業を講師に招き、3DCGモーションデザイン技術を学ぶ講座 3DCG制作に必要なソフトウェアを活用する技術を習得し、デジタル社会における様々な分野で活躍できる能力を身につけることを目指す	▶キャラクターなどのコンテンツを3DCGで動かす技術
⑩	3DCGエフェクトデザイナー養成講座 （産業基盤強化本部） 新設	首都圏で活躍する高いCGデザイン技術を有する企業を講師に招き、3DCGエフェクトデザイン技術を学ぶ講座 3DCG制作に必要なソフトウェアを活用する技術を習得し、デジタル社会で活躍できる能力を身につけることを目指す	▶光やエネルギーなどの演出を3DCGで再現する技術
⑪	ゲームアプリ開発人材養成講座 （産業基盤強化本部）	ゲーム制作会社を講師に招き、ゲームアプリの開発技術を学ぶ講座 C言語などのプログラミング技術を習得し、ゲーム制作会社のほか、他のデジタル関連企業などで活躍できる能力を身につけることを目指す	▶システム開発などに活用できるプログラミング技術
⑫	2Dデザイナー（作画）養成講座 （産業基盤強化本部） 新設	市内や首都圏で活躍する高いアニメ制作技術を有する企業を講師に招き、2Dデジタル作画技術を学ぶ講座 2Dアニメ制作に必要な技術を習得し、デジタルエンタテインメント企業（主にアニメ制作）で活躍できる能力を身につけることを目指す	▶ソフトウェアを活用した2Dデジタル作画に関連する技術
⑬	求職者のための介護職員初任者研修講座 （商業労政課）	介護職への就職・転職を希望する方向けの講座 介護職として働く上で必要になる知識・技術を習得することができ、全カリキュラムを受講し最終日の試験に合格すると「介護職員初任者研修」の資格を取得できる	▶介護職員初任者研修（資格） ▶介護職として働く上で必要な知識や技術（介護の基本から、認知症や障がいの理解、生活支援技術まで）

(参考) 2026年度「こ・こ・に」講座

地域チャレンジ学部 15講座		地域チャレンジ学部は、地域貢献や環境・福祉・教育などを学び、市民生活を支える自発的な活動に繋げることを目的とした学部	
講座名(所管課)		講座概要	取得できる能力や技術
①	地域デザインカレッジ(社会事業家編) (生涯学習推進課)	暮らす中で感じる違和感や実現したい思いなどを出発点に、仲間たちと学び合いながら、実現したい社会を描き、形にするための手法を学ぶ講座 社会をつくる事業プランを考え、実践しながら、地域社会の課題解決に挑む事業家や起業家になっていくことを目指す	▶調査、事業立案、運営の能力 ▶連携や協働プロセスを構築する能力 ▶思考力(デザイン思考、システム思考)
②	スキルを活かす 地域のデジタル人材養成ワークショップ (DX推進課)	デジタルに関する知識やスキルを活かして地域での活動に取り組む人材の輩出を目的としたワークショップ 地域課題に対して自身のスキルをどのように活かせるかを考え、活動プランの検討や関係者・参加者同士の交流・協力を通して、実践に向けた一歩を踏み出すことを目指す	▶デジタル庁デジタル推進委員への任命 (任命はデジタル庁の規定による) ▶自身のスキルの活かし方や活躍できそうな場所を見つける力 ▶関係者とのネットワークをつくる力
③	地域防災人材養成講座 (生涯学習推進課／危機管理課)	災害時に一人でも多くの命が救われ、被害を最小限にし、早期に復興をしていくためには、日常の防災力(自助力)と発災時に地域の共助を支援する人材(団体)が必要不可欠 この講座では、近年の防災支援で重視される「子育て世代や女性の視点の防災」を理解し、必要な知識やスキルを身につけ、自身が取り組む防災を深める	▶防災に関する知識や自身の自助力 ▶災害時に地域コミュニティにおいて共助の対応ができる能力
④	駿河区地域の人材育成事業 駿援隊 (駿河区役所 地域総務課)	「防災」における「共助」をテーマに、「自助」から一歩踏み出した発災時の他者との連携について、一緒に考えながら、地域で活動する上で必要な知識・スキルを学ぶ講座	▶防災に関する知識 ▶ファシリテーション技術 (地域コミュニティにおける話し合いを円滑に進める能力)
⑤	災害ボランティア入門・実践講座 (市民自治推進課) 新設	災害ボランティアの基本的な知識から、実際の活動に必要な技術、活動現場での役割までを、ワークショップや実践を通して段階的に学ぶ講座 防災知識を学ぶだけでなく、災害時に自分に「何ができるのか」「自分にあった関わり方」を見つけ、実際の行動に繋げることを目指す	▶災害ボランティアの役割や活動内容などの基礎知識 ▶被災地での災害ボランティア活動を安全かつ適切に実践する力
⑥	静岡市市民生きものの調査員養成講座 (環境共生課)	市内に生息する多種多様な生きものの調査を実施できる人材を養成する講座 生きものの見分け方やモニタリング手法を学び、専門家の先生と共にフィールドに出て実際に調査を行う	▶市内に生息・生育する生きものの及び環境を調査し、身近な自然の保全・再生に取り組む活動に参加するための能力や技術

(参考) 2026年度「こ・こ・に」講座

講座名(所管課)		講座概要	取得できる能力や技術
⑦	静岡市環境学習指導員入門講座 (環境共生課)	環境教育の基礎等を学ぶ講座 現環境学習指導員のスキルアップや、新たな環境学習指導員を育成	▶環境学習指導員に登録し、こども園や小学校等で環境学習会を開催できる能力や技術
⑧	観光ボランティアガイド養成講座 (観光国際課)	観光客をおもてなしする心構えや、市内の代表的な観光地を案内する際のポイントを、フィールドワークを交えて学ぶ講座	▶静岡市を訪れる観光客への観光ガイドの基礎技術 ▶静岡市を訪れる観光客とのコミュニケーション能力
⑨	英語deおもてなしサポーター養成講座 (観光国際課)	海外の観光客とコミュニケーションをとる際のポイントや、市内の観光地を英語で紹介するコツなどを実践を交えて学ぶ講座	▶静岡市を訪れる外国人観光客への観光ガイドの基礎技術 ▶静岡市を訪れる外国人観光客とのコミュニケーション能力
⑩	市民後見人養成講座 (福祉総務課)	認知症などの判断能力が十分でない方を尊重し、誠実に寄り添い支援する「市民後見人」を2年間のプログラム(基礎編、実務編)で養成する講座	▶市民後見業務に必要なとなる能力 (福祉制度や法律に関する知識や業務支援能力) ▶静岡市市民後見人候補者名簿への登録(希望者)
⑪	再犯防止に関する支援者養成講座 (福祉総務課)	事情があり過去に犯罪をしてしまった人等にどのように向き合い、どうすれば寄り添うことができるか、再犯防止・更生保護に関する制度などを学ぶ講座	▶刑事事件の流れや保護観察制度、再犯防止に向けた取組に関する専門的な知識 ▶付添い支援を行う「よりそい支援員」としての活動(修了生のうち希望者)
⑫	アイボランティア養成講座 (障害福祉企画課)	視覚障がいへの理解を深めることを目的に、視覚障がい者の方々と の座談会や、ボランティア団体(アイボランティア)の活動である点訳、 音訳、ガイドヘルプなどの体験を行い、必要なサポートを学ぶ講座	▶アイボランティアとして活動するための能力や技術 (視覚障がいへの理解を深め、視覚障がいのある方を手助けする)
⑬	移動支援事業従事者養成研修 (障害福祉企画課)	知的障がいや精神障がいのある方を対象としたガイドヘルパー人材を養成することを目的に、移動支援の基礎知識や障がいのある方への接し方などを、講義や模擬演習を通して学ぶ講座	▶ガイドヘルパーとして活動するための能力や技術 (障がいの特性や障がい福祉の理解を深め、障がいのある方の移動を支援する)

(参考) 2026年度「こ・こ・に」講座

講座名(所管課)		講座概要	取得できる能力や技術
⑭	ひきこもりサポーター養成講座 (こども若者応援課)	ひきこもりに悩む本人やその家族を支援する手助けとなるために、基本から実際の支援方法までを学ぶ講座 修了後、実務研修を経て、各機関で実施しているひきこもり支援事業に、ひきこもりサポーターとして活動することを目指す	▶ひきこもり支援に関する知識 ▶ひきこもり支援の技術
⑮	“学校・地域 ひとつなぎ”コーディネーター養成講座 (教育総務課)	こどもたちの成長を地域全体で支えるために、学校と地域をつなぐコーディネートや放課後のこどもの居場所づくり、地域人材のネットワークづくりなどを推進する人材を育成する講座 学校と地域の連携・協働のあり方や活動プログラムの考え方、発信方法のコツを学ぶほか、実際の活動現場の見学等も行う	▶学校と地域をつなぐコーディネート力 (コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の知識、連携や協働の手法)

学生チャレンジコース 4講座		学生チャレンジコースは、シビックプライドやアントレプレナーシップを培う課題解決型の学びから、未来の社会に羽ばたく人材を養成することを目的としたコース	
講座名(所管課)		講座概要	取得できる能力や技術
①	静岡市SDGsアクション・ビジネス・ラボ (総合政策課)	大学生がSDGsの視点から地域課題解決プランを発案し、チームで考えた取組を実践する講座 講師や地元企業人のメンターからビジネス目線でもアドバイスを受けながら、最終発表会に向けて、実践的なアクションを起こしていく	▶問題解決スキル ▶プレゼンテーションスキル ▶ネットワーキングスキル
②	大学生×企業のリアル会議 ～これからの資源循環を考える～ (ごみ減量推進課) 新設	資源循環に関する現状を知り、大学生×民間企業×コーディネーターによる対話(キャッチボール)を中心に進めて行くことで、課題解決に結びつけるための方策を検討、企画立案、実証実験、実現化に向けた具体案作成までのプロセスを実践的に学ぶ講座	▶企業との対話能力 ▶資源循環に関する基礎知識 ▶論理的思考力・企画立案力・発信力
③	高校生まちづくりスクール(ビジネス編) (生涯学習推進課)	高校生がビジネスの手法を使って地域・社会課題の新しい解決方法を考える講座 マネジメントやプランニングを学び、市内で活躍する企業人のアドバイスを受けながら、ビジネスプランをグループで考案 最終回は公開プレゼンテーションを行い、ビジネスプランを提案する	▶課題発見力、ビジネスプラン考案力 ▶プレゼンテーション能力 ▶思考力(デザイン思考、システム思考)
④	静岡市若者まちづくりスクール (こども若者応援課) リニューアル	一人ひとりの興味関心から発見された地域課題に取り組むワークショップ形式の講座 大学生年代のサポーターとともに、自主活動を行い、課題を解決するための企画をグループで考案し実施する	▶課題発見力、企画力、実行力 ▶コミュニケーション能力 ▶思考力(デザイン思考、システム思考)

3-3-1 生涯学習等のサービス内容の再編

再編の目的

【なぜ見直しを行うのか】

静岡市の生涯学習施設や市民活動を支援する施設は、4市町の合併以前からの経緯を踏まえ、それぞれ異なる目的のもと整備・運営されてきた。これまで各施設は、地域の学びや交流の場として役割を果たしながら、利用者満足度の向上に取り組んできた。

一方で、人口構成の変化や市民ニーズの多様化、民間事業者によるサービス提供の拡大などにより、生涯学習や市民活動を取り巻く環境は大きく変化している。

このため、市民の皆様にとって利用しやすく、将来にわたり持続可能なサービスを提供していくため、生涯学習施設等をはじめとする公共サービスのあり方について、見直しや再構築を進めていく必要がある。

【3月に実施した市民意見募集(パブリックコメント)での意見を踏まえた再検討】

静岡市では、この見直しの方向性を示すため、2026年3月に「静岡市の生涯学習のサービス内容及び提供場所に係る最適化の方向性案」に関する市民意見募集を実施した。

これは、現在、静岡市が抱えている問題の所在を明らかにした上で、その解決方法について検討段階から市民の皆様にお示しし、いただいたご意見を踏まえた「サービス再編案」の策定につなげるために実施した。

その結果、市民意見募集では、施設の配置に対する不安の声が寄せられた一方で、多世代が利用できる施設や、交流や居場所としての機能の充実を求める声など、従来の施設の枠を超えた新たなニーズについても多くのご意見いただいた。

【今回の再編案について】

これらのご意見や関係団体等との意見交換を踏まえ、当初お示した方向性を見直し、当面は現在の施設配置を維持しながら、サービス内容や機能の再編により、誰もが利用しやすい施設に転換していくことを目的とした「再編案」を取りまとめた。

3-3-1 生涯学習等のサービス内容の再編

再編後のめざす姿

生涯学習の分野においては、市民の一人ひとりが公平にサービスを享受でき、身近に学びや活動の機会が確保され、子どもから高齢者まで全ての世代が心身の健康を保ち、生きがいを感じられるようにすることが必要である。

また、市民活動分野においても、市民がそれぞれの目的や関心に応じて主体的に活動できるよう環境を整え、支援していく必要がある。

これらを踏まえ、教育基本法第3条(※)に位置づけられる生涯学習の理念に基づき、生涯学習等のサービス全体の質の向上を目的として、めざす姿を以下のとおりとする。

誰もが身近な場所で学びや交流、地域活動に継続的に関われる機会を確保し、地域の特性を踏まえたサービス提供と機能の連携により、多様な学習や活動を支え、市民の力による地域づくりを促進する。

※基本的な考え方(教育基本法から):生涯学習の理念

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。



3-3-1 生涯学習等のサービス内容の再編

(1)市民の豊かな生活の実現

※主に生涯学習センター・交流館で実施

【具体策】

全世代向けに講座を提供します

- ・生涯学習センター・交流館の配置は当面維持し、学びの機会提供の充実を図ります。
- ・全世代に必要とされる施設となるよう、若者や子育て世代など、全世代が受講しやすい講座を提供します。
- ・趣味・教養に関する講座は全面廃止するのではなく、ライフステージのうち、例えば高齢者層については、「生きがいづくり」や「健康維持」をテーマとした講座も提供します。
- ・利用者ニーズを的確に把握するため、講座申込システムを構築し、受講者の属性や申込状況を分析し、必要な講座の検討につなげます。



※2026年8月10日まで、パブリックコメント実施中

3-3-1 生涯学習等のサービス内容の再編

(2) 地域力の向上

※主に市民活動センターと生涯学習センター・交流館で実施

【具体策】

市民活動との連携を強化します

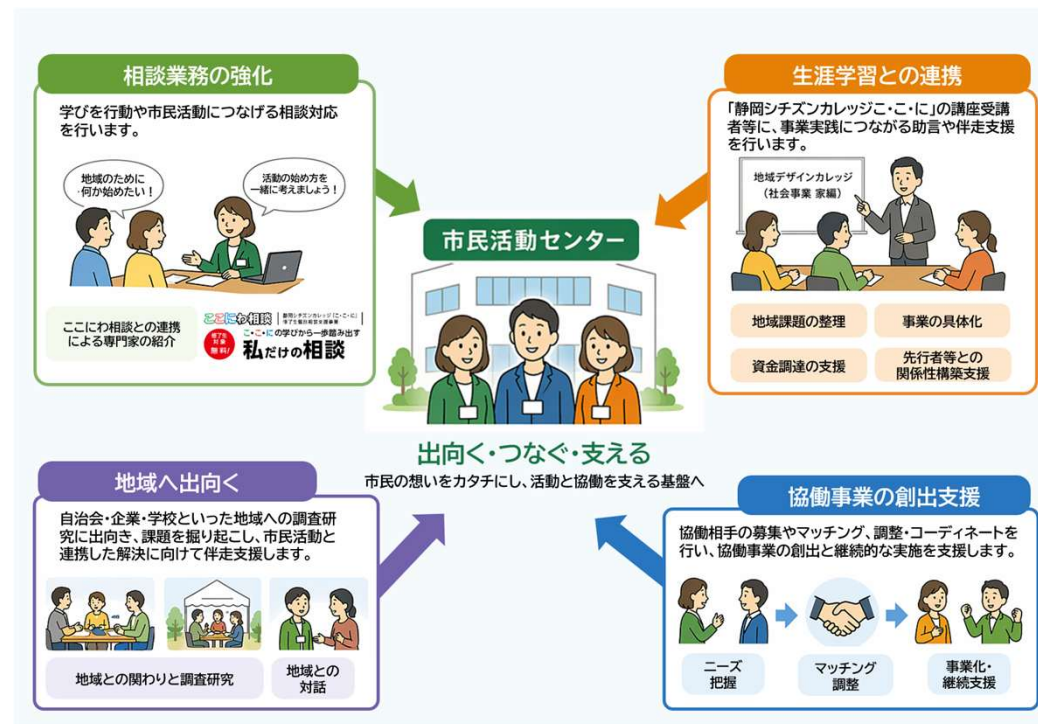
・生涯学習と市民活動との連携強化

「地域デザインカレッジ」などの「静岡シチズンカレッジこ・こ・に」の講座に市民活動センター職員を受け入れる機会を設けます。市民活動センター職員は、受講生の講座中の学びや取組が講座修了後の地域活動につながるよう、活動内容の具体化、補助金・助成金制度の活用、先行団体等との関係づくりを支援します。

・相談業務の強化

市民活動センターでは、地域貢献やまちづくりに関心を持つ市民に対して、活動の始め方、地域課題の整理、資金調達などの相談対応を行います。

特に、「静岡シチズンカレッジこ・こ・に」の修了生に対しては、外部の専門家に相談できる「ここにわ相談」を行い、活動に対する具体的な助言を行います。



3-3-1 生涯学習等のサービス内容の再編

(3)だれもが満足して利用しやすい施設への転換

※4つの施設分類「生涯学習型施設」「市民活動型施設」「福祉交流型施設」「地域振興型施設」全てで実施

【具体策①】

利用しやすい運用に見直します

貸出時間割や利用者登録の方法、使用料の算定方法などについて、段階的に統一します。

なお、統一化に向けては、現状の利用実態などを考慮し、対応が可能なものから順次見直しに取り組みます。

・貸出時間割について

これまで貸室がある多くの施設で午前、午後、夜間の3区分を採用していましたが、多様な活動の場の創出や、地域クラブ活動の受入体制を整えるため、貸出時間割は午前、午後①、午後②、夜間の4区分を基本とし、地域クラブ活動を含む多様な利用の可能性を高めます。

これにより、「午前＋午後①」「午後②＋夜間」等、多様な利用が可能になります。

・利用者の登録制度について

一度利用者登録を行えば、個々の施設利用の登録手続きを行うことなく、生涯学習施設や文化施設など、異なる施設を利用できるようにします。

・会議室等の名称について

同目的で利用されている諸室の名称を統一します。例えば、「会議室」「集会室」「研修室」は「集会室」、「調理室」「料理室」等は「調理室」というように、表記を分かりやすく揃えます。

・使用料の算定方法について

ひとつの条例の中で、使用料の算出方法が複数ある施設は、統一化を図ります。

3-3-1 生涯学習等のサービス内容の再編

(3)だれもが満足して利用しやすい施設への転換

※4つの施設分類「生涯学習型施設」「市民活動型施設」「福祉交流型施設」「地域振興型施設」全てで実施

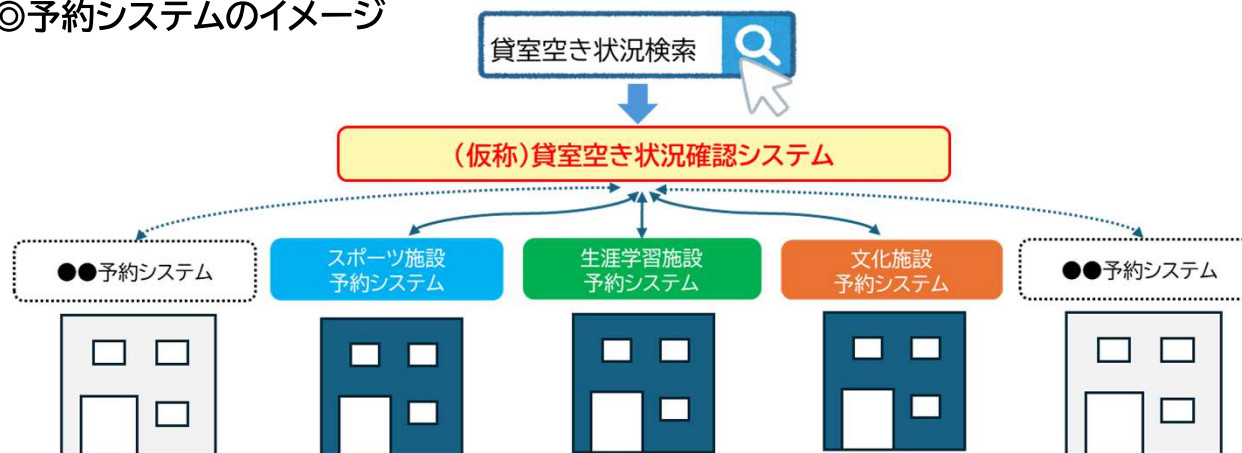
【具体策②】

貸室の空き状況確認と予約を一括で行えるようにします

貸室の予約状況を横断的に確認できるようにします。

- ・貸室の運用統一を図った上で、各施設の予約システムを個別に確認することなく、一度の検索で、全貸室の空き状況を確認できるシステムを整備します。

◎予約システムのイメージ



3-3-1 生涯学習等のサービス内容の再編

(4) 講座受講・施設利用に係る公平性確保(サービスのモレ減少・ダブリ解消)

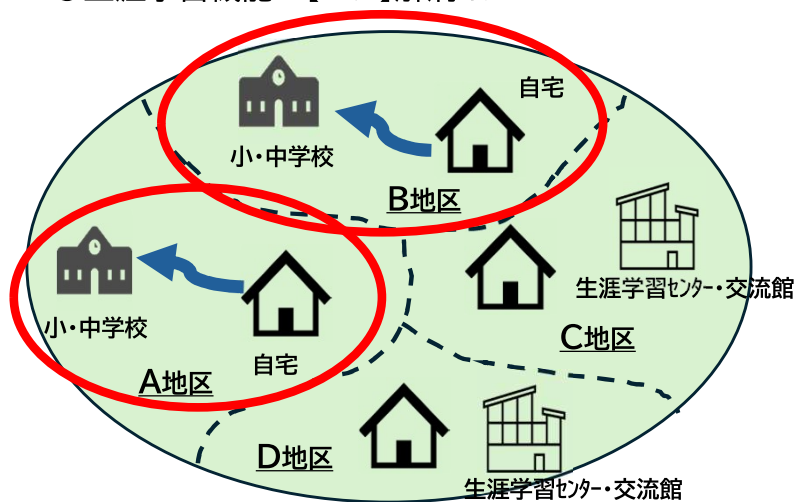
※主に生涯学習センター・交流館で実施

【具体策①】

学校を活用したサービス提供と既存施設の機能再編を検討します

生涯学習機能のモレがある地域については、需要を踏まえた上で地域内の小・中学校等を活用した講座や貸室サービスの提供を検討します。

◎生涯学習機能の【モレ】解消イメージ



・「モレ」がある地域

地域内の小・中学校等を活用した必要なサービスの提供を検討します。

・「モレ」がない地域

既存の生涯学習系施設を活用してサービスを提供します。

3-3-1 生涯学習等のサービス内容の再編

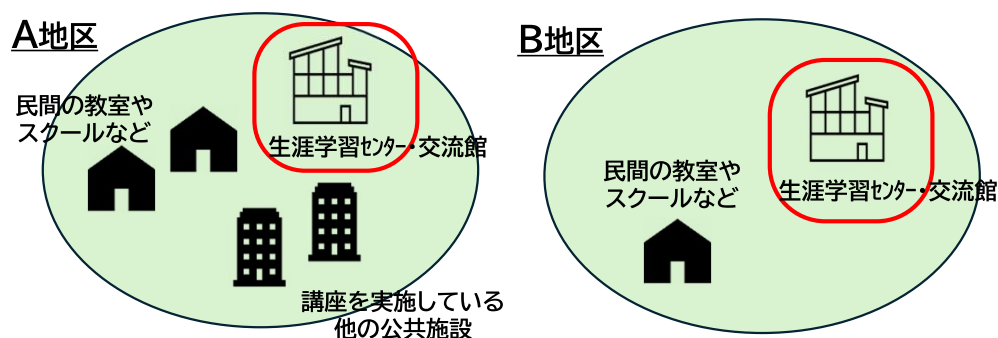
(4) 講座受講・施設利用に係る公平性確保(サービスのモレ減少・ダブリ解消)

※主に生涯学習センター・交流館で実施

【具体策②】

より多くの学びの場を提供します

- それぞれの生涯学習センターや交流館が概ね対象とするエリアにおいて、他の公共施設(老人福祉センター・勤労者福祉センター等)や民間事業者と講座の内容や対象を分担します。
同じテーマであっても、例えば初級編と上級編など、内容をすみ分けて講座を行います。
- 参加率が低い講座は内容の見直しまたは廃止とします。ただし、講師の貸室利用を可能とし、多様な主体による講座実施を通じて、これまで以上に学びの機会の確保を図ります。



例えば、A地区とB地区を比較すると、エリア内の講座の提供状況が異なります。地域の特性に合わせて、生涯学習センターや交流館で実施する講座内容や対象、回数を調整します。

【具体策③】

講座数・提供方法を見直します

- 講座の実施数については、各地区の対象人口の規模や貸室の稼働率を考慮し見直します。
- オンラインやオンデマンド配信等、施設を訪れなくても講座に参加できるよう設備等の環境を整備します。

人口減少や社会環境の変化を踏まえ
将来的な施設のあり方や配置については検討を進めます。

※2026年8月10日まで、
パブリックコメント実施中

103.誰もが安全で安心して暮らせる社会

- 00 基本認識
- 01 防犯
- 02 交通安全
- 03 消費生活

0-1 基本認識 誰もが安全で安心して暮らせる社会

市民の生活においては、自転車の盗難や万引きなどの身近な犯罪や特殊詐欺、交通事故が依然として発生している。特に、従来のオレオレ詐欺等をはじめとした特殊詐欺に加え、SNSを利用した投資詐欺やロマンス詐欺など新たな手口が出てきて、被害が拡大している。また、消費行動の多様化やデジタル化の進展に伴い、消費者トラブルが複雑化している。

こうしたことから、地域で犯罪や交通事故、消費者トラブルを未然に防ぐため、日常生活における見守りや警察等他機関との連携、地域との連携の強化を促進させるとともに、相談体制を充実させることが必要。

01.防犯	02.交通安全	03.消費生活
みんなで取り組む地域防犯活動 ・犯罪被害者支援の推進 1-1 犯罪に強いまちづくり ・自主防犯活動の推進 ・「しずおか防犯パトロール」の実施 ・街頭防犯カメラ設置補助 ・青色防犯パトロールの実施 ・犯罪被害者等支援総合案内窓口の運営 1-2 暴力追放 ・市の事務事業からの暴力団等の徹底排除 ・地域活動の支援 ・市民大会の開催 1-3 客引き行為等の禁止 ・客引き等行為者への指導等 ・客引き行為等を行いにくい環境の構築 1-4 路上喫煙被害等の防止 ・禁止地区内の巡回指導	自分自身と相手を守る 交通安全意識の向上 ・各季の交通安全運動 ・各世代の交通安全教育、啓発活動の実施 ・自転車安全利用キャンペーン強化の日 ・正しい自転車の乗り方・歩行者や他の車両に配慮した交通マナーの啓発 ・静岡市交通指導員による交通指導 ・学区・地区別無事故・無違反コンクールの実施 ・各学区(地区)交通安全会の支援	正しい知識・的確な判断に基づく 消費行動の推進 ・学校及び地域等での消費者教育の実施 ・消費生活相談の実施

01 防犯

1-1-1 犯罪に強いまちづくり

現状

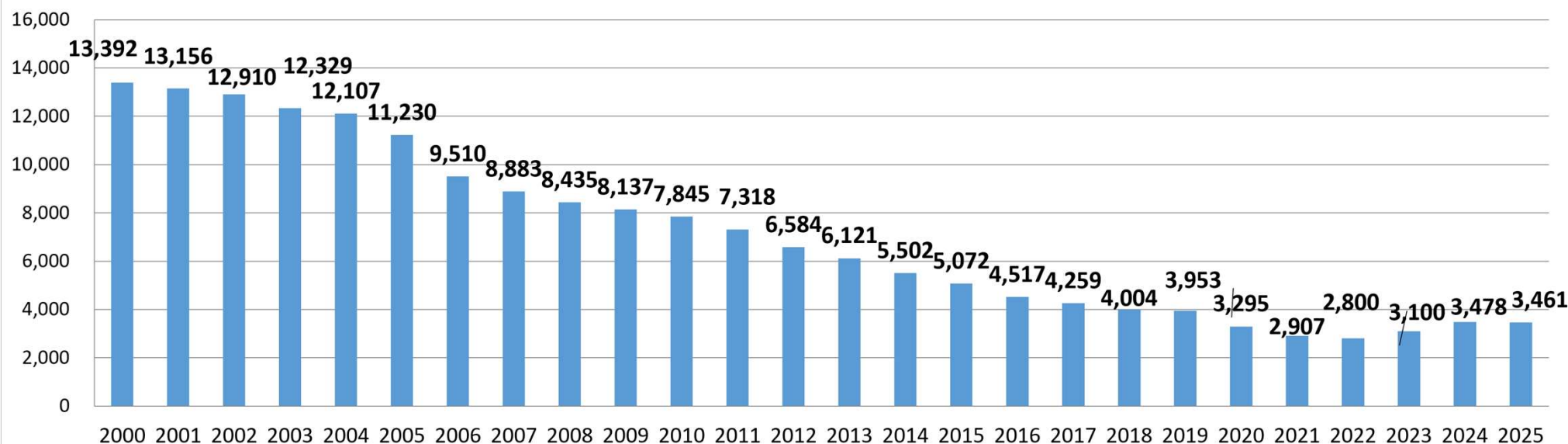
【防犯】

静岡市内の刑法犯認知件数は2000年をピークに減少傾向にあったが、2023年から増加に転じ2025年は3,461件とその後も横ばいで推移している。市民の身近な場面で発生する自転車盗、車上ねらいなどの窃盗犯が全体の65%(2,266件)を占める。詐欺等の知能犯については、従来のオレオレ詐欺、還付金詐欺等に加え、SNS型詐欺、ニセ警察詐欺の新しい形態の被害が多発している。

【犯罪被害者等支援】

犯罪被害者やその家族が生活を再建するまで途切れない支援が必要であり、2008年度から犯罪被害者等支援総合案内窓口を開設し被害者等の相談を受け、庁内関係課等と連携し円滑な事務手続きにつなげている。2024年度から、被害直後の経済的支援として見舞金、支援金を支給している。

静岡市の刑法犯認知件数の推移(2000～2025)



1-1-2 犯罪に強いまちづくり

課題

- ・ 地域防犯活動団体への参加者の高齢化が進んでいる。
- ・ 犯罪が多様化、巧妙化している。
- ・ 犯罪被害者等への支援の取組に関する市民の認知度が低い。

今後の方針

市民の防犯意識の向上と犯罪が起きにくい地域づくりのため、効果的な情報発信、警察等他機関との連携や地域活動団体への支援を行う。

- 自主防犯活動の推進・・・警察署単位の防犯協会運営費や地域防犯活動等の経費を補助
- 「しずおか防犯パトロール」を実施・・・日常生活の中における気軽な取組
- 街頭防犯カメラを設置する地域団体等への補助
- 静岡市職員による青色防犯パトロールの実施
- 犯罪被害者等支援総合案内窓口の開設及び市民への制度周知



<しずおか防犯パトロール活動の際に着用する腕章>



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

1-2 暴力追放

現状

- ・ 暴力団対策法の整備により組員数は減少し、暴力団の活動が潜在化する中、特殊詐欺が重要な資金獲得手段となってきた。
- ・ 2025年の市内における特殊詐欺発生件数は130件で、前年に比べ28件増加した。被害額は14億2,024万円で、前年から約4倍となり、1件あたりの被害額が大きくなっている。
- ・ さらに2025年のSNS型投資・ロマンス詐欺の発生件数は54件、被害額は7億9,894万円と特殊詐欺よりも1件あたりの被害額が大きく、一層の注意が必要である。

(出典:静岡県警察提供資料)

課題

社会全体で暴力団と関わらない、儲けさせない意識の醸成により暴力団の資金源を断ち、暴力団をはじめとする反社会的勢力の弱体化を図る必要がある。

今後の方針

行政・警察・自治会・各関係団体等で組織する静岡市暴力追放推進協議会が中心となり、暴力団排除及び防犯に関する市民意識の更なる高揚を図る。

- 市の事務事業からの暴力団等の徹底排除・・・契約時における暴力団排除条例の適正な運用
- 地域が主体的に行う防犯活動の支援
- 研修会の開催・・・暴力団等の動向把握、対策についての講話
- 詐欺被害防止の広報啓発活動・・・年金支給日に金融機関等における啓発、広報紙、FMラジオ、SNS

現状

- ・2018年10月頃から、静岡市の中心市街地に客引き行為を行う業者が急増し、市民へのつきまとい行為により安全な通行に支障が生じた。そのため、2021年1月に「静岡市客引き行為等の禁止に関する条例」を施行し、巡回指導を始めた。その結果、客引き行為者等は大幅に減少した。
- ・静岡市客引き行為等対策指導員の巡回指導や警察との合同パトロールにより、勧告等を行っているが、客引き等行為者が一定数いる。



1-3-2 客引き行為等の禁止

課題

- ・巡回指導等により客引き等行為者は減少しており、現状を維持する必要がある。
- ・条例違反であることを知っていながら、指導に従わない事業者が一定数いる。
- ・飲食店利用者、来街者等の条例への理解を深める必要がある。

今後の方針

安全かつ快適に公共の場所を通行し、又は利用することができる生活環境の確保を図り、魅力と活力のある安全で安心なまちづくりに取り組む。

●客引き等行為者への指導等

- ・客引き行為等対策指導員による巡回指導
- ・静岡中央警察署と市職員による合同パトロールの実施
- ・違反者や違反店舗に対する適切な行政処分

●客引き行為等を行いにくい環境の構築・・・市民や事業者等が一丸となった取組

- ・飲食店等に対する「客引きをしない・させない・利用しない宣言店」の登録促進
- ・客引きを利用しないための啓発

・・・FMラジオ、観光案内所、宿泊施設へのパンフレット配架、商工会議所会員へのメール

- ・客引きに関与させないための啓発・・・大学の入学や授業での講座、パンフレット配付



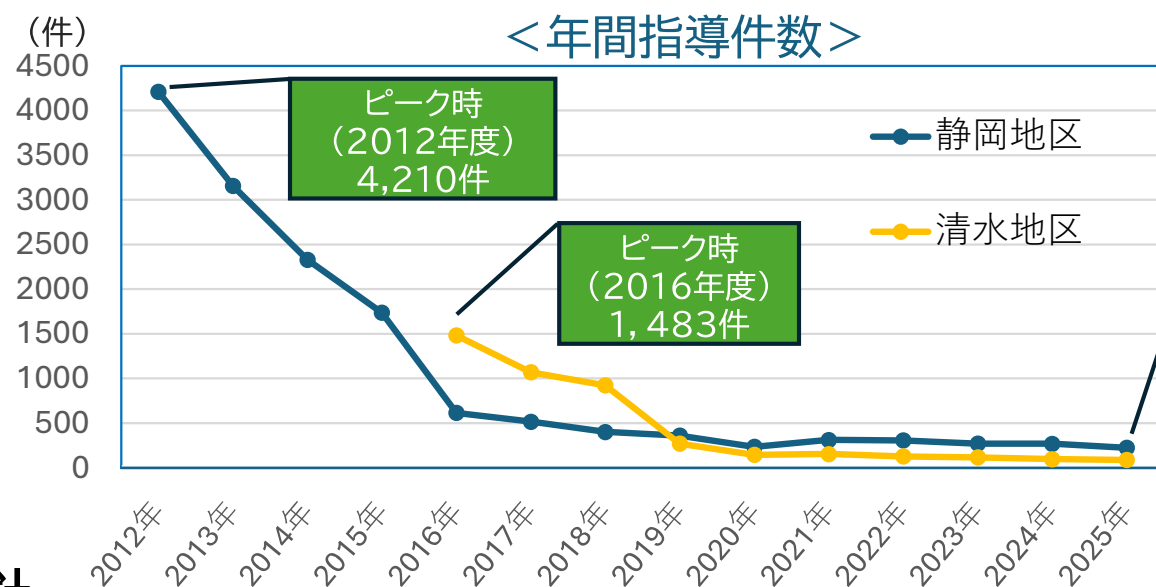
1-4 路上喫煙被害等の防止

現状

- 健康的で安全・安心な生活環境を保持するため、2006年に「静岡市路上喫煙による被害等の防止に関する条例」を制定し、路上喫煙禁止地区を指定した。
- 道路、公園その他公共の場所において、喫煙又は火のついたたばこの所持を禁止し、路上喫煙者を指導してきたところ、指導件数は年々減少している。

要因① これまでの取組により、条例が市民に浸透したため

要因② 喫煙による健康への悪影響の認知度が向上したことや、健康増進法の改正(2020年)により、屋内での喫煙に対する規制が強化されたことにより喫煙者数が減少するとともに、喫煙マナーが向上したため。



守ろう！
喫煙マナー
とルール



2025年度
227件(静岡)
91件(清水)

※清水地区は2016年3月に禁止地区指定のため、それ以前のデータはありません。

今後の方針

より快適な道路等公共空間の確保を図り、健康的で安全・安心な生活環境を保持を目指す。

- 路上喫煙被害等防止指導員による地区内の巡回指導
- 路上喫煙禁止地区内における路上喫煙禁止の周知、啓発及び路上喫煙禁止地区外における路上喫煙による被害等の防止に関する配慮

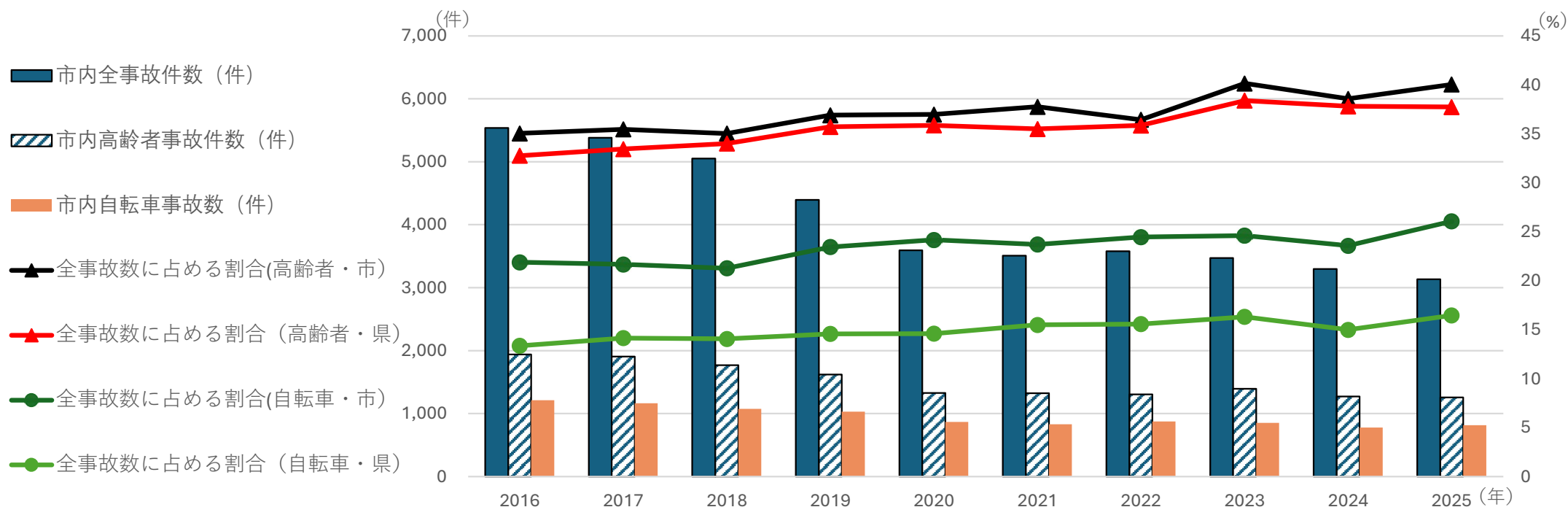
02 交通安全

2-1 静岡市の交通事故の現状

現状

- ・静岡市内の交通事故件数は、2020年までは年々減少傾向にあったが、その後は横ばいとなっている。
2025年の交通事故件数は3,135件で、前年から161件減少している。
- ・2025年の交通事故死者数は11人で、前年から8人減少している。
- ・2024年の人口10万人当たりの人身交通事故発生件数は490件で、政令指定都市20都市中2番目に多い。(政令指定都市平均 276件)

＜交通事故件数の推移と高齢者・自転車事故割合＞



2-2 交通安全に関する課題、今後の方針

課題

- ・ 2025年の全事故に占める高齢者事故の割合は40.0%(静岡県:37.7%)と高い。
- ・ 通勤通学時の自転車利用が全国平均の約1.8倍で、2025年の全事故に占める自転車事故の割合も26.1%(静岡県:16.5%)と高い。

今後の方針

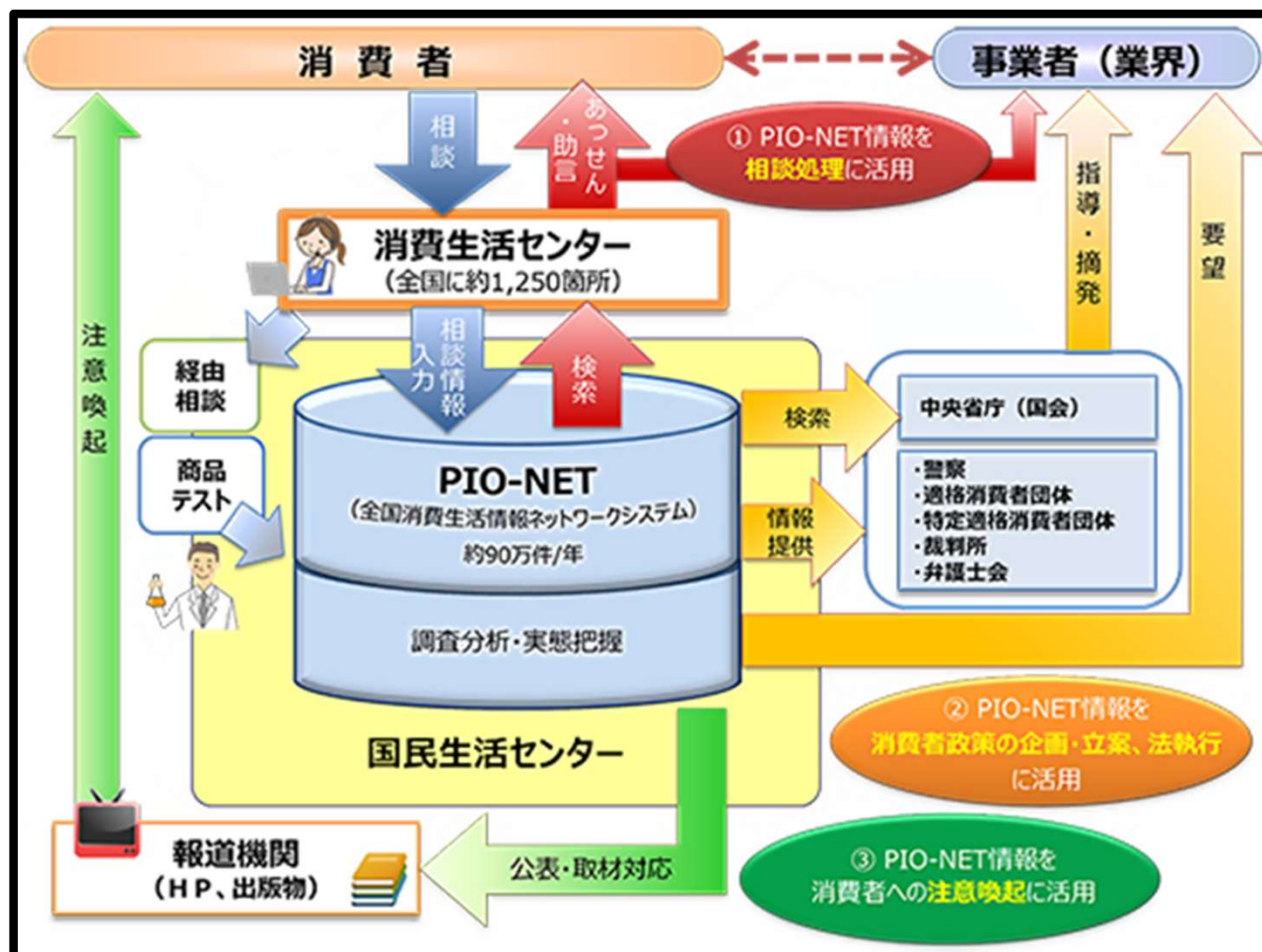
- 1 交通事故を減らしていくためには、一人ひとりの交通ルールやマナー遵守の意識向上が不可欠である。警察と連携するとともに、地域団体等と一体となって継続的な啓発活動を実施することにより、社会全体で交通安全の取組を推進する。
 - 各季の交通安全運動
 - 各世代の交通安全教育、啓発活動の実施・・・静岡県警察・静岡県交通安全協会と連携
 - 静岡市交通指導員(2026年4月1日現在100人)による児童・生徒の登下校時の交通指導
 - 各学区(地区)交通安全会による年4回の交通安全運動の活性化
 - 学区・地区別無事故・無違反コンクールの実施
 - 正しい自転車の乗り方・歩行者や他の車両に配慮した交通マナーの啓発・・・関係機関と連携
- 2 高齢運転者向け講習の実施と、高齢者が事故に遭うことの多い状況の情報等を提供し事故防止を図る。
 - 高齢運転者向け危険予測トレーニング
 - 見守りネットワークへの情報提供
- 3 自転車利用におけるルール遵守徹底の呼び掛けにより事故防止を図る。
 - 自転車安全利用キャンペーン強化の日・・・指定高校における街頭啓発活動(年3回)
 - 青切符導入(自転車の交通違反に対する取り締まり強化)等の周知・・・教育機関、事業所と連携

03 消費生活

3-1 消費生活センターの役割

1 消費生活センターの役割

- 消費生活センターでは資格を有する「消費生活相談員」がネット通販で代金を支払ったのに商品が届かないといった契約のトラブルに関する相談や商品を使っていたら怪我をしてしまったなど製品事故に関する相談を受付けている。
- これらのトラブルを未然に防止したり、早期相談につなげるため、消費者教育を実施している。
- 消費生活センターに寄せられた相談情報はPIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)に登録される。収集・蓄積された情報は国や静岡県を含む各自治体において、消費者政策の企画・立案、法改正や法執行、消費生活相談などに活用される。➡消費者行政を推進する基礎情報となる。



出典
国民生活センターホームページより

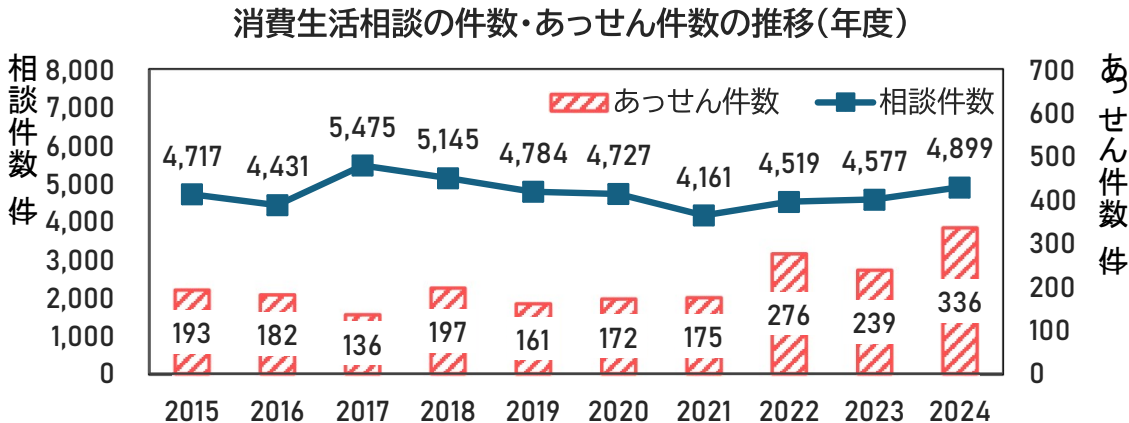
3-2-1 静岡市の消費者生活相談の動向

1 消費生活相談の推移

静岡市の消費生活相談件数は年4,500件程度で推移。相談事案の内容を分析すると、その内容が**複雑化・多様化**している。

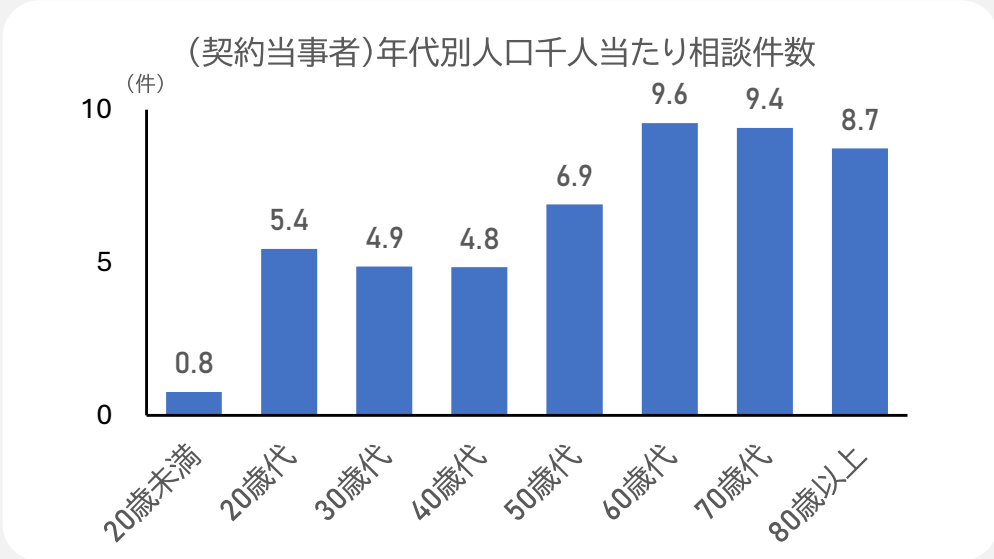
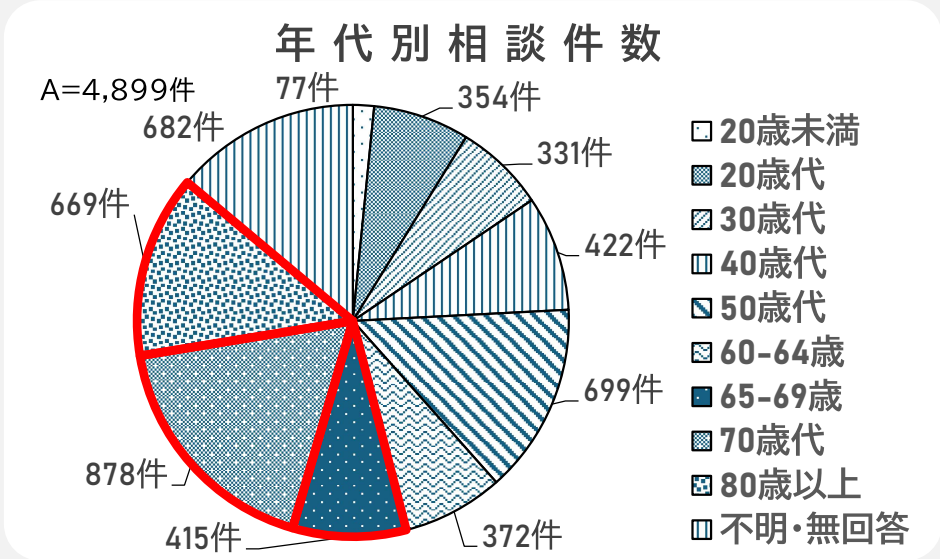


消費者庁イラスト集より



2 年代別の傾向(2024年度)

65歳以上からの相談が全体の**40.0%**を占めている。また、「年代別千人当たり相談件数」からも60代、70代の割合が多いことが分かる。



3-2-2 静岡市の消費者生活相談の動向

3 相談事案の商品やサービスの契約額(2024年度)

相談事案の商品やサービスの契約額[※](契約購入額)は約**26億円**。悪質商法・消費者の認識不足など理由は様々あるが、**市民の財産が危険にさらされている**。

※身に覚えのない請求の額も含む



市消費生活センターイメージキャラクター
「かいけつ!ハナミン」

契約当事者の年代別の商品やサービスの契約額(2024年度)

年代	合計額(万円)	相談件数(件)	
		総数	金額が明らかなもの
20歳未満	879万円	77	56
20歳代	2億7,963万円	354	262
30歳代	4億4,631万円	331	229
40歳代	3億8,575万円	422	284
50歳代	2億4,193万円	699	448
60歳代	3億2,962万円	787	443
70歳代	4億6,746万円	878	489
80歳以上	1億9,046万円	669	329
不明・無回答	2億6,196万円	682	244
全体(計)	26億1,191万円	4,899	2,784

※1万円未満切捨て

4 消費生活相談による救済額(2024年度)

消費者トラブルについては、「消費生活相談員」が支援(助言・あっせん^{※1}・情報提供)を行い、2024年度は総額で、約**1,402万円**を未然に防ぎ(相談者が契約せず、支払わずにすんだもの)、約**2億2,690万円**を取り戻す(クーリング・オフ^{※2}などにより回復することができたもの)など、市民の財産を守っている。

※1 あっせん

複雑な案件や自主交渉が難しいときに相談員が事業者と交渉すること

消費生活相談による救済額の内訳(2024年度)

		未然防止	回復	クーリング・オフ	クーリング・オフ以外	合計
件数(件)	件数(件)	51	379	105	274	430
	助言	46	141	15	126	187
	あっせん	5	238	90	148	243
金額(万円)		1,402万円	2億2,690万円	1億241万円	1億2,449万円	2億4,092万円

※1万円未満切捨て

※2 クーリング・オフ

一定の取引形態において、一定期間内ならば、消費者から無条件に契約が解除できる制度

3-3-1 消費者の対応力の課題

1 消費者トラブルの複雑化・多様化

- ・スマートフォン、SNS、キャッシュレス決済の普及などを背景にネット取引が拡大。利便性は向上したが、非対面であるがゆえに提示される文字情報のみで、消費者自身が確認・判断すべきことが増えた。
- ・消費活動＝契約行為は当事者間の自由な意思に基づき行われるものであり(契約自由の原則)、法律上は、これらの取引において、消費者と事業者は対等関係にある。しかし、実状では両者の間には、情報量などに**格差**があり、社会経済環境の変化が激しい中においては、その格差が「複雑な消費者トラブル」として顕在化している(＝消費者の脆弱性)。

●「消費者と事業者の格差」とは

(事例)知らない事業者が「屋根の無料点検」といって、突然訪問してきた。点検後に「屋根がずれている。このままでは危ない」と不安を煽られ修理契約をその場でしてしまった。高額なので解約したい。

格差①「情報の質と量」

事業者…家の構造など建築に関する専門的知識を有する(悪質な事業者は有しているように見せかける)。

日頃から様々な建築物をみている。特定商取引法など法律についての知識の蓄積もある。

消費者…家の修理などはあまり高頻度にあることなく、専門的な知識を事業者と違い有していない

格差②「交渉力」

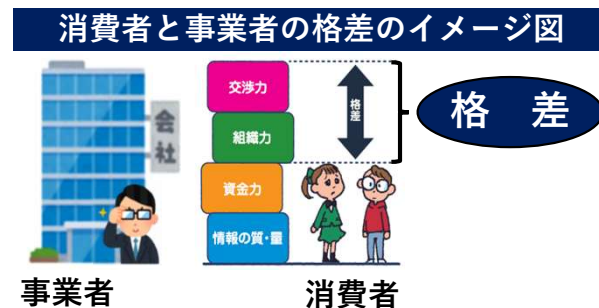
事業者…様々な消費者に日頃から接していて、交渉のノウハウを蓄積している。

消費者…トラブルに遭い「交渉する」経験が少ない。

格差③「組織力」「資金力」

事業者…トラブル発生時に組織的な対応(上司・法務部門など)を行うことができる。

消費者…個人や家族での対応となる。



- ➡ 「専門家がいうのなら間違いがない」と納得させられてしまったり、クーリング・オフをはじめとした消費者の権利を守る法制度などを知らずに泣き寝入りしてしまうことも…

3-3-2 消費者の対応力の課題

2 トラブルを防ぐための知識の不足

事業者と消費者の格差解消には、消費者自身が知識を習得するという「自助努力」も必要。しかし、本格的な消費者教育の歴史は浅く、消費者教育の機会に恵まれてこなかったことが推察される。

・ 消費者教育推進法の成立 → 2012年

・ 「消費者教育を受けたことがない」 → **82.7%**

出典：消費者庁「令和7年度第4回消費生活意識調査」

消費者(市民)への意識調査の結果でも、消費生活センターの認知度や契約に関する知識の正答率が低い。このことは消費者トラブルの相談先が分からず相談につながっていない可能性や誤った知識に基づき、消費者トラブルに巻き込まれている可能性を示している。

消費生活センターで消費生活相談ができる ことを知っている割合		48.3%
契約に関する 知識の正答率	契約成立のタイミング 契約後の返品（原則不可）	9.1% 10.4%

2025.11-12月消費生活センター実施の意識調査より

3 高齢者など支援を必要とする消費者

認知症や加齢等により判断力が低下した高齢者など支援が必要な消費者の中には、自ら消費生活センターにアクセスすることができない場合がある。



消費者庁イラスト集より

3-4-1 課題(消費者の対応力)に対するこれまでの取組・評価・今後の方針

静岡市では、消費生活条例に基づき、「消費生活基本計画」を策定しており、現在は第3次計画(2023～2030年度)により各施策に取り組んでいる。

1.消費者教育

第2次計画 (～2022年度)	概要	評価
消費者教育 推進地区・推進校	地域や学校における消費者教育推進のため、モデル地区・校を設置し消費者教育のノウハウを蓄積した。	モデル地区・校でノウハウを蓄積することができ、事業自体には意義があったが、全市的に展開するために発展的に解消した。
消費者教育担い手 (消費生活サポーター) の育成	見守り活動の担い手となる市民を連続講座により育成した。	見守り活動を担う市民を育成できた一方で、相談員の資格はないため、サポーターの役割はあくまで「センターにつなぐ」までであり、施策の方向性としては「個人の深い知識」より「消費生活センターの認知度向上」を優先すべきと評価し、育成事業を廃止した。
注意喚起情報の提供	街頭広報活動、ラジオ、広報紙、SNSなどで実施した。	注意喚起方法は様々な媒体で実施し、広く市民に周知していく必要があるためウェブ広告の普及などを踏まえ様々な手法を取り入れていく。
消費者教育推進員の配置	上記の活動を担い、関係機関をつなぐ教員経験者などを推進員として配置した。	これまでの活動の結果、推進員のニーズは高まっており、消費者教育の推進に不可欠である。



第3次計画 (2023年度～)
学校・自治会・生涯学習施設等と連携した消費者教育講座の拡大 市民が消費者教育を受ける機会の拡大を図る。特に学校については、消費者教育推進員を中心に、家庭科教員との連携を深め計画的に教育を実施している。
訪問による消費生活センターの認知度向上の取組 教育機関、事業者、福祉関係者などの関係機関を訪問し消費者トラブルの未然防止や早期相談の重要性を啓発し、消費生活センターの周知を図っている。
情報発信の強化・拡充 新たな手法によるウェブ広告、自治会連合会への出席などを取り入れて実施している。
消費者教育推進員の配置・スキルアップ(継続) 上記の取組(特に講座や訪問)を強化・拡充していくため、推進員の適正数確保、スキルアップを継続する。

3-4-2 課題(消費者の対応力)に対するこれまでの取組・評価・今後の方針

2.消費生活相談

第2次計画 (～2022年度)	概要	評価
消費生活相談の実施	- 消費生活相談員が、市民の消費生活に関する問題の解決支援や再発防止のための消費者教育を行った。 - 相談体制が維持できるように適切な相談員数を確保してきた。	相談員のスキルアップを図りつつ、相談内容が多様化・複雑化する中であっせん解決率9割以上を維持しながら、問題の解決を支援した。
消費生活相談員のスキルアップ	(独)国民生活センターが実施するスキルアップ研修などに相談員を中心に派遣し、相談への対応力向上を図った。 - 静岡市消費生活センター独自の課題に対しての勉強会を静岡県弁護士会等から講師を招き実施した。	- 消費者トラブルは日々変化するため今後もスキルアップを図る必要がある。 - さらに国が進める消費生活相談のDX化へも対応していく必要がある。
関係機関との連携	- 地域包括支援センター等との連携により、高齢でまわりに頼る人がいないなど消費生活センターへのアクセスが困難な相談者の消費者トラブルを防いだ(=高齢者の消費者被害防止のための見守りネットワーク)。 - 消費者庁や県との連携により、消費者被害の解決・拡大防止を図った。 - 近年は詐欺的な消費者被害が多く発生していることを踏まえ警察とも協力してきた。	- 福祉関係施設と相互に市民をつなぐ取組を着実に実行した。今後も連携を深めていく必要がある。 - 悪質な事業者への対応をすることができた。



第3次計画 (2023年度～)
消費生活相談の実施・相談員のスキルアップ(継続) 市民が頼ることができる消費生活センターを維持していくため相談員の適正数確保、スキルアップを継続する。
国が進める消費生活相談のDX化への対応 将来的な相談者の利便性向上や相談員の負担軽減のために国(消費者庁)が進める新しい全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)導入への対応を遅滞なく進めている。
関係機関との連携(継続) 多様化・複雑化する消費者トラブルや高齢者など支援を必要とする消費者への対応のため、関係機関と連携を継続している。

104.安定した市民サービスの提供

01 斎場

02 市民サービスコーナー

1-1 斎場の施設概要

(1) 斎場の施設概要

静岡市は、静岡斎場・清水斎場・庵原斎場の3斎場で火葬運営業務を実施している。
 (2024年度末をもって静岡市井川分場は廃止)

施設名	静岡斎場	清水斎場	庵原斎場
所在地	葵区慈悲尾472番地の1	清水区北矢部1481番地	清水区蒲原4999番地の1
開設年	2001年(待合棟2008年)	2017年	1986年
構造	地上2階鉄筋コンクリート造	地上2階鉄筋コンクリート造	地上1階鉄筋コンクリート造
仕様	火葬炉12炉、待合室13室	火葬炉8炉、待合室8室	火葬炉3炉、待合室1室
最大火葬件数(件/日)	26件	20件	4件
総延床面積	3,876㎡	4,192㎡	795㎡
運営形態	業務委託	業務委託	直営※
火葬件数(2025)	5,486件	3,342件	373件

※庵原郡環境衛生組合を引き継ぎ、現在に至る

(2) 各斎場位置図と外観写真

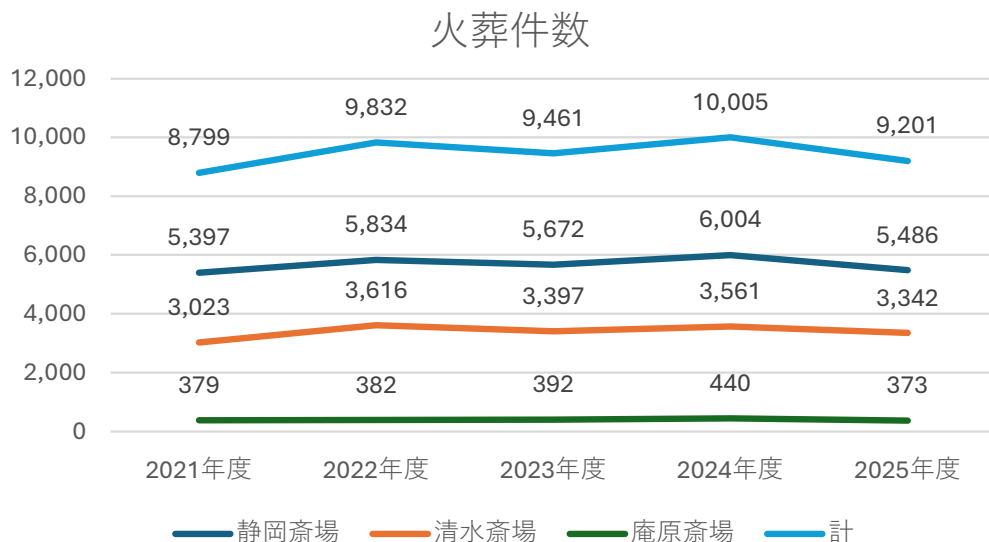


1-2 火葬状況と課題について

(3) 現在の火葬状況と推計値

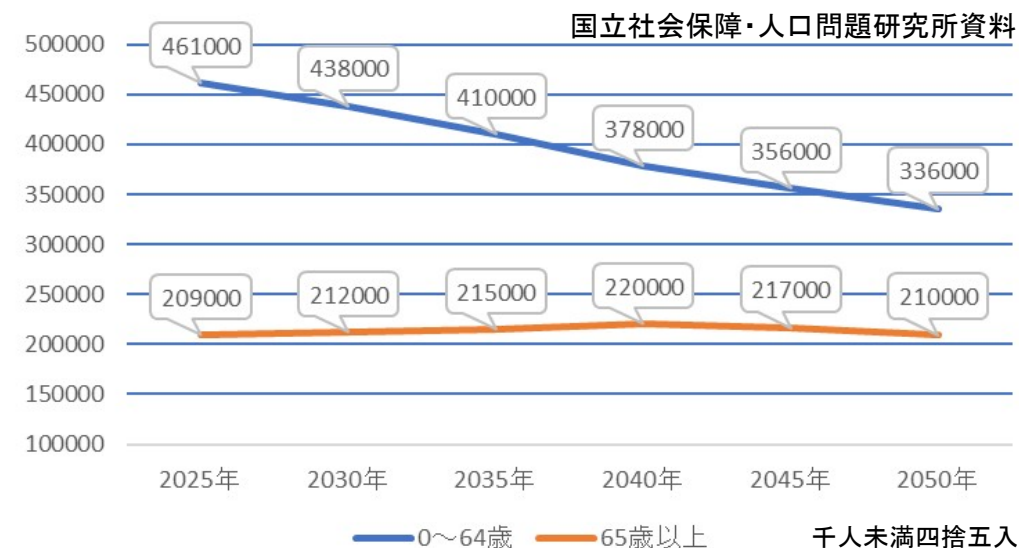
《実績》

直近2025年度は9,201件と、前年2024年度の過去最大火葬件数10,005件を下回った。



《高齢者人口の推移》

65歳未満の人口は減少するが、65歳以上の人口は横ばいのまま推移することが予測される。



(4) 斎場運営における主な課題

① 斎場施設の老朽化

供用開始から静岡斎場は25年、庵原斎場は40年を経過することから、日々の稼働による損耗も激しく修繕が頻発している。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、高齢者人口は今後も高水準であり、さらに死亡者数のうち65歳以上の割合は95%以上で推移すると見られている。このことから、死亡者数は今後も横ばいとなることが見込まれるため、安定した稼働を行うための設備更新や修繕等を行っていく必要がある。

② 円滑な斎場利用の維持

例年12月から2月にかけては、火葬件数の増加に伴い、3斎場ともにフル稼働となる。火葬数はここ数年、感染症の流行状況などもあり、年ごとに数百人程度の増減幅があるなど、動向は読みづらい状況が続いている。2024年度においては、これまでの最大の火葬数となり、火葬待ちが最大7日程度発生した。死亡者が増える期間の火葬時間延長等を行える体制構築の必要がある。(1-3へ)

1-3 具体的な取組

修繕計画に従った適正な施設維持管理の実施

《今後の整備計画》
 建設後10年以下の新しい斎場は清水斎場のみであり、老朽化が進んでいる静岡斎場と庵原斎場については、社会共有資産利活用推進方針に基づき、設備改修を計画的に実施し、火葬需要に100%対応していく。

年度	2025	2026（実施予定）		2029～2034（計画）
実施 内容	静岡斎場中規模改修	静岡斎場中規模改修	庵原斎場中規模改修	静岡斎場大規模改修
	火葬棟 （空調更新、受電設備改修）	待合棟 （空調更新、外壁改修・屋上防水工事）	外壁改修・屋上防水・空調更新・衛生工事等	

火葬需要ひっ迫時への対応策

2024年度の過去最大火葬件数10,005件から2025年度は約8%減の9,201件となった。単年度毎の火葬件数の上下はあるものの、全体としては右肩上がりの傾向は続いていくことが予想されるため、2026年度以降の特に繁忙期(12月から3月)の推移を見ながら、以下の対応策を進めていく。



- ・1日の火葬枠及び火葬炉回転数の増加。(1日2回転までの基本運用を、繁忙期の混雑時のみ一部3回転を組み込んだ臨時的運用の実施)
- ・委託による確実な人員体制の確保
- ・火葬件数の増加に伴う燃料費の確保
- ・火葬炉の計画的な修繕の実施

02 市民サービスコーナー

2-1 基本認識（市民サービスコーナー）

(1)市民サービスコーナー(SC)の設置状況(～2024年度) 市内全28か所

■ 葵区13か所

城東※、西奈※、藁科※、東部、北部、西部、麻機、美和、梅ヶ島、大河内、玉川、大川、清沢

■ 駿河区4か所

大里※、東豊田※、南部体育館、小鹿

■ 清水区11か所

三保、駒越、有度、高部、飯田、袖師、庵原、興津※、由比、両河内、小島



※ … 住民異動届・戸籍届出受付業務も実施



(2) コンビニエンスストアでの証明発行

■ 証明書コンビニ交付サービス(コンビニ交付)

本市は住民票等の証明書の発行箇所と利用時間の拡大による市民の利便性の向上を目的に、2016年1月にマイナンバーカードを利用した証明書コンビニ交付サービス(以下、コンビニ交付)を開始した。

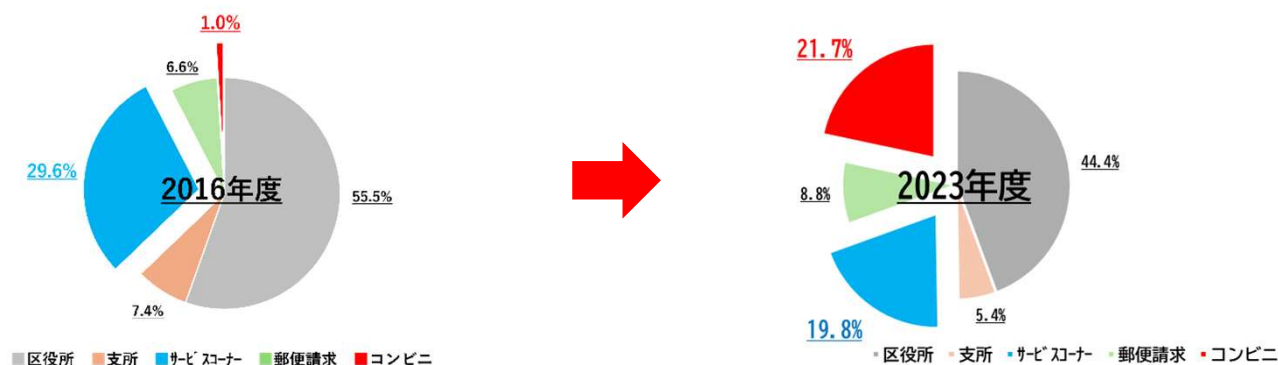


利用時間	6:30～23:00(年末年始、メンテナンス日除く)
取扱証明書	住民票の写し※、印鑑登録証明書、戸籍全部(個人)事項証明書※、戸籍の附票※、個人市・県民税課税(所得)証明書、個人市・県民税納税証明書 ※は最新のものに限り
注意事項	・有効な利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードが必要 ・コンビニ交付では、証明書に記載できない事項がある

2-2-1 市民サービスコーナーの段階的な廃止

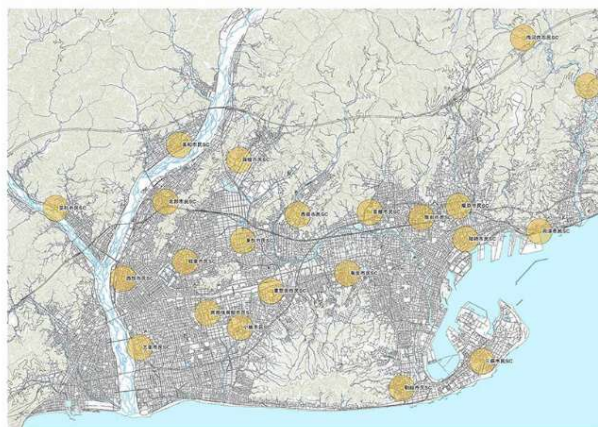
(1) 証明書取得場所別の利用率推移

① 証明書取得場所別の利用率推移

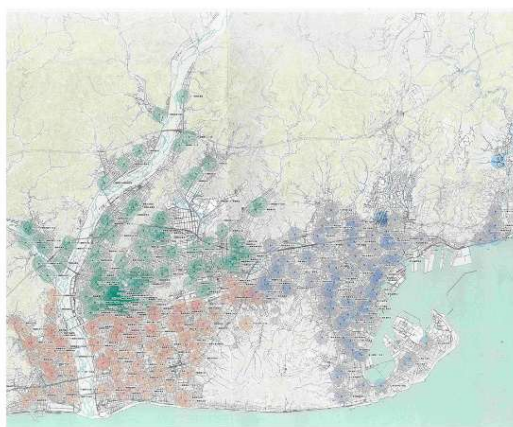


コンビニ交付の利用者は年々増加しており、証明書発行総数に占める割合は、2016年度の1.0%から2023年度には21.7%になった。その一方で、SCの利用はコンビニ交付に置き換わる形で29.6%から19.8%に減少した。また、マイナンバーカードの保有率が2024年4月末時点で80%を超えている(2026年6月末時点で85.4%)。

② 市民サービスコーナーとコンビニエンスストアの配置相関図(2024年5月時点)



【図1】市民サービスコーナーの設置状況
(円は半径500m) (再掲)



【図2】コンビニエンスストアの状況
2024年5月時点(円は半径300m)

SCで発行する証明書通数の9割はコンビニ交付で発行できる証明書である。

【図1】【図2】から、中山間地域を除くSCの周辺にはコンビニエンスストアが複数あることが分かった。

- ・中山間地域以外は、コンビニ交付サービスが、SC窓口での証明交付業務との置き換えが可能。
- ・中山間地域には引き続きSCが必要。

2-2-2 市民サービスコーナーの段階的な廃止

(2) 配置適正化検討の結果について

① SCの廃止前後での証明書取得の際の市民の総移動距離について、2023年度の証明書発行実績を用いて試算を行った。

- ▶ コンビニで取得できない一部の証明書は、区役所等まで行く必要があるため移動距離は伸びるが、コンビニで取得可能な証明書は、コンビニ交付により取得のための移動距離は短くなる。これにより、市民の証明取得のための総移動距離は短くなり、利便性が向上するという結果となった。

② SCを利用していた市民の一部が、SCの廃止により、コンビニ交付を利用せずに区役所・支所を利用することを想定し、その場合の証明通数と処理件数について試算を行った。

- ▶ 葵区役所・清水区役所では対応可能通数を上回るという結果となったため、コンビニ交付を利用しない市民の受け入れ先として両区役所周辺のSCについては当面の間、継続することとした。



全28か所のうち、15か所は2025年4月1日をもって廃止、13か所は継続

■ 廃止したSC 15か所

葵区 : 西奈、藁科、麻機、美和
駿河区 : 大里、東豊田、南部体育館、小鹿
清水区 : 三保、駒越、高部、袖師、庵原、興津、由比

■ 当分の間継続としたSC 6か所

葵区 : 城東、東部、北部、西部
清水区 : 有度、飯田

■ 継続するSC 7か所 (注) 周辺にコンビニがないため

葵区 : 梅ヶ島、大河内、玉川、大川、清沢
清水区 : 両河内、小島

2-2-3 市民サービスコーナーの段階的な廃止

(3) 当分の間継続するSCの廃止について

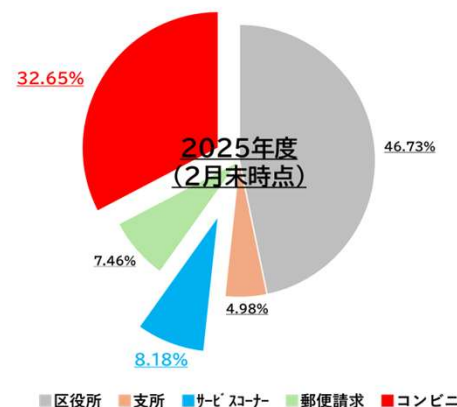
今後、コンビニ交付の利用がさらに高まることで、区役所等での証明発行数が減少していくことから、コンビニ交付の利用率と区役所窓口等での証明発行枚数の推移についてシミュレーションを行い、SCの廃止の可否について検討を行った。

- ▶ コンビニ交付の利用率が伸びることで、2027年には、当分の間継続とした6か所のSC(城東、東部、北部、西部、有度、飯田)を廃止しても区役所窓口が混雑することなく証明書発行対応が可能となる。



当分の間継続とした6か所のサービスコーナーについても、2027年12月末をもって廃止

- ◆ 市民にとっては身近で簡便なコンビニ交付が定着することから、市民は利便性の向上をより実感できるようになる。
- ◆ さらなる証明書コンビニ交付サービスの促進策に取り組む。



2-3 証明書コンビニ交付サービスの促進

「市内約300箇所にあるコンビニエンスストアで土日を含めた6時30分から23時まで証明書を短時間で簡単に取得することができる」という利便性の高いサービス。便利なコンビニ交付であるにもかかわらず、この利便性が広く知られていない現状がある。このことから、市民にコンビニ交付を利用していただき、証明書取得の簡単さを実感してもらうため、以下の取組を実施。

(1) コンビニでの交付手数料の100円減額の実施

2025年4月1日から5年間（予定）

— いつでも 近くで 簡単に！ 令和7年4月1日から！ —

静岡市の証明書が
コンビニ交付なら
お得に発行できます！

100円分

取得できる証明書	交付手数料（1通）		利用可能な時間	利用可能な店舗	持ち物
	コンビニ	窓口			
■ 住民票の写し ■ 戸籍の附票の写し ■ 印鑑登録証明書 ■ 課税・納税証明書	200円	300円	6:30～23:00 （年末年始、メンテナンス日を除く） ※メンテナンス日については、市HPでお知らせしています。	全国の ■ セブン-イレブン ■ ファミリーマート ■ ローソン ■ ミニストップ 等	■ マイナンバーカード ※4桁の暗証番号が必要です。 ■ 証明書交付手数料
■ 戸籍全部（個人）事項証明書	350円	450円			

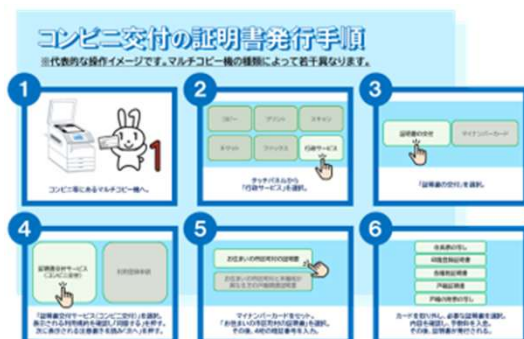
(2) コンビニ交付PR事業の実施

▶ コンビニ事業者と連携した、操作マニュアルの店舗への設置

▶ 市公式ウェブサイトでの周知

▶ 広告付き窓口番号案内表示システム「行政情報」での周知

▶ 広報紙 広報しずおか、自治会回覧版での周知



※イメージ（実際とはデザインが異なる）

